

## 資料11-1-1

## 主要行の平成17年3月期決算状況(単体) &lt;速報ベース&gt;

(単位:億円、%)

	実質 業務純益	不良債権 処分損 (▲)	株式等関係損益		経常利益	当期純利益	其他有価証券 評価損益		自己資本 比率	不良債権残高 (再生法開示債権)			不良債権 比率 (対総与信)	
			売却損益	うち償却(▲)			うち株式	うち要管理 債権		うち破綻 懸念先以下				
みずほ銀	3,509	910	372	407	35	1,522	122	893	1,690	10.87%	7,998	2,759	5,239	2.19%
みずほコーポレート	3,722	▲ 614	1,505	1,930	425	2,286	5,462	7,441	7,741	14.16% *	5,841	1,685	4,156	2.03%
みずほ信託	769	316	88	105	17	372	242	1,031	1,078	13.10% *	1,117	359	758	2.85%
みずほ計	8,000	613	1,965	2,441	476	4,181	5,826	9,365	10,509	12.58%	14,957	4,803	10,154	2.16%
東京三菱銀	5,243	1,256	▲ 304	531	835	3,390	2,275	7,468	7,067	12.21% *	9,948	3,396	6,552	2.50%
三菱信託	1,854	86	▲ 21	283	304	1,375	1,042	2,491	1,917	12.68% *	2,970	1,188	1,782	3.29%
MTFG計	7,097	1,342	▲ 325	814	1,139	4,764	3,317	9,959	8,984	12.31%	12,918	4,584	8,334	2.65%
UFJ銀	6,803	7,718	▲ 2,121	1,680	3,801	▲ 7,064	▲ 6,095	2,917	3,334	10.48% *	16,222	8,072	8,150	4.20%
UFJ信託	872	731	▲ 132	133	265	▲ 231	▲ 725	395	557	12.21%	941	560	381	3.05%
UFJ計	7,675	8,449	▲ 2,253	1,813	4,066	▲ 7,296	▲ 6,820	3,312	3,890	10.61%	17,163	8,632	8,530	4.12%
三井住友銀	9,405	9,548	▲ 1,187	1,089	2,276	▲ 717	▲ 1,369	6,514	6,673	11.32% *	18,246	4,519	13,727	3.30%
りそな銀	2,695	▲ 314	460	835	375	2,364	3,115	1,871	1,741	9.62%	6,368	3,100	3,269	3.35%
中央三井信託	1,743	439	164	254	90	1,350	835	630	1,167	9.80%	2,601	949	1,652	2.88%
住友信託	1,482	▲ 15	136	179	43	1,206	847	1,927	1,930	12.58% *	1,842	806	1,036	1.78%
11行計	38,097	20,063	▲ 1,040	7,424	8,464	5,852	5,751	33,577	34,894	11.64%	74,095	27,393	46,702	2.93%

(出典)決算短信等

(参考)過去の主要行合計の推移

14年3月期(13行計)	41,519	77,154	▲ 15,929	872	16,802	▲ 48,585	▲ 34,540	▲ 13,914	▲ 12,922	10.79%	268,017	113,515	154,502	8.42%
15年3月期(11行計)	39,066	48,969	▲ 31,964	▲ 11,285	20,679	▲ 44,167	▲ 44,125	▲ 5,514	▲ 12,358	9.43%	202,442	115,014	87,428	7.23%
16年3月期(11行計)	38,921	34,709	6,841	8,802	1,961	2,588	▲ 4,061	28,278	30,619	11.13%	136,163	69,522	66,641	5.18%
16年9月期(11行計)	18,365	11,003	589	4,199	3,610	3,175	▲ 270	23,172	26,368	11.19%	120,733	34,048	86,686	4.65%

(注1) \*印は国際基準行。

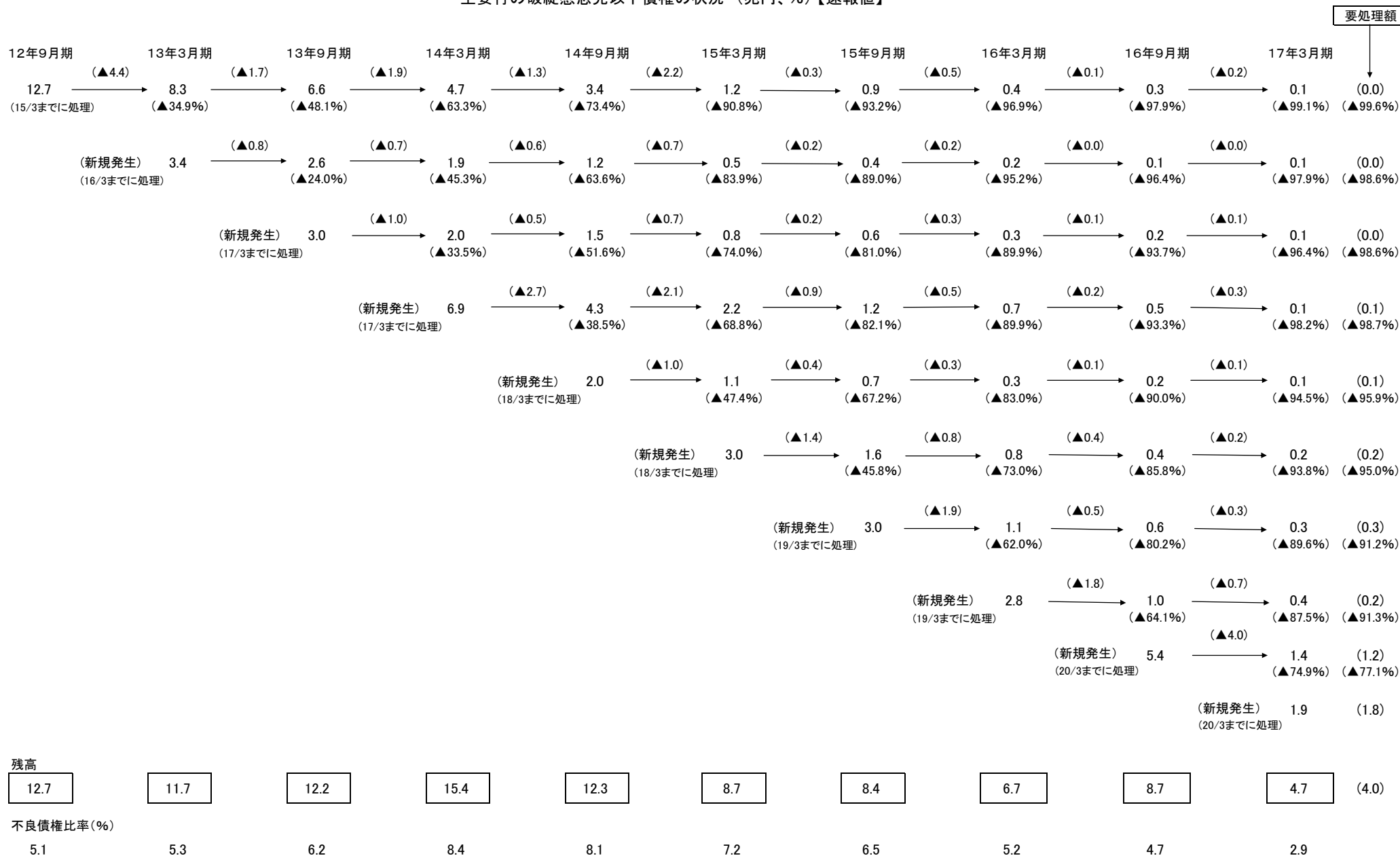
(注2) みずほグループ各行、UFJグループ各行及び中央三井信託における実質業務純益、不良債権処分損、株式等関係損益、経常利益、当期純利益、其他有価証券評価損益には、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

(注3) みずほグループ各行及びUFJ銀行の不良債権残高及び不良債権比率には、再生専門子会社の計数を含む。

(注4) 14年3月期における実質業務純益、不良債権処分損については旧東海銀行を含む計数。

(注5) 14年3月期における不良債権残高、比率については旧わかしお銀行を含む計数。

主要行の破綻懸念先以下債権の状況（兆円、%）【速報値】



(出典)決算短信より集計

(注)要処理額は、オフバランス化につながる措置を講じた債権残高を除いた額。

平成 17 年 6 月 14 日  
金 融 庁

<p style="text-align: center;">地域銀行の平成 16 年度決算の概要 (暫定集計値)</p>
---

## 1. 損 益

	17 年 3 月 期	16 年 3 月 期	(単位：兆円) 増減額
実質業務純益	2. 0	1. 9	+0. 0
不良債権処分損 (▲)	▲0. 9	▲1. 9	+1. 0
経常利益	1. 1	0. 0	+1. 1
当期純利益	0. 8	▲0. 6	+1. 4

## 2. 自己資本比率

	17 年 3 月 期	16 年 3 月 期	(単位：%) 増 減
自己資本比率 (加重平均)	9. 4	9. 0	+0. 4pt

## 3. 不良債権の状況

	17 年 3 月 期	16 年 3 月 期	(単位：兆円、%) 増 減
金融再生法開示債権(兆円)	10. 4	12. 8	▲2. 4
不良債権比率(%)	5. 5	6. 9	▲1. 4pt

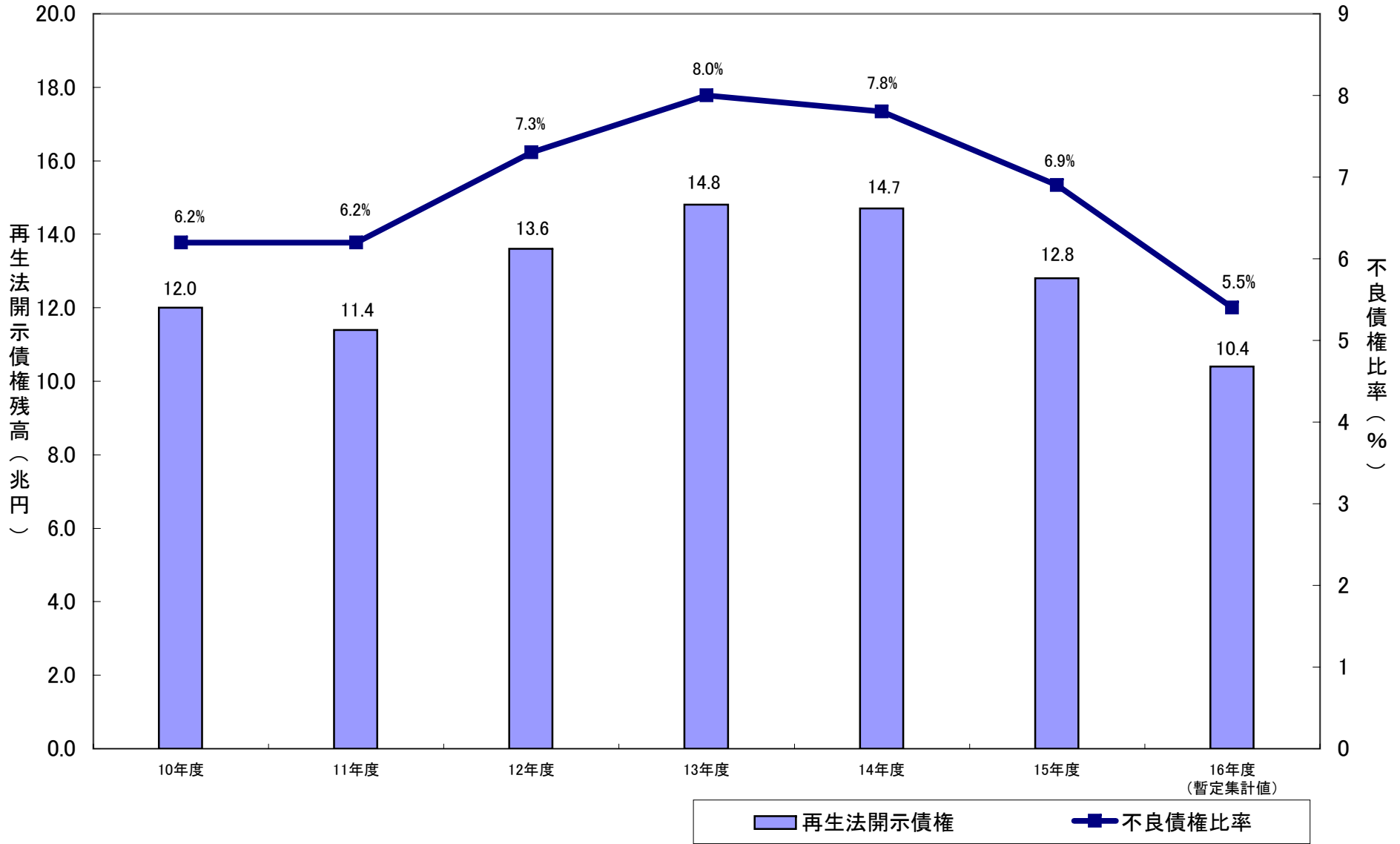
(注 1) 17 年 3 月期の集計対象は 113 行(地方銀行 64 行、第二地方銀行 48 行及び埼玉りそな銀行を含む。)

16 年 3 月期の集計対象は 115 行(地方銀行 64 行、第二地方銀行 50 行及び埼玉りそな銀行を含む。)

(注 2) 計数は単体ベース。ただし、不良債権の計数は、再生専門子会社分を含む。

暫定集計値

### 不良債権残高の状況（地域銀行）



(出典) 金融庁公表資料等。  
集計対象数は、10年度121行、11年度119行、12年度119行、13年度118行、14年度118行、15年度115行、16年度113行。  
計数は再生専門子会社分を含む。

## 資料11-2-1

## リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施）  （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース）  （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当が一部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

## リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
<b>破綻先債権</b> 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	<b>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</b> 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	<b>破綻先 実質破綻先</b> 第Ⅰ分類    第Ⅱ分類    第Ⅲ分類    第Ⅳ分類
<b>延滞債権</b> 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの		
<b>3カ月以上延滞債権</b> 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	<b>要管理債権</b> 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	<b>要注意先</b> 第Ⅰ分類    第Ⅱ分類
<b>貸出条件緩和債権</b> 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		
～	～	～

# 自己査定における債権分類基準

		← 高い 回収の可能性 低い →				
債務者区分	担保などの分類	優 良 保 証  (保証協会などの保証)	優 良 担 保  (預金・国債などの担保)	一般担保(不動産担保等)		担 保 な し
				相 当 分 額 の 見 込 額 % (処分可能の見込額)	相 当 分 額 の 差 額 % (見込額との差額)	
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	I		II	III	IV
	実質破綻先	I		II	III	IV
	破綻懸念先	I		II	III	III
	要管理先	I		II	II	II
	要注意先	I		II	II	II
	正常先	I		I	I	I

- IV (第4分類):回収不能債権
- III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権
- II (第2分類):回収に注意を要する債権
- I (第1分類):正常債権

**破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

**実質破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

**破綻懸念先** 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

**要注意先** 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

**うち要管理先** 要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

**正常先** 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

## 17 年 3 月期における不良債権の状況等（ポイント）

## 1. 不良債権（金融再生法開示債権）の状況

17 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 17.9 兆円であり、16 年 3 月期の 26.6 兆円に比べ▲8.7 兆円の減少となった。

これを内訳別にみると、要管理債権については、債務者の業況悪化等に伴う新規発生がみられたものの、債務者の業況改善や企業再生の進展等に伴う健全債権化が進んだこと等から▲5.2 兆円の大幅な減少となった。また、危険債権及び破産更生等債権（以下「危険債権以下」と略称）については、債務者の業況悪化等に伴う新規発生や要管理債権からの下方遷移がみられたものの、それを上回るオフバランス化が実施されたことを受けて、▲3.5 兆円の減少となった。

（参考）17 年 3 月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	▲8.7
うち 要管理債権	▲5.2
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+2.1
危険債権以下からの上方遷移	+0.2
（債務者の業況改善 +0.2 再建計画の策定 +0.1）	
[減少要因] 正常債権化	▲3.4
（債務者の業況改善 ▲1.9 再建計画の策定 ▲1.6）	
危険債権以下への下方遷移	▲2.3
（債務者の業況悪化等 ▲1.8 特別検査の影響 ▲0.4）	
返済等	▲1.9
うち 危険債権以下	▲3.5
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+3.1
要管理債権からの下方遷移	+2.3
[減少要因] オフバランス化	▲8.9

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

## 2. 個別貸倒引当金の状況

17 年 3 月期における全国銀行の個別貸倒引当金残高は 4.4 兆円と、個別貸倒引当金の対象となる危険債権以下の減少を受けて、16 年 3 月期の 5.4 兆円と比べ▲1.1 兆円の減少となった。

## 3. 不良債権処分損の状況

17 年 3 月期における全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は 2.8 兆円と、16 年 3 月期の 5.4 兆円と比べ▲2.5 兆円の減少となった。



(表1)17年3月期における不良債権等の状況

(単位:兆円)

	金融再生法開示債権			個別貸倒 引当金	不良債権 処分損
		破産更生等債権 及び危険債権	要管理債権		
都銀・長信銀等・信託	7.6 (▲6.2)	4.8 (▲2.0)	2.8 (▲4.2)	2.0 (▲0.6)	2.0 (▲1.5)
うち主要11行	7.4 (▲6.2)	4.7 (▲2.0)	2.7 (▲4.2)	1.9 (▲0.5)	2.0 (▲1.5)
地域銀行	10.4 (▲2.4)	7.3 (▲1.5)	3.1 (▲1.0)	2.4 (▲0.5)	0.9 (▲1.0)
小計(全国銀行)	17.9 (▲8.7)	12.1 (▲3.5)	5.9 (▲5.2)	4.4 (▲1.1)	2.8 (▲2.5)
協同組織金融機関	7.0 (▲1.0)	5.3 (▲0.7)	1.6 (▲0.4)	2.0 (▲0.3)	0.5 (▲0.1)
合計(預金取扱金融機関)	24.9 (▲9.7)	17.4 (▲4.2)	7.5 (▲5.5)	6.4 (▲1.4)	3.4 (▲2.6)

(注) 1. ( )内は、16年3月期からの増減額。

2. 都銀・長信銀等・信託の計数は、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含む。

3. 主要11行の計数は、都銀・長信銀等・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。

4. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

5. 計数は、みずほグループ各行、UFJ銀行、北陸銀行、西日本シティ銀行の再生専門子会社分を含む。

6. 金融再生法開示債権における協同組織金融機関には、信農連等を含まない。

(表2) 金融再生法開示債権の状況(平成17年3月期)

(単位:億円)

区 分	機関数	金融再生法開示債権				正常債権	合 計
		金融再生法開示債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	要管理債権		
都市銀行	6	64,630	9,270	31,830	23,530	2,112,170	2,176,790
長期信用銀行等	2	1,500	90	1,260	150	60,940	62,440
信託銀行	5	9,470	1,230	4,380	3,860	344,300	353,770
都銀・長信銀等・信託 (うち主要11行)	13 (11)	75,600 (74,100)	10,580 (10,500)	37,470 (36,210)	27,550 (27,390)	2,517,400 (2,456,470)	2,593,000 (2,530,560)
地方銀行	64	76,740	15,220	37,840	23,670	1,327,470	1,404,210
第二地方銀行	48	25,870	6,380	12,610	6,890	384,130	410,000
地域銀行	113	103,670	21,720	50,900	31,050	1,764,600	1,868,270
小計(全国銀行)	126	179,270	32,310	88,360	58,600	4,282,000	4,461,270
協同組織金融機関	489	69,780	22,350	31,040	16,390	838,290	908,080
うち信用金庫	299	56,610	17,260	26,470	12,880	652,070	708,680
うち信用組合	176	11,830	4,490	4,050	3,290	87,840	99,670
合計(預金取扱金融機関)	615	249,040	54,660	119,400	74,990	5,120,290	5,369,350

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
2. 長期信用銀行等の計数は、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含む。  
3. 主要11行の計数は、都銀・長信銀等・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。  
4. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。  
5. 計数は、みずほグループ各行、UFJ銀行、北陸銀行、西日本シティ銀行の再生専門子会社分を含む。  
6. 協同組織金融機関には、信農連等を含まない。

(表3) 金融再生法開示債権の推移

(単位:億円)

		11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期
都銀・長信銀等・信託	金融再生法開示債権	219,450 ( 219,450 )	203,580 ( 184,930 )	200,080 ( 180,320 )	283,850 ( 267,820 )	206,800 ( 202,440 )	138,020 ( 136,160 )	75,600 ( 74,100 )
	破産更生等債権	53,660 ( 53,660 )	40,800 ( 37,910 )	36,970 ( 31,800 )	35,290 ( 32,010 )	22,100 ( 21,610 )	14,940 ( 14,650 )	10,580 ( 10,500 )
	危険債権	123,180 ( 123,180 )	108,400 ( 100,660 )	91,700 ( 84,850 )	129,790 ( 122,330 )	67,740 ( 65,820 )	53,270 ( 51,990 )	37,470 ( 36,210 )
	要管理債権	42,610 ( 42,610 )	54,380 ( 46,370 )	71,410 ( 63,670 )	118,770 ( 113,480 )	116,960 ( 115,010 )	69,810 ( 69,520 )	27,550 ( 27,390 )
地域銀行	金融再生法開示債権	119,980	114,470	136,220	148,220	146,600	127,920	103,670
	破産更生等債権	49,550	37,060	39,640	38,750	35,370	28,580	21,720
	危険債権	50,970	54,080	58,640	63,360	62,390	58,610	50,900
	要管理債権	19,460	23,330	37,940	46,110	48,840	40,730	31,050
全国銀行	金融再生法開示債権	339,430	318,050	336,300	432,070	353,390	265,940	179,270
	破産更生等債権	103,210	77,860	76,610	74,040	57,470	43,520	32,310
	危険債権	174,150	162,480	150,340	193,150	130,130	111,880	88,360
	要管理債権	62,070	77,710	109,350	164,880	165,790	110,550	58,600
預金取扱金融機関	金融再生法開示債権	425,510	409,350	429,850	524,420	445,070	346,020	249,040
	破産更生等債権	142,050	112,470	110,610	103,960	87,020	70,090	54,660
	危険債権	203,910	197,040	186,270	229,120	166,200	145,480	119,400
	要管理債権	79,550	99,840	132,970	191,340	191,840	130,440	74,990

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. 都銀・長信銀等・信託の計数は、11年3月期は新生銀行及びあおぞら銀行を除き、12年3月期はあおぞら銀行を除く。17年3月期は、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含む。
3. ( )内は主要行の計数であり、主要行は都銀・長信銀等・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。
4. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
5. 全国銀行の計数は、都銀・長信銀等・信託及び地域銀行を集計。
6. 預金取扱金融機関には、信農連等を含まない。
7. 15年3月期以降の計数はUFJ銀行の再生専門子会社分を、16年3月期以降の計数はみずほグループ各行、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期においては、西日本銀行、福岡シティ銀行は合併し西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を、17年3月期は北陸銀行の再生専門子会社分を含む。

(表4) 不良債権処分損の推移(全国銀行)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	61,076 (42,898)	97,221 (77,212)	66,584 (51,048)	53,742 (34,607)	28,475 (19,621)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	27,319 (13,706)	51,959 (38,062)	31,011 (20,418)	16,157 (4,202)	940 (▲4,262)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	30,717 (26,500)	39,745 (34,136)	35,201 (30,376)	37,335 (30,472)	27,536 (23,862)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	25,202 (22,014)	32,042 (27,183)	21,627 (17,737)	25,166 (19,852)	17,114 (14,743)
バルクセールによる 売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	23,321 (20,128)	19,839 (18,759)	5,516 (4,486)	7,703 (6,953)	13,574 (12,640)	12,169 (10,621)	10,422 (9,119)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	8,035 (6,825)	5,482 (4,493)	3,040 (2,691)	5,517 (5,013)	372 (253)	250 (▲68)	▲1 (21)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	718,177 (589,674)	815,398 (666,886)	881,982 (717,934)	935,724 (752,541)	964,199 (772,162)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	312,563 (285,153)	352,308 (319,289)	387,509 (349,665)	424,844 (380,137)	452,380 (403,999)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	325,150 (192,810)	420,280 (276,260)	348,490 (204,330)	262,040 (135,670)	175,390 (72,900)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	115,550 (69,390)	133,530 (86,570)	125,850 (78,970)	114,300 (69,030)	85,350 (47,390)

(注) 1. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託を集計。

2. 8年3月期以降の計数は、都銀・長信銀等・信託(17年3月期は16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行の計数を含む。)及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。  
なお、( )内は、都銀・長信銀等・信託のみの計数。

3. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数には、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。また、12年3月期以降の計数には、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、14年3月期以降の計数には、石川銀行及び中部銀行を含まない。なお、11年3月期の計数には日本長期信用銀行(現新生銀行)及び日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)を含まない。

4. 16年3月期以降の計数は、みずほグループ各行、UFJ銀行、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期においては、西日本銀行、福岡シティ銀行は合併し西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期は北陸銀行の再生専門子会社分を含む。ただし、リスク管理債権残高の計数については、15年3月期以降UFJ銀行の再生専門子会社分を含み、15年9月期以降みずほグループ各行の再生専門子会社分を含む。

5. 不良債権処分損については、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。

6. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。

7. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。

8. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。

9. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。

(参考) リスク管理債権の状況(平成17年3月期)

(単位:億円)

	機関数	貸出金	リスク管理債権					貸倒引当金	
			破綻先債権	延滞債権	3カ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	個別貸倒引当金		
都市銀行	6	1,959,940	62,100	1,720	36,850	1,310	22,230	40,770	17,150
長期信用銀行等	2	60,490	1,480	30	1,300	30	120	2,580	1,050
信託銀行	5	340,510	9,320	370	5,070	30	3,850	4,040	1,800
都銀・長信銀等・信託 (うち主要11行)	13 (11)	2,360,950 (2,300,450)	72,900 (71,420)	2,120 (2,090)	43,210 (41,920)	1,370 (1,340)	26,200 (26,070)	47,390 (44,810)	20,000 (18,950)
地方銀行	64	1,374,920	75,840	4,060	47,130	660	23,980	29,380	18,240
第二地方銀行	48	403,400	25,590	2,030	16,640	130	6,790	8,220	5,480
地域銀行	113	1,831,540	102,480	6,120	64,320	840	31,210	37,960	23,860
小計(全国銀行)	126	4,192,490	175,390	8,240	107,530	2,210	57,400	85,350	43,860
協同組織金融機関	537	1,201,960	83,020	7,980	53,220	450	21,360	27,190	19,980
うち信用金庫	299	693,800	55,470	4,350	37,830	240	13,050	15,100	11,360
うち信用組合	176	97,360	11,660	1,290	7,120	120	3,130	3,500	2,780
合計(預金取扱金融機関)	663	5,394,460	258,400	16,220	160,750	2,660	78,760	112,540	63,840

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
2. 長期信用銀行等の計数は、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含む。  
3. 主要11行の計数は、都銀・長信銀等・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。  
4. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。  
5. 計数は、みずほグループ各行、UFJ銀行、北陸銀行、西日本シティ銀行の再生専門子会社分を含む。

緊急経済対策（抄）

第2章 具体的施策

1. 金融再生と産業再生

(1) 金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決

①不良債権の抜本的なオフバランス化

1) 原則

- (ア) 主要行は、以下の原則に基づき、オフバランス化（債権放棄などにより貸借対照表上の不良債権を落とすことをいう。）を進める。
- a. 破綻懸念先以下の債権に区分されるに至った債権について、原則として3営業年度以内にオフバランス化につながる措置を講ずる。
  - b. 既に、破綻懸念先以下の債権に区分されているものについては、原則として2営業年度以内にオフバランス化につながる措置を講ずる。
  - c. なお、オフバランス化に当っては、以下の点に十分留意する。
    - ・オフバランス化の判断は、各行の経営に与える各種リスク、地域経済に与える影響等も含め経済合理性に基づき行うものとする。
    - ・私的整理における関係者間の調整等に当っては、下記② 1)のガイドラインに沿って、早期かつ円滑な調整に努める。
- (イ) 債務者が中小企業の場合であっても、各企業の実態等も十分に踏まえつつ、企業の再建及びそれに伴う不良債権のオフバランス化に取り組むことを要請する。
- (ウ) 以上の措置に伴い、地域金融機関を含む金融機関の不良債権のオフバランス化が進み、経営の健全性が確保され、次代を担う新規産業に対する円滑な資金供給等その社会的使命が一層果たされるとともに、経済の構造改革に資することが期待される。
- (エ) なお、以上の措置は本年4月1日に開始した営業年度より実施する。
- 2) オフバランス化の実績公表と行政によるモニタリング
- (ア) 主要行に対して、不良債権のオフバランス化の実績を、每期、公表するよう要請する。
- (イ) 金融庁は、上記原則に基づき、主要行のオフバランス化の進展状況をフォローアップする。

### 3) 資本増強行のフォローアップにおける考え方の明確化

不良債権の積極的な処理により、自己資本に対する業務純益の水準（ROE）又は当期利益の実績が計画ベースの数値より3割以上低下した場合の考え方（いわゆる3割ルール適用）について、不良債権のオフバランス化を促進させることの重要性を踏まえ、その明確化を図る。

### 4) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生の防止

各金融機関に対し、要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生の防止のための体制整備を求める。

## ②企業再建の円滑化

### 1) 経営困難企業の再建及びそれに伴う債権放棄に関する原則の確立

経営が困難な企業の再建及びそれに伴う債権放棄に関して、関係者間の調整プロセスの公正、円滑化を図るため、私的整理における再建計画の策定等に係る調整手続等について、関係者の共通認識が醸成されることが望ましい。このため、関係者に働きかけて、政府も参加する検討の場を設け、いわゆるガイドラインとして早急に取りまとめた上、公表する。

### 2) 産業再生法の活用

産業再生法において、新たに、債権放棄を含む事業再構築計画の認定基準を明確化（計画終了時に、有利子負債をキャッシュフローベースでの収益の10倍以内とする等）し、事業再構築に取り組む企業への政策融資（日本政策投資銀行の融資制度の拡充等により、非設備資金を含めた事業資金を円滑に供給）とともに、併せて、債権放棄の税務上の取扱いに関して迅速かつ円滑な対応を行なうための相談体制の整備等により、私的整理の取り組みを側面から支援する。

### 3) 建設産業の再編の促進

技術と経営に優れた企業が伸びられる環境を整備するため、公共工事入札・契約適正化法等により不良・不適格業者の排除を徹底するとともに、合併等の企業連携に対する支援、市場原理に沿った公共工事の発注方策の検討等、建設業界の再編の促進に向けた市場環境の整備を進める。

### 4) 会社分割法制の活用

本年4月、会社分割法制及びこれに関連する税制が施行されたことから、事業を再構築して経営の効率性の向上を図るために、会社分割法制を有効に活用することを民間関係者に要請する。

### 5) 会社更生法、民事再生法の改善

会社更生法について、より使いやすい法制に改めることとし、所要の改正案

を平成14年中に国会に提出する。民事再生法についても、今後の運用実績を踏まえ、増資に関する特則手続きの創設、再建計画策定中の融資（DIPファイナンス）における優先性の向上なども含めて検討し、平成15年度を目途に必要な見直しを行う。

### ③金融機関の債権放棄等の円滑化

#### 1) 企業の債権計画策定中の融資（DIPファイナンス等）の円滑化

(ア) 企業の再建計画策定中の融資（DIPファイナンス等）の円滑化について十分配慮し、資金供給に前向きに取り組むよう、民間金融機関に要請するとともに、併せて、公的金融機関も積極的に対応する。

(イ) 民事再生法、会社更生法におけるDIPファイナンスに関し、日本政策投資銀行において設けられた融資制度（事業再生融資制度）の積極的な活用を図るとともに、中小企業に対するDIPファイナンスの円滑化に向けた方策について検討を進める。

#### 2) デット・エクィティ・スワップ（債権の株式化）の活用

デット・エクィティ・スワップによって取得した株式について、銀行法上の5%ルールの実運用の明確化を図るとともに、流動化促進策等を検討する。

#### 3) 公的金融機関等による対応

民間金融機関が債権放棄を行おうとする場合に、公的金融機関等についても、上記②1)のガイドラインによる調整プロセスの公正性、国民負担への影響等に十分配慮しつつ、適切な対応を検討する。

#### 4) 税務上の円滑な対応

金融機関が行う債権放棄の税務上の取扱いについては既に平成10年に明確化が図られているところであり、今後、金融機関がオフバランス化を促進させることに伴い、税務相談体制の整備など迅速かつ円滑な対応を図るとともに、上記②1)のガイドラインに基づく債権放棄の税務上の取扱いについて検討する。

#### 5) 金融検査マニュアルの明確化

金融検査マニュアルの明確化の観点から、実態に応じ共益債権（DIPファイナンス等）を非分類、二分類等に分類できることを明らかにするなど、必要な措置を検討する。

### ④債権の流動化

#### 1) 整理回収機構（RCC）の機能の一層効果的な発揮

民間金融機関より不良債権を受託する信託業務等、RCCの機能の一層効果的な発揮を検討する。（また、RCCによる健全銀行の不良債権買取り業務を延長す



る。)

2) 債権の売買に関する契約書、取引方法等の標準化

債権の流動化に関し、日本ローン債権市場協会（JSLA）における契約書、取引方法等の標準化について、早期に結論を得るように要請する。債権流動化に係るデータの標準化を図る。

3) 債権回収会社（サービサー）の取扱債権の範囲の見直し

債権回収会社の取扱債権の範囲を大幅に拡大することにより、債権回収の円滑化に努める。

⑤その他

1) 中小企業への対応

不良債権のオフバランス化及び企業再建の促進に伴って、対象となる企業と取引等の関係にある中小企業が、連鎖倒産の危険など経営の安定に不測の支障を生じないよう、金融面で適切に対応するとともに、中小企業自身の健全化に向けての前向きな努力を経営革新対策により積極的に支援する。

2) プロジェクトファイナンスの普及

今後、金融機関が、プロジェクトファイナンス等各事業毎の収益性に着目した融資を積極的に活用することを期待する。

## より強固な金融システムの構築に向けた施策

### 1. 不良債権処理の促進

- 不良債権処理の促進のため、現在、主要行の破綻懸念先以下の債権（新規発生分）について、3年以内にオフバランス化につながる措置を講ずるとの期限を設定している。

この枠組みの中で、オフバランス化を一層加速するため、具体的な処理目標として、原則1年以内に5割、2年以内にその大半（8割目途）について所要の措置を講ずるよう要請する。

- 上記処理目標を確実に実現するため、信託を含むRCCの機能を積極的に活用するよう要請する。

### 2. 主要銀行グループ通年・専担検査の導入

- 主要銀行グループ別に検査部門を再編成し、各部門が1年を通じて同一グループ内の金融機関を継続的かつ専担的に検査し、実質常駐検査体制とすることにより、検査の実効性・効率性を高める。
- 内部監査体制等について重点的に検証するため、民間の専門家を登用した専門班が各グループを横断的に検査する。

### **3. 金融機関の合併促進**

- 今後の我が国金融システムをより強固なものとするため、その担い手である金融機関について、収益性の改善等により経営基盤を一層強化するとともに中小企業金融の円滑化を図るため、主として地域金融機関を念頭において、合併促進を中心とした施策を早急に検討する。

- 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」  
 ○「痛み」を最小にしながらか経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

## 《1. 新しい金融システムの枠組み》

- (1) 安心できる金融システムの構築  
 ○ 国民のための金融行政  
 ○ 決済機能の安定確保  
 ○ モニタリング体制の整備
- (2) 中小企業貸出に対する十分な配慮  
 ○ 中小企業貸出に関する担い手の拡充  
 ○ 中小企業再生をサポートする仕組みの整備  
 ○ 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出  
 ○ 中小企業の実態を反映した検査の確保  
 ○ 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備  
 — 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置  
 — 貸し渋り・貸し剥がし検査
- (3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結  
 ○ 政府と日銀が一体となった支援体制の整備  
 ○ 「特別支援金融機関」における経営改革  
 ○ 新しい公的資金制度の創設

## 《2. 新しい企業再生の枠組み》

- (1) 「特別支援」を介した企業再生  
 ○ 貸出債権のオフバランス化推進  
 ○ 時価の参考情報としての自己査定を活用  
 ○ DIPファイナンスへの保証制度
- (2) RCCの一層の活用と企業再生  
 ○ 企業再生機能の強化  
 ○ 企業再生ファンド等との連携強化  
 ○ 貸出債権取引市場の創設  
 ○ 証券化機能の拡充
- (3) 企業再生のための環境整備  
 ○ 企業再生に資する支援環境の整備  
 ○ 過剰供給問題等への対応  
 ○ 早期事業再生ガイドラインの策定  
 ○ 株式の価格変動リスクへの対処  
 ○ 一層の金融緩和の期待
- (4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

## 《3. 新しい金融行政の枠組み》

- (1) 資産査定の厳格化  
 ○ 資産査定に関する基準の見直し  
 — 引当に関するDCF的手法の採用  
 — 引当金算定における期間の見直し  
 — 再建計画や担保評価の厳正な検証 等  
 ○ 特別検査の再実施  
 ○ 自己査定と金融庁検査の格差公表  
 ○ 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化  
 ○ 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2) 自己資本の充実  
 ○ 自己資本を強化するための税制改正  
 ○ 繰延税金資産の合理性の確認  
 ○ 自己資本比率に関する外部監査の導入 等
- (3) ガバナンスの強化  
 ○ 優先株の普通株への転換  
 ○ 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出  
 ○ 早期是正措置の厳格化  
 ○ 「早期警戒制度」の活用 等

— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

## 〔基本的考え方〕

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現



- ◎平成16年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化  
 ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

平成14年10月30日  
金融庁

## 金融再生プログラム

### — 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るためには、まず主要行の不良債権問題を解決する必要がある。平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す。そこで、主要行の資産査定厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化などの点について、以下に示す方針で行政を強化する。

#### 1. 新しい金融システムの枠組み

構造改革を加速するための新しい金融システムを構築することを目的に、以下の措置を講ずる。

##### (1) 安心できる金融システムの構築

国民が金融機関に対する不安を抱くことなく暮らせるようにすることを目的に、以下の措置を講じて安心できる金融システムを構築する。

##### (ア) 国民のための金融行政

金融行政が護るべき対象は、預金者、投資家及び借り手の企業や個人など国民であることを確認する。

##### (イ) 決済機能の安定確保

決済機能の安定確保を図るために、その全額を保護の対象とする「決済用預金」を平成17年4月に導入する。それまでの間については、不良債権処理の加速等の政策強化を進める中で、預金者にいたずらに不安を与えることのないよう、ペイオフの完全実施を延期する。

##### (ウ) モニタリング体制の整備

金融庁内に「金融問題タスクフォース」を新設し、平成16年度には不良債権問題を終結させるという目標の達成に向け、その状況をモニタリングする。

## (2) 中小企業貸出に対する十分な配慮

主要行の不良債権処理によって、日本企業の大宗を占める中小企業の金融環境が著しく悪化することのないよう、以下のセーフティネットを講じる。

### (ア) 中小企業貸出に関する担い手の拡充

中小企業の資金ニーズに応えられるだけの経営能力と行動力を具備した新しい貸し手の参入については、銀行免許認可の迅速化や中小企業貸出信託会社（Jローン）の設置推進などを積極的に検討する。

### (イ) 中小企業再生をサポートする仕組みの整備

実態に合わせて中小企業の再生をサポートできるよう、信託機能やデット・エクィティ・スワップ等の活用など、金融上の仕組みの整備を検討する。

### (ウ) 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出

健全化計画における中小企業貸出計画に関する重度の未達先に対しては、原則として業務改善命令を発出し、軽度の未達先に対しては、即時に改善策の報告を徴求する。

### (エ) 中小企業の実態を反映した検査の確保

中小企業の実態を反映した的確な検査等を確保する。また、借り手企業に対し、金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の趣旨・内容を周知徹底する。

### (オ) 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備

金融機関による不当な「貸し剥がし」等が発生しないように、モニタリング体制を強化するほか、必要な場合には効果的な検査を実施する。

#### ① 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設

中小企業が、今回の一連の措置や金融検査マニュアルなどを理由に、金融機関から貸し渋り貸し剥がし等の不当な扱いを受けた場合に、金融庁に直接通報できるよう、ファックスやEメールの受付窓口を金融庁内に設ける。

#### ② 「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」によって通報された内容を吟味した結果、重大な問題があると判断される場合には、その金融機関に対して報告を徴求するほか、必要があれば検査を実施し、適切な行政処分を行う。

### (3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結

金融機関の不良債権問題の解決に対して政府が積極的に関与するとの立場から、以下の措置を講ずる。

#### (ア) 政府と日銀が一体となった支援体制の整備

個別金融機関が経営難や資本不足もしくはそれに類似した状況に陥った場合等には、以下に示す「特別支援」の枠組みを即時適用し、万が一にもシステミックリスクが発生し、または経済が底割れすることのないよう、政府・日本銀行が一体となって万全の対応を期す。

##### ① 日銀特融による流動性対策

万が一金融危機のおそれが生じた場合には、金融庁は責任をもって適切な対応を取るとともに、日本銀行に特別融資等必要な措置を要請し、一体となって万全の危機管理体制を整備する。

##### ② 預金保険法に基づく公的資金の投入

必要な場合には、現行の預金保険法に基づき、速やかに所要の公的資金を投入する。

##### ③ 検査官の常駐的派遣

「特別支援」の対象となった金融機関（「特別支援金融機関」）の取締役会や経営会議などに、検査官を陪席させることを検討する。

#### (イ) 「特別支援金融機関」における経営改革

「特別支援金融機関」においては、経営を改革し、早期健全化を行う。

##### ① 経営者責任の明確化

「特別支援」を受けることとなった金融機関を代表する経営者については、責任の明確化を厳しく求める。

##### ② 適切な管理方法

「特別支援」を受けることとなった金融機関においては、「新勘定」と「再生勘定」に管理

会計上分離し、適切に管理する。

### ③ 事業計画のモニタリング

「金融問題タスクフォース」は、「特別支援金融機関」の新しい経営陣による事業計画をチェックしてその妥当性について金融担当大臣に助言するほか、その履行状況をモニタリングし、金融担当大臣に報告する。なお、上記適切な管理方法を適用した後も黒字体質に転換しないなどにより必要と思われる場合は、適切な措置を金融担当大臣に進言する。

#### (ウ) 新しい公的資金制度の創設

金融システムの安定に万全を期しつつ、不良債権問題を終結させるため、迅速に公的資金を投入することを可能にする新たな制度の創設の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置を講ずる。

## 2. 新しい企業再生の枠組み

構造改革を更に加速するため、以下のように、新しい企業再生の枠組みを可及的速やかに実現する。

### (1) 「特別支援」を介した企業再生

「特別支援金融機関」は、新しい経営陣の下で知恵と工夫を活かし、企業再生を図るため、以下の点に関して経営努力を傾注する。

#### (ア) 貸出債権のオフバランス化推進

破綻懸念先以下債権等について、RCCや企業再生ファンド等に売却することによって、企業再生のプロセスを加速する。その際、RCCによる買取に関しては、必要に応じ財政的措置についても検討する。

#### (イ) 時価の参考情報としての自己査定を活用

破綻懸念先以下債権をRCCに売却する場合には、「特別支援」の枠組みの下で十分な引当を積んだ自己査定であることを前提に、RCCの買取価格である時価を判断する際の一つの参考情報として採用することを検討する。

#### (ウ) DIPファイナンスへの保証制度



法的整理手続に入った企業について、当該「特別支援金融機関」がDIPファイナンスを担う場合において、再生可能な部分を甦生させるための信用保証制度について検討する。

## (2) RCCの一層の活用と企業再生

以下の点に配慮しつつ、RCCへの不良債権売却の促進や企業再生ファンドの活用、再生対象企業に対する政府系金融機関による支援など、企業再生を促進する枠組みを早急に整備・活用する。

### (ア) 企業再生機能の強化

企業再生機能を強化するため、RCC内における企業再生部門の強化等を検討する。そのための人員確保や政策投資銀行、国際協力銀行などを活用した企業再生ファンドの拡充、企業再生のノウハウを有する商工中金等との連携強化などについては、積極的に対応する。

### (イ) 企業再生ファンド等との連携強化

RCCは、購入した債権に関しては回収・売却を加速するとともに、企業再生ファンドなどへの橋渡しを果たすことにより回収の極大化を図る。このような観点から、購入して短期間で回収できない案件については、原則として、売却する方向で早急に検討する。

### (ウ) 貸出債権取引市場の創設

RCC及び政府系金融機関等は、保有している貸出債権の売却を加速することによって、日本における貸出債権の取引市場の創設に努力を傾注する。その際、RCCの貸出債権毎の採算についてより機動的な対応ができるよう、総合的に検討する。

### (エ) 証券化機能の拡充

RCCは、自らが保有する大量の貸出債権を対象ポートフォリオとした証券化の機能を強化し、実際に資産担保証券の売却を進める努力を継続する。

## (3) 企業再生のための環境整備

企業を再生する環境を整備するため、政府が目指すのは企業淘汰ではなく企業再生であるとの認識の下、経済産業省、国土交通省などの関係府省との連携をこれまで以上に強化し、以下の施策を講じる。

### (ア) 企業再生に資する支援環境の整備

不良債権の最終処理と企業の早期再生を支援するとともに、中小企業への円滑な金融の確保に努めるため、税制、投融资制度、商法の特例などについて、実現可能なものから出来る限り早く整備を行うよう、関係府省に要請する。

(イ) 過剰供給問題等への対応

過剰供給問題や過剰債務問題に正面から取り組むべく、産業・事業分野が供給過剰になっているかどうか等について政府としての指針・考え方をまとめるとともに、安易な企業再生に政府の「お墨付き」を与えることのないよう適正な基準を定めることを、関係府省に要請する。

(ウ) 早期事業再生ガイドラインの策定

企業が自ら事業再生に着手するよう、「早期事業再生ガイドライン」の策定作業を早急に進め、関係者間のコンセンサス形成を図るよう、関係府省に要請するとともに、金融庁も検討に参画する。

(エ) 株式の価格変動リスクへの対応

金融機関保有株式の価格変動リスクは、金融機関経営の大きな不安定要因となっており、その存在は企業再生プロセスに不測の影響を与えかねないことに鑑み、日本銀行による金融機関保有株式の買い取りの円滑な推進を期待する。

(オ) 一層の金融緩和の期待

企業再生のプロセスを支えるため、一層の金融緩和が行われるよう日本銀行に期待する。

(4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

企業・産業の再生に取り組むため、新たな機構を創設し、同機構が再生可能と判断される企業の債権を金融機関から買い取り、産業の再編も視野に入れた企業の再生を進める必要がある。このため、政府が一体となって、速やかに所要の作業準備が進められるよう要請する。

### 3. 新しい金融行政の枠組み

構造改革を加速するための金融行政の新しい枠組みを構築することを目的に、以下の措置を講ずる。

## (1) 資産査定厳格化

金融機関の資産査定については、これまでも増して厳格化を図るため、以下の施策を講ずる。

### (ア) 資産査定に関する基準の見直し

資産査定の基準については、市場評価との整合性を図るため、以下の措置を講ずる。

#### ① 引当に関するDCF的手法の採用

主要行において要管理先の大口債務者については、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式を基礎とした個別的引当を原則とし、早急に具体的手法を検討する。

#### ② 引当金算定における期間の見直し

主要行において、暫定的に定められている1年基準及び3年基準について、米国等の扱い等を踏まえ検討を行う。

#### ③ 大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一

主要行について正常先でない大口債務者の債務者区分に関しては、適正な資産査定を実施している先にレベルを揃えるための具体的な仕組みを導入する。

#### ④ デット・エクイティ・スワップの時価評価

株式を上場しているなど合理的に株価を算定することが可能な大口貸出先向けのデット・エクイティ・スワップに関しては、取引の時期を問わず、時価評価を適用することを検討する。

#### ⑤ 再建計画の厳格な検証

再建計画の進捗状況や妥当性を継続的に検証することを目的とした専門家を含む検証チームを設置する。

#### ⑥ 担保評価の厳正な検証

鑑定評価を担保評価に用いている場合には、原則として独立した不動産鑑定士による法定鑑定を用いる方向で検討する。

#### (イ) 特別検査の再実施

平成15年3月期について、リアルタイムの債務者区分の厳格な検証を継続する形で、特別検査の実質的な再実施を行う。

#### (ウ) 自己査定と金融庁検査の格差公表

これまで実施された金融庁検査を基に、主要行の自己査定と検査結果の格差について集計ベースで公表する。自己査定と検査結果の格差については、今後定期的に公表する扱いとし、各行に格差是正を求める。

#### (エ) 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化

正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が是正されない場合には、当該行に対し、業務改善命令を発出する方針を明確化する。

#### (オ) 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言

資産査定を含む財務諸表が正確であることに関し、代表取締役に署名を求めることを検討する。

### (2) 自己資本の充実

金融機関の自己資本については、資本の質の実態を見極めつつ、真の充実を図るため、以下の施策を講ずる。

#### (ア) 自己資本を強化するための税制改正

金融機関の自己資本を強化するため、以下の措置を関係府省に強く要望する。

##### ① 引当金に関する新たな無税償却制度の導入

破綻懸念先以下の債務者に関しては、金融庁の監督と検査の下での自己査定の結果を以って無税対象と認定する制度の導入を要望する。また、部分直接償却により企業会計上損失が確定した場合についても、例えば、無税償却に係わる担保処分要件の緩和等特段の配慮を求める。

##### ② 繰戻還付金制度の凍結措置解除

欠損金の繰戻還付について、凍結措置の解除及び期間の延長を要請する。

### ③ 欠損金の繰越控除期間の延長検討

現行5年となっている繰越控除期間の延長を要請する。

#### (イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化

繰延税金資産については、その資本性が脆弱であるため、自己資本比率規制における取扱いについては、会計指針の趣旨に則ってその資産性を厳正に評価するとともに、算入上限についても速やかに検討する。

#### (ウ) 繰延税金資産の合理性の確認

主要行の経営を取り巻く不確実性が大きいことを認識し、翌年度を超える将来時点の課税所得を見積もることが非常に難しいことを理解した上で、外部監査人に厳正な監査を求めるとともに、主要行の繰延税金資産が厳正に計上されているかを厳しく検査する。

#### (エ) 債務者に対する第三者割当増資部分の検討

債務者が引き受けている第三者割当増資部分に関しては、実質的な迂回融資になっていないかなど、資本としての適格性を念入りにチェックする。

#### (オ) 銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理

今回の一連の措置で整理し切れなかった論点については、金融庁としての見解を引き続き検討し、今後の自己資本比率規制の見直しにつなげる。

#### (カ) 自己資本比率に関する外部監査の導入

自己資本比率規制上の自己資本比率の算定を外部監査の対象とすることについて、法令上の手当を含めて検討する。

### (3) ガバナンスの強化

金融機関経営におけるガバナンスを強化するため、以下の施策を講ずる。

#### (ア) 外部監査人の機能

資産査定や引当・償却の正確性、さらに継続企業の前提に関する評価については、外部監査人が重大な責任をもって、厳正に監査を行う。

#### (イ) 優先株の普通株への転換

政府が保有している銀行の優先株の普通株への転換については、期限の到来、経営の大幅な悪化など諸条件に該当する場合には転換する方向で、運用ガイドラインを可及的速やかに整備する。

(ウ) 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出

健全化計画等の未達に関しては、その原因と程度に応じて必要性を判断し、行政処分を行うとともに、改善が為されない場合は、責任の明確化を含め厳正に対応する。

(エ) 早期是正措置の厳格化

早期是正措置における現行区分のあり方を含め、各区分における措置の内容を厳格に見直す。

(オ) 「早期警戒制度」の活用

自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

#### 4. 今後の対応

主要行を対象とした以上の措置を速やかに実施に移せるよう、本年11月を目途に作業工程表を作成、公表する。また、関連する諸制度の整備に努める。

また、中小・地域金融機関の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有する「レーションシップバンキング」のあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定する。

項目	進捗状況						
	(単位:%)						
平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る	14年		15年		16年		17年
	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月
	8.4	8.1	7.2	6.5	5.2	4.7	2.9

項目	実施状況	参考
<b>1. 新しい金融システムの枠組み</b>		
(1) 安心できる金融システムの構築		
(ア) 国民のための金融行政		
(イ) 決済機能の安定確保	・「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」を施行(15年4月1日)	・金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫)の約98%が当座預金以外の決済用預金を提供(17年4月1日現在)
(ウ) モニタリング体制の整備 「金融問題タスクフォースの新設」	・「金融問題タスクフォース」を設置(14年12月27日)	・これまで19回開催
(2) 中小企業貸出に対する十分な配慮		・中小企業に対する金融機関の貸出態度は積極的な動きが明確化(日銀短観の貸出態度判断D、IIはプラスに転じ、改善)
(ア) 中小企業貸出に関する担い手の拡充	・銀行免許認可の迅速化について直ちに対応 ・信託業の担い手や受託可能財産の範囲の拡大等を内容とする「信託業法」を施行(16年12月30日)	・17年3月末までに、信託契約代理店28社登録、信託受益権販売業者18社登録
(イ) 中小企業再生をサポートする仕組みの整備	・RCCにおいて、中小企業再生型信託スキームを創設(14年11月22日)	・RCCにおいて、17年3月末までに3,500億円を超える中小企業再生型信託を設定
(ウ) 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出	・平成14年度健全化計画から適用	・14年10月、2行に対して、15年1月、1行に対して、業務改善命令を発出
(エ) 中小企業の実態を反映した検査の確保	・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等で得た情報を活用し、中小企業の経営実態に応じた検査を実施 ・中小企業の実態に即した検査を確保する観点から、検査マニュアル別冊[中小企業融資編]を改訂(16年2月26日) ・同別冊について、検査官への研修、金融機関、中小企業の経営者等への説明会の開催など周知徹底活動を実施	・マニュアル別冊改訂後、17年3月末までに、金融機関に対し61回(延べ1350機関)、商工団体等に対し217回(延べ301団体)の説明会を実施
(オ) 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備		
①「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設	・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」を金融庁(14年10月25日)・財務局等(14年11月1日)に開設 ・PR用チラシを地方自治体、商工会・商工会議所等に配付	・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の受付件数は、減少傾向(受付件数:15年度 752件、16年度 341件)
②「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施	・「ホットラインの受付・活用状況について」を四半期毎に公表	
(3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結		
(ア) 政府と日銀が一体となった支援体制の整備		
①日銀特融による流動性対策	・必要な場合には、直ちに対応	・りそな銀行及び足利銀行に対し日銀特融を要請
②預金保険法に基づく公的資金の投入	・必要な場合には、直ちに対応	・りそな銀行に対し1.96兆円の資本増強を実施
③検査官の常駐的派遣	・「『特別支援金融機関』に対する経営監視について」を公表(15年4月4日)	・りそな銀行に対する経営監視チームの設置(15年5月) ・りそなホールディングス及びりそな銀行に対し、ガバナンスの検証に重点を置いた検査を実施。その後、通年・専担検査体制の下、年1回の通常検査及び特別検査等を実施

項目	進捗状況	
(イ)「特別支援金融機関」における経営改革 ①経営者責任の明確化 ②適切な管理方法(「新勘定」、「再生勘定」) ③事業計画のモニタリング (ウ)新しい公的資金制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厳しく対応する方針</li> <li>・「管理会計上の勘定分離の仕組みの整理について」を公表(15年4月4日)</li> <li>・「金融問題タスクフォース」を設置(14年12月27日)</li> <li>・金融審議会において、「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」を公表(15年7月28日)</li> <li>・「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」を施行(16年8月1日)</li> <li>・「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に係る中小・地域地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正を公表(16年7月29日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からの人材登用等による経営陣の刷新 等</li> <li>・りそな銀行における勘定分離の実施(参考)再生勘定残高 約3.6兆円(15/9末)⇒約0.5兆円(17/3末)</li> <li>・これまで19回開催</li> <li>・「金融機能強化審査会」の第一回会合を16年8月に開催(会長の互選、運営規程の決定等)</li> </ul>
<b>2. 新しい企業再生の枠組み</b> (1)「特別支援」を介した企業再生 (ア)貸出債権のオフバランス化推進 (イ)時価の参考情報としての自己査定を活用 (ウ)DIPファイナンスへの保証制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・的確に対応</li> <li>・財政的措置については、RCCによる53条買取に係る収支状況を見極めながら検討</li> <li>・預保・RCCにおいて、「金融再生法第53条買取に際しての時価についての考え方」を公表(14年12月20日)</li> <li>・「中小企業信用保険法の一部を改正する法律」を施行(14年12月16日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・りそなの17年3月末の不良債権比率は、集中再生期間における目標値である3%台(3.3%)を達成</li> <li>・足利の17年3月末の不良債権比率は、目標値である12%台(12.5%)を達成</li> </ul>
(2)RCCの一層の活用と企業再生 (ア)企業再生機能の強化 (イ)企業再生ファンド等との連携強化 (ウ)貸出債権取引市場の創設 (エ)証券化機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RCCにおいて、「RCCの企業再生機能の強化について」を公表(14年11月22日)</li> <li>・預保・RCCにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(14年12月20日)</li> <li>・全国銀行協会において、「貸出債権市場協議会報告書」を公表(15年3月28日)</li> <li>・全国銀行協会において、「貸出債権市場における情報開示に関する研究会報告書」を公表(16年4月9日)</li> <li>・預保・RCCにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(14年12月20日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策投資銀行において14年10月から17年3月までに30の企業再生ファンドに対して約1,500億円を出資</li> <li>・RCCにおいて、17年3月までに347件の企業再生を実施</li> <li>・RCCにおいて、17年3月までに3.6兆円の保有債権の流動化(売却・証券化)を実施</li> <li>・15年4月から17年3月までに、地域銀行等を含め18.3兆円の貸出債権の流動化を実施(金融経済統計[日本銀行])</li> <li>・RCCにおいて、17年3月までに5,000億円を超える保有債権の証券化を実施</li> </ul>
(3)企業再生のための環境整備 (ア)企業再生に資する支援環境の整備 (イ)過剰供給問題等への対応 (ウ)早期事業再生ガイドラインの策定 (エ)株式の価格変動リスクへの対処 (オ)一層の金融緩和の期待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業再生・雇用対策戦略本部で関係府省に要請(14年11月12日)</li> <li>・経済産業省において、「早期事業再生ガイドライン」を公表(15年2月26日)</li> <li>・「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律」を施行(15年4月9日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業金融機能強化関係閣僚等における会合において、「経済活性化のための産業金融機能強化策」を取りまとめ、当庁関連の諸施策を着実に実施。(当庁関連の主要項目:信託業法の改正、リレーオンシップ・バンキングにおける中小企業に対する経営支援機能の強化等)</li> </ul>
(4)企業と産業の再生のための新たな仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業再生・雇用対策戦略本部において、「企業・産業再生に関する基本指針」を決定(14年12月19日)</li> <li>・「株式会社産業再生機構法」を公布(15年4月9日)</li> <li>・同機構設立(15年4月16日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・41件について支援決定</li> </ul>



項目	進捗状況	
<b>3. 新しい金融行政の枠組み</b> (1) 資産査定厳格化 (ア) 資産査定に関する基準の見直し  ① 引当に関するDCF的手法の採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」を公表(15年2月25日)</li> <li>検査マニュアルを改訂・公表(15年2月25日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改訂した検査マニュアルを、平成15年3月期以降を基準日とする検査における償却・引当の適切性の検証へ適用</li> </ul>
② 引当金算定における期間の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」を公表(15年2月25日)</li> <li>検査マニュアルを改訂・公表(15年2月25日)</li> </ul>	
③ 大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年1月よりスタートする検査から適用</li> </ul>	
④ デット・エクィティ・スワップの時価評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引の時期を問わず、時価評価を適用することを主要行(14年11月11日)、日本公認会計士協会(14年11月12日)に要請</li> </ul>	
⑤ 再建計画の厳格な検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>「再建計画検証チーム」を設置(14年12月24日)し、平成15年1月以降の特別検査及び特別検査フォローアップにおいて検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再建計画の策定・実施による債務者の経営改善等により、不良債権処理は着実に進展</li> </ul>
⑥ 担保評価の厳正な検証		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年3月期のアンケート結果によると担保不動産の売却実績額は直前期の評価額を上回っており、総じてみれば、実勢に基づいた適切な担保評価を実施</li> </ul>
(イ) 特別検査の再実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特別検査等の実施結果について」等を公表(15年4月・11月、16年4月・11月)</li> <li>17年3月期は、特別検査限定フォローアップを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引当水準が相当高くなるとともに、経営の悪化した債務者の早期処理が実施されるなど、総じて不良債権処理は進展</li> </ul>
(ウ) 自己査定と金融庁検査の格差公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要行の自己査定と検査結果の格差を公表(14年11月、15年9月、16年9月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸出金分類及び償却・引当額のいずれかの乖離率も14年度に大幅に低下し、その後は総じて低位で推移</li> </ul>
(エ) 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務ガイドラインの改正を公表(14年12月10日)</li> </ul>	
(オ) 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融審議会の報告(14年12月16日)を踏まえ、一般上場企業等を対象として内閣府令を改正(15年3月31日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要行は平成15年3月期の有価証券報告書から実施</li> </ul>
(2) 自己資本の充実		
(ア) 自己資本を強化するための税制改正		
① 引当金に関する新たな無税償却制度の導入		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度税制改正において欠損金の繰越控除の期間が、5年から7年に延長された(平成13年度発生分から適用)</li> </ul>
② 繰戻還付金制度の凍結措置解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15、16、17年度税制改正要望を提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度与党税制改正大綱において、「今後の金融機関の自己資本の状況等を見極め、金融機関の自己資本に関する金融行政上の対応の検討等とあわせ、納税者間の公平、税制度としての執行可能性を前提に、金融機関や財政に及ぼす影響等を踏まえ、引き続き検討する」とされた(16年12月15日)</li> </ul>
③ 欠損金の繰越控除期間の延長検討		
(イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>厳正な評価について主要行に要請(14年11月11日)</li> <li>繰延税金資産の情報開示の拡充について主要行に要請(15年10月31日)</li> <li>金融審議会金融分科会第二部会から報告書「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」を公表(16年6月22日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要行全体として、繰延税金資産の自己資本に対する割合が低下</li> <li>金融審議会の報告書(16年6月)及び17年3月期決算の状況等を踏まえ、自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化について、規制内容・実施時期等の検討を着実に進めている。</li> </ul>

項目	進捗状況	
(ウ)繰延税金資産の合理性の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表(15年2月25日)</li> </ul>	
(エ)債務者に対する第三者割当増資部分の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務ガイドラインの改正を公表(15年2月21日)</li> </ul>	
(オ)銀行の自己資本の在り方に関する考え方の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融審議会金融分科会第二部会から報告書「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」を公表(16年6月22日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融審議会の報告書(16年6月)及び17年3月期決算の状況等を踏まえ、自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化について、規制内容・実施時期等の検討を着実に進めている。</li> </ul>
(カ)自己資本比率に関する外部監査の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要行等に対して、平成15年3月期末より、自己資本比率の算定に関し、外部監査を受けることを要請(15年4月4日)</li> <li>銀行法施行規則等を改正(15年4月14日)</li> <li>日本公認会計士協会において、業種別監査委員会報告「自己資本比率算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱いについて」を公表(15年4月15日)</li> </ul>	
(3)ガバナンスの強化 (ア)外部監査人の機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本公認会計士協会に要請(14年11月12日)</li> <li>日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表(15年2月25日)</li> </ul>	
(イ)優先株の普通株への転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公的資本増強行に対するガバナンスの強化について」を公表 主要行:15年4月4日 地域銀行等:15年6月30日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15年3月期について、当期利益が計画大幅未達の15行・社に業務改善命令を发出(15年8月)</li> <li>16年3月期について、当期利益が計画大幅未達の3行・社に業務改善命令を发出(16年6月、7月) →うち、2行・社は2期連続の業務改善命令</li> </ul>
(ウ)健全化計画未達先に対する業務改善命令の发出		
(エ)早期是正措置の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務ガイドラインの改正を公表(14年12月10日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期是正措置の対象となった金融機関は、命令に基づき、是正措置を実施</li> </ul>
(オ)「早期警戒制度」の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務ガイドラインの改正を公表(14年12月10日)</li> </ul>	
4. 今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融審議会において「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を公表(15年3月27日)</li> <li>「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表(15年3月28日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各中小・地域金融機関より「リレーションシップバンキングの機能強化計画」提出(～15年8月29日)</li> <li>「リレーションシップバンキングの機能強化計画の概要について」を公表(15年10月7日)</li> <li>「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の進捗状況を公表(16年1月16日、16年6月30日、16年12月27日)</li> <li>「『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』に基づく取組み実績と総括的な評価について」を公表(17年6月29日)</li> </ul> <p>(参考) 地域密着型金融(リレーションシップバンキング)の機能強化に向けた取組みは、総じて着実に進捗(15～16年度までの2年間の取組み実績と総括的な評価) 《金融機関の取組み実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域金融機関の経営改善支援により、支援を行った債務者(正常先を除く)の約4分の1(約18,000先)が業況改善</li> <li>9割近くの地域金融機関が担保・保証に過度に依存しない融資を推進</li> <li>デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)等の手法を活用した事業再生事例についても着実に増加</li> </ul> <p>《金融機関の取組みに対する総括的な評価》</p> <p>【取組みに対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者アンケート結果等をみると、借り手等の受止め方は従前に比べ改善しており、中小企業からみた金融機関の貸出態度も改善傾向にある、</li> <li>事業再生の取組みが進展する中で不良債権比率は全体として低下のトレンドにある、など、金融機関の取組みについては、一定の評価</li> </ul> <p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」、</li> <li>情報開示等の推進とこれによる規律付け、</li> </ul> <p>を通じて、地域密着型金融の一層の推進を図ることが必要</p>

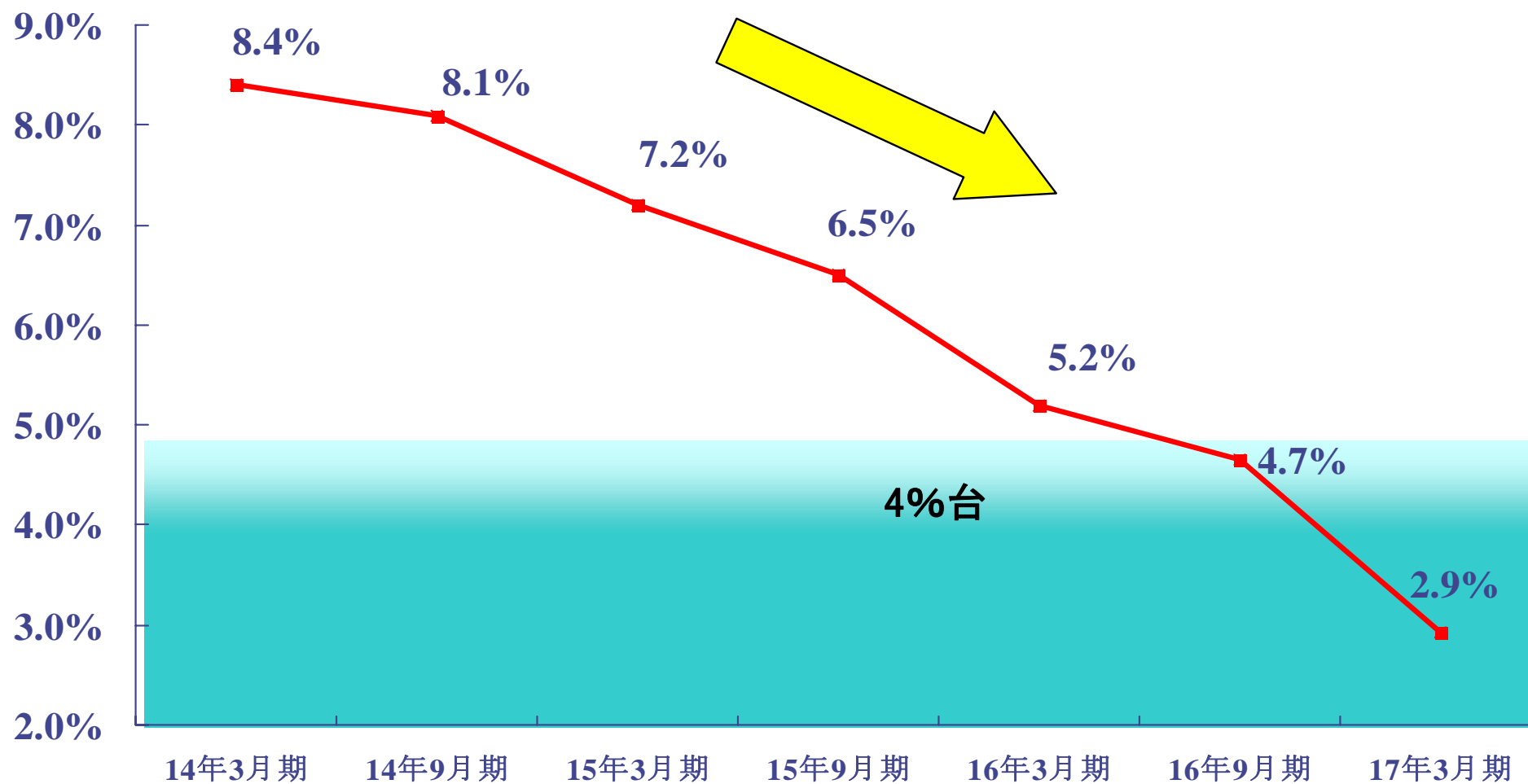
## 金融担当大臣談話

### — 主要行の不良債権問題の正常化にあたって —

1. 主要行の平成 16 年度決算が発表され、不良債権比率は 2.9%となった。これによって、「金融再生プログラム」において示された、「平成 16 年度には、主要行の不良債権比率を 14 年3月期(8.4%)の半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図る」という目標が達成されたこととなる。
2. 「金融再生プログラム」は、バブル崩壊以降我が国経済の大きな足枷となっていた不良債権問題を抜本的に解決し、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指すべく、平成 14 年 10 月に策定・公表された。それ以来、これまでの2年半の間、主要行の資産査定の厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組みなど、同プログラムに盛り込まれた諸施策を強力に推進してきた。
3. こうした取組みの結果として、最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化を果たすことができ、また、その他の課題を含め、「金融再生プログラム」の目標が概ね果たされたことは、大変意義深く、また喜ばしいことである。
4. 金融仲介においてリスクテイクは不可欠な一要素であり、そうしたリスクをいかに管理していくかは、引き続き金融機関にとっての重要な課題であることに変わりはない。金融庁としては、不良債権問題が再び発生し、それが経済の足枷となることのないよう、今後とも個々の金融機関の不良債権の状況やリスク管理態勢等を注視していくとともに、「金融再生プログラム」の残された課題についても、着実に取り組んでいく。それらを前提とした上で、今般、金融行政は不良債権問題の緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面(フェーズ)へと移行していく節目を迎えたと考えている。
5. 今後、「金融改革プログラム」を着実に実施することにより、「民」の活力を中心に、利用者満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムの実現を目指してまいりたい。

以上

## 不良債権比率の推移(主要行)



\*計数は金融再生法開示債権ベース。

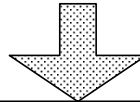
## リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(基本的考え方)

### —中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保—

#### 金融再生プログラム(14年10月30日公表)

「中小・地域金融機関(※)の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定する」

(※)地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合

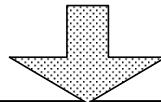


※「リレーションシップバンキング」=長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデル

#### 金融審議会・金融分科会・第二部会報告『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』(15年3月27日公表)

##### 《中小・地域金融機関の不良債権の特性を踏まえた処理の推進》

- 地域の中小企業とのリスクの共同管理やコストの共同負担を通じて、借り手と貸し手双方の健全性を確保し、リレーションシップバンキングの持続可能性(サステナビリティ)を保持していくことが基本
- 不良債権処理は、地域経済に与える影響を念頭に置きつつ、貸し手、借り手双方が十分に納得のいく形で進められる必要
- 適切な償却・引当により金融機関の健全性を確保しつつ、一定期間内に不良債権処理の体制整備を含むリレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体策を実施することを基本に据えることが適当。具体的には、平成16年度までの2年間を地域金融に関する「集中改善期間」とした上で、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も解決していくことが適当



## アクションプログラム

平成15～16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

#### 《Ⅰ. 中小企業金融再生に向けた取組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

#### 《Ⅱ. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

⇒ 各金融機関は本年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

※主要行と同様のオフバランス化手法を取ることの困難性(上記金融審議会第二部会報告より)

- ① 地域の中小企業には、抜本的な企業再生手法の選択肢、担保処分の流動性、人材等の利用可能性が限定的。また、小規模事業者の場合、生活と経営が一体的で処理自体が困難
- ② 中小・地域金融機関は経営改善指導や企業再生に関するノウハウが十分でなく、体制も未整備。無理な処理を強いると、本来再生可能な中小企業まで廃業・清算に追い込まれる恐れ
- ③ 雇用の円滑な流動化や人材活用等の環境整備がなされないままに急速な処理を進めた場合、失業の急増を招くなど、地域経済に重大な影響を与えかねない

# リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(概要)

—中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保—

平成15～16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る  
→各金融機関は本年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

## 《Ⅰ. 中小企業金融再生に向けた取組み》

### 1. 創業・新事業支援機能等の強化

- 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材育成(「目利き研修」の実施)
- 産学官ネットワークの構築・活用、「産業クラスターサポート金融会議」の立上げ
- ベンチャー企業向け業務に関する政府系金融機関等との連携強化

### 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- 経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みの整備
- 要注意先債権等の健全債権化等への取組みの一層の強化及び実績の公表
- 中小企業支援スキル向上のための研修プログラムの集中的実施

### 3. 早期事業再生に向けた積極的取組み

- 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成
- デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の積極的活用
- RCCの「中小企業再生型信託スキーム」等の積極的活用
- 産業再生機構の活用
- 中小企業再生支援協議会の機能の積極的な活用
- 企業再生支援に関する人材育成のための研修プログラムの集中的実施

### 4. 新しい中小企業金融への取組みの強化

- キャッシュフローを重視し、担保・保証(特に第三者保証)に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けた取組みの促進。研究会を設置し、モデル取引事例に関する基本的考え方を作成・公表(デット・エクイティ・スワップ、財務制限条項等)
- 証券化等に関する積極的な取組み
- 信用リスクデータベースの整備・充実とその活用(審査の高度化、適正な貸出金利の設定、ポートフォリオの適正化等)

### 5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

- 債務者への重要事項(貸付・保証契約内容等)の説明態勢に関する監督のあり方の明確化
- 都道府県ごとに「地域金融円滑化会議」を新たに設置

### 6. 進捗状況の公表

- 上記施策の進捗状況について、半期ごとに金融機関・業界が公表

## 《Ⅱ. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

### 1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化

- 適切な自己査定及び償却・引当の実施
- 担保評価方法の合理性等に関する厳正な検証
- 早期警戒制度に大口与信等に係る「信用リスク改善措置」を導入

### 2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上

- 収益管理態勢の整備
- リスクに見合った金利設定を行っていくための体制整備

### 3. ガバナンスの強化

- 株式非公開銀行の開示体制の整備
- 協同組織金融機関に関するガバナンスの向上
- マネジメントの質に関するモニタリング体制の強化

### 4. 地域貢献に関する情報開示等

- 地域貢献に関する各金融機関のディスクロージャー
- 当局による利用者への財務情報提供の充実

### 5. 法令等遵守(コンプライアンス)

- コンプライアンス態勢について監督上の措置を厳正運用

### 6. 地域の金融システムの安定性確保

- システミックリスクに対して、「特別支援」の枠組みの即時適用
- 協同組織中央機関における資本増強制度の活用等
- 公的資本増強行の監督等に関する運用ガイドラインの整備

### 7. 監督、検査体制

- 多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立(「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定)
- 検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の周知徹底及び改訂



**新アクションプログラム(平成17~18年度)の経緯等****リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(15年3月28日金融庁)**

平成15~16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

**《I. 中小企業金融再生に向けた取組み》**

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

**《II. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》**

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

**金融改革プログラム(16年12月24日金融庁)**

「活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、関係省庁との連携及び財務局の機能の活用を図りつつ、地域密着型金融の一層の推進を図る。このため、**現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを…策定する**」

金融審議会第二部会リレーションシップバンキングのあり方に関するWG  
(17年2月7日以降6回及び地方懇談会2回(福岡市、大阪市))

**「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の実績等の評価等に関する議論の整理(17年3月28日金融審議会第二部会リレバンのあり方に関するWG)****《評価できる点》**

- ・ 金融機関が地域において自ら果たす役割を再認識
- ・ 融資姿勢や支援に向けた取組み状況は改善
- ・ 地域密着型金融を推進するための基本的な態勢の整備は進捗  
⇒ 「集中改善期間」の金融機関の取組みについては一定の評価

**《不十分な点》**

- ・ 地域密着型金融の本質が必ずしも正しく理解されていない
- ・ 金融機関の計画が総花的。取組み姿勢・実績にバラツキ
- ・ 事業再生への取組み、目利き能力等が依然として不十分
- ・ 利用者に対する情報開示が不十分 等

**《新たなアクションプログラムに期待すること》**

- (1) 地域密着型金融の継続的な推進
- (2) 地域密着型金融の本質を踏まえた推進
- (3) 地域の特性等を踏まえた「選択と集中」による推進
- (4) 情報開示等の推進とこれによる規律付け 等

**新アクションプログラム(平成17~18年度)**

平成17~18年度の2年間に、地域密着型金融の一層の推進を図る

**《1. 事業再生・中小企業金融の円滑化》**

- (1) 創業・新事業支援機能等の強化
- (2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
- (3) 事業再生に向けた積極的取組み
- (4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等
- (5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
- (6) 人材の育成

**《2. 経営力の強化》**

- (1) リスク管理態勢の充実
- (2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上
- (3) ガバナンスの強化
- (4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化
- (5) ITの戦略的活用
- (6) 協同組織中央機関の機能強化
- (7) 検査、監督体制

**《3. 地域の利用者の利便性向上》**

- (1) 地域貢献等に関する情報開示
- (2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備
- (3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立
- (4) 地域再生推進のための各種施策との連携等
- (5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

⇒ 各金融機関は17年8月末までに「**地域密着型金融推進計画**」を提出・公表。また、半期毎に進捗状況を公表

# 新アクションプログラム(平成17～18年度)の概要

平成17～18年度の2年間に、地域密着型金融の一層の推進を図る  
⇒各金融機関は17年8月末までに「地域密着型金融推進計画」を提出・公表。また、半期毎に進捗状況を公表

## 【Ⅰ. 基本的考え方】

1. 地域密着型金融の継続的な推進
2. 地域密着型金融の本質を踏まえた推進(※)
3. 地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進
4. 情報開示等の推進とこれによる規律付け

※ 地域密着型金融の本質:金融機関が、長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ること。

## 【Ⅱ. 具体的な取組み】

### 《1. 事業再生・中小企業金融の円滑化》

#### (1) 創業・新事業支援機能等の強化

- 融資審査態勢の強化等
- 産学官の更なる連携強化。「産業クラスターサポート金融会議」の効果的な活用
- 地域におけるベンチャー企業向け業務に係る外部機関等との連携強化等

#### (2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- 中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の一層の強化
- 要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化及び実績の公表等

#### (3) 事業再生に向けた積極的取組み

- 地域の中小企業を対象とした事業再生ファンドの組成・活用
- 適切な再建計画を伴うDES(債務の株式化)、DDS(債務の資本的劣後ローン化)等の積極的活用
- 中小企業再生支援協議会の一層の積極的活用
- 外部機関との連携等を通じた金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用
- 法的再生手続に至った企業に対する運転資金の供給(DIPファイナンス)
- 再生企業に対するシンジケートローンの活用等によるエグジット・ファイナンス(再生計画終了に当たっての融資)の拡充
- 再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進
- 人材プールの設置

#### (4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等

##### ① 担保・保証に過度に依存しない融資の推進

- 企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みの強化
- 不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充(貸出後の業況把握の徹底、財務制限条項等の活用等)

##### ② 中小企業の資金調達手法の多様化等

- 事業価値に着目した融資手法(知的財産権担保融資、ノンリコースローン等)への取組み
- ローン担保証券(CLO)等の証券化等に関する積極的な取組み
- 協同組織中央機関における貸出債権の流動化等に向けた取組み

#### (5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化

- 「説明責任ガイドライン」を踏まえた説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
- 「地域金融円滑化会議」の開催・活用

#### (6) 人材の育成

- 「目利き」能力、経営支援能力の向上など、事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成のための取組み

### 《2. 経営力の強化》

#### (1) リスク管理態勢の充実

- バーゼルⅡの導入に備えたリスク管理の高度化等
- 適切な自己査定及び償却・引当の確保
- 市場リスク管理態勢の検証

#### (2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上

- 管理会計を活用した業績評価に基づく業務の再構築等

#### (3) ガバナンスの強化

- 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上
- 取締役会、監査役会等の機能発揮状況等の検証

#### (4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化

- 営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等
- 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保

#### (5) ITの戦略的活用

- ビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的活用

#### (6) 協同組織中央機関の機能強化

- 資本増強制度の積極的活用、人的支援等
- 個別金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能等の一層の活用への取組み

#### (7) 検査、監督体制

- 多面的な評価に基づく総合的かつ重点的な検査・監督
- 「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」の周知徹底等

### 《3. 地域の利用者の利便性向上》

#### (1) 地域貢献等に関する情報開示

#### (2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備

#### (3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立

#### (4) 地域再生推進のための各種施策との連携等

#### (5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

## 【Ⅲ. 推進体制】

1. 地域の特性等を踏まえた個性的な計画の策定・公表
2. 実績の取りまとめ・公表
3. 財務局の機能の活用(特色ある取組み等に関するシンポジウムの開催等)
4. 「集中改善期間」の総括



## 地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム (平成 17～18 年度) [概要]

### I. 基本的考え方

#### 1. 地域密着型金融の継続的な推進

中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、引き続き、地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化のために機能強化の取組みの推進を図っていくことが求められる。

#### 2. 地域密着型金融の本質を踏まえた推進

地域密着型金融の本質(※)を十分に踏まえた取組みを金融機関が行うとともに、積極的な広報活動等を通じて、地域の利用者にこの考え方を十分に認識してもらうことにより、地域密着型金融の一層の推進を図る必要がある。

※ 地域密着型金融の本質：金融機関が、長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ること。

#### 3. 地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進

「地域密着型金融推進計画」の策定に当たっては、地域の特性等を踏まえた個性あるものとするよう留意する必要がある。また、その実施に当たっても、自主的な経営判断により、地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」を通じてビジネスモデルを鮮明にし、自己責任と健全な競争の下、これを推進することが重要である。

#### 4. 情報開示等の推進とこれによる規律付け

各金融機関が、自らの経営理念及び自己責任の下で将来像を示し、地域での相応の役割をコミットするために、自主的に、数値的な目標を含む、具体的かつ分かりやすい目標を策定・開示することを通じて利用者の評価を受けることにより、地域密着型金融の機能向上を図る必要がある。

### II. 具体的取組み

#### 1. 事業再生・中小企業金融の円滑化

##### (1) 創業・新事業支援機能等の強化

- ・ 融資審査態勢の強化等
- ・ 産学官の更なる連携強化。「産業クラスターサポート金融会議」の効果的な活用
- ・ 地域におけるベンチャー企業向け業務に係る外部機関等との連携強化等

##### (2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- ・ 中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の一層の強化
- ・ 要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化及び実績の公表等

##### (3) 事業再生に向けた積極的取組み

- ・ 地域の中小企業を対象とした事業再生ファンドの組成・活用
- ・ 適切な再建計画を伴うDES（債務の株式化）、DDS（債務の資本的劣後ローン化）等の積極的活用

- ・ 中小企業再生支援協議会の一層の積極的活用
- ・ 外部機関との連携等を通じた金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用
- ・ 法的再生手続に至った企業に対する運転資金の供給（DIPファイナンス）
- ・ 再生企業に対するシンジケートローンの活用等によるエグジット・ファイナンス（再生計画終了に当たっての融資）の拡充
- ・ 再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進
- ・ 人材プールの設置

#### （４）担保・保証に過度に依存しない融資の推進等

##### ① 担保・保証に過度に依存しない融資の推進

- ・ 企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みの強化
- ・ 不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充

##### ② 中小企業の資金調達手法の多様化等

- ・ 事業価値に着目した融資手法（知的財産権担保融資、ノンリコースローン（債務履行の責任財産が融資対象に限定される融資）等）への取組み
- ・ ローン担保証券（CLO）等の証券化等に関する積極的な取組み
- ・ 協同組織中央機関における貸出債権の流動化等に向けた取組み

#### （５）顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化

- ・ 「説明責任ガイドライン」を踏まえた説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
- ・ 「地域金融円滑化会議」の開催・活用

#### （６）人材の育成

- ・ 「目利き」能力、経営支援能力の向上など、事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成のための取組み

## 2. 経営力の強化

### （１）リスク管理態勢の充実

- ・ バーゼルⅡの導入に備えたリスク管理の高度化等
- ・ 適切な自己査定及び償却・引当の確保
- ・ 早期警戒制度の的確な運用等を通じた市場リスク管理態勢の検証

### （２）収益管理態勢の整備と収益力の向上

- ・ 管理会計を活用した業績評価に基づく業務の再構築等

### （３）ガバナンスの強化

- ・ 協同組織金融機関における、半期開示の内容充実、総代会の機能強化に向けた取組み
- ・ 協同組織金融機関のディスクロージャー誌について、事業年度経過後四ヶ月以内の開示義務付けの検討
- ・ 総合的なヒアリング等による取締役会、監査役会等の機能発揮状況等の検証

### （４）法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化

- ・ 営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等
- ・ 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保

## (5) ITの戦略的活用

- ・ ビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的活用

## (6) 協同組織中央機関の機能強化

- ・ 資本増強制度の積極的活用、人的支援等
- ・ 個別金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能等の一層の活用への取組み

## (7) 検査、監督体制

- ・ 多面的な評価に基づく総合的かつ重点的な検査・監督
- ・ 「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」の周知徹底等

## 3. 地域の利用者の利便性向上

### (1) 地域貢献等に関する情報開示

### (2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備

### (3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立

金融機関による利用者満足度調査等の実施及び結果の経営方針への反映

### (4) 地域再生推進のための各種施策との連携等地域と一体となった取組みの推進

### (5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

当局による金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査の実施及び結果公表

## 4. 進捗状況の公表

各金融機関は、施策の進捗状況について、分かりやすい形で半期毎に公表

## **Ⅲ. 推進体制**

### 1. 地域の特性等を踏まえた個性的な計画の策定

17年8月末までに、各金融機関が地域の特性等を踏まえた個性的な「地域密着型金融推進計画」（計画期間17～18年度）を策定・公表。目指すべき姿が地域の利用者に十分理解されるよう、自らの経営判断の下で、可能な限り、数値的な目標を含む、具体的かつ分かりやすい目標を盛り込むよう努めることとする。当局は、各金融機関の計画の進捗状況を半期毎にフォローアップ

### 2. 実績の取りまとめ・公表

当局は、施策の進捗状況及び金融機関等の取組み実績を半期毎に取りまとめ、公表

### 3. 財務局の機能の活用

特色ある取組み等に関するシンポジウムの開催、地域における中小企業金融の実情等の的確な把握

### 4. 「集中改善期間」の総括

金融庁は、17年6月末を目途に、「集中改善期間」（15～16年度）における各金融機関の取組みの具体的実績や成功事例等を総括的に評価し、公表

# 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」 の実績等の評価等に関する議論の整理（座長メモ）（概要）

## 現行のアクションプログラムの実績等の評価

### 評価できる点

- 中小・地域金融機関が地域において自ら果たすべき役割を再認識
  - 融資姿勢や支援に向けた取組み状況は改善
  - 地域密着型金融を推進するための基本的な態勢の整備は進捗
- ⇒「集中改善期間」（15～16年度）の金融機関の取組みについては、一定の評価

### 不十分と考えられる点

- 地域密着型金融の本質が必ずしも正しく理解されていない
- 金融機関の計画が総花的。取組み姿勢・実績にバラツキ
- 事業再生への取組み、目利き能力等が依然として不十分
- 利用者に対する情報開示が不十分 等

## 新たなアクションプログラムに期待するもの

### 【基本的考え方】

- ① 地域密着型金融の継続的な推進  
引き続き、地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化のために機能強化の取組みの推進が必要
- ② 地域密着型金融の本質を踏まえた推進  
地域密着型金融の本質を十分に踏まえた取組みを金融機関が行うとともに、積極的な広報活動等を通じて、地域の利用者にとこの考え方を十分に認識してもらう必要
- ③ 地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進  
計画の策定に当たっては、地域の特性等を踏まえた個性あるものとするとともに、その実施に当たっても、「選択と集中」を通じてビジネスモデルを鮮明にし、自己責任と健全な競争の下、これを推進することが重要
- ④ 情報開示等の推進とこれによる規律付け  
各金融機関が、自主的に、数値的な目標を含む、具体的かつ分かりやすい目標を策定・開示することを通じて利用者の評価を受け、これにより規律付けを図る必要

### 【留意事項】

- ① **事業再生・中小企業金融の円滑化**
  - 産学官の連携の推進等を通じた創業支援体制の強化
  - 財務リストラにとどまらない構造的要因に対応した事業の再構築等
  - 金融実務者等の外部人材を活用したノウハウの吸収・再生ノウハウ共有化の推進
  - 企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みの強化 等
- ② **経営力の強化**
  - 自主的な目標の設定及び計画・実績の公表等を通じた情報開示等による規律付け
  - 金融機関のビジネスモデル等の状況に応じた IT の戦略的活用 等
- ③ **地域の利用者の利便性向上**
  - 地域貢献の状況等に関する情報開示の充実。分かりやすい情報の積極的な提供
  - 地域と一体となった地域活性化に向けた取組みの積極的な推進 等

## 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づく取組み実績と総括的な評価について（ポイント）

### 《金融機関の取組み実績》

15～16年度の「集中改善期間」を通じて、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの強化・拡充が図られてきており、地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは、総じて、着実に進捗

➤ 地域金融機関の経営改善支援により、支援を行った債務者（正常先を除く）の約 4 分の 1（24.5%、約 18,000 先）が業況改善

➤ 9 割近くの地域金融機関が担保・保証に過度に依存しない融資を推進。その中で、スコアリングモデル（信用格付けモデル）や財務制限条項を活用した融資が幅広く普及

	14 年度	15 年度	16 年度
○不動産担保・保証に過度に依存しない融資※	5,463 億円	⇒ 14,791 億円	⇒ 27,737 億円

※ スコアリングモデル・財務制限条項を活用した融資、動産・債権譲渡担保融資、知的財産権担保融資など不動産担保・保証に過度に依存しない融資の合計

➤ デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）、デット・デット・スワップ（債務の劣後ローン化）等の手法を活用した事業再生事例についても着実に増加

	14 年度	15 年度	16 年度
○デット・エクイティ・スワップ	3件、40億円	⇒ 29件、175億円	⇒ 33件、261億円
○デット・デット・スワップ	—	⇒ 7件、56億円	⇒ 57件、281億円

### 《金融機関の取組みに対する総括的な評価》

#### 【取組みに対する評価】

- ① 利用者アンケート結果（※）等をみると、借り手等の受止め方は従前に比べ改善しており、中小企業からみた金融機関の貸出態度も改善傾向にある、
- ② 事業再生の取組みが進展する中で不良債権比率は全体として低下のトレンドにある、など、「集中改善期間」を通じた金融機関の地域密着型金融の取組みについては、一定の評価

※ 「利用者アンケート」（中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査）：全国の財務局において各地域の利用者等（商工関係者、消費者、経営指導員等）を対象に地域密着型金融の機能強化に関する各施策に対する評価等について聴き取り調査

#### 【今後の課題】

17～18年度の2年間においては、新アクションプログラムに基づき、各金融機関が、

- ① 地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進、
  - ② 情報開示等の推進とこれによる規律付け、
- を通じて、地域密着型金融の一層の推進を図る必要

- 目利き能力の向上やノウハウの蓄積等を通じた創業支援体制等の強化
- コミュニケーションの質を高めることによる企業ニーズの的確な把握及びこれに対応したコンサルティング機能や情報提供機能の一層の強化
- 構造的要因に対応した事業の再構築等による効果的な事業再生の推進
- 外部機関との連携、再生ノウハウの共有化等を通じた実効性ある取組み
- 企業の将来性や技術力を的確に評価する能力の向上による担保主義からの脱却
- 利用者の目線に立った情報開示の充実 等



「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づく取組み実績と総括的な評価について(ポイント項目別)

15～16年度の「集中改善期間」を通じて、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの強化・拡充が図られてきており、地域金融機関による地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは、総じて、着実に進捗

《創業・新事業支援機能等の強化》

(1) 取組み実績

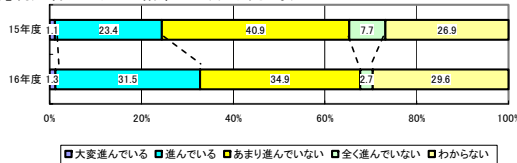
業種別担当者の配置・増強等の融資審査態勢の強化や産学官とのネットワークの構築・活用等が進んでいるなかで、創業・新事業支援のための融資実績が着実に拡大

▶ 創業・新事業支援のための融資実績  
5,813件、1,488億円(2,294件、553億円)  
(15～16年度実績。( )内は15年度実績。以下同じ。)  
[政府系金融機関等との連携による協調融資及び創業支援融資商品による融資の合計]

(2) 評価

- ▶ 産学官ネットワークの構築など基本的な態勢面の整備は進捗
- ▶ 目利き能力向上・ノウハウ蓄積等を通じた創業支援体制等の強化を期待

【参考】利用者アンケート結果※ (以下同じ。)



《取引先企業の経営相談・支援機能の強化》

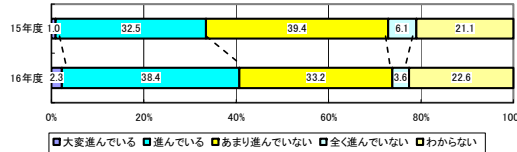
(1) 取組み実績

地域金融機関の経営改善支援により、支援を行った債務者(正常先を除く)の約4分の1(24.5%、約18,000先)が業況改善

(2) 評価

- ▶ 経営情報やビジネスマッチング情報を提供する取組みは着実に進捗
- ▶ コミュニケーションの質を高めることによる企業ニーズの的確な把握及びこれに対応したコンサルティング機能や情報提供機能の一層の強化が必要

【参考】



《早期事業再生に向けた取組み》

(1) 取組み実績

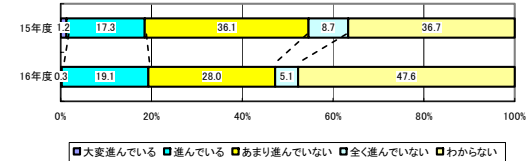
事業再生を行うためのノウハウの取得が必ずしも成果に結びついていないものの、中小企業再生支援協議会の活用等により取組みは着実に進捗。またDES(債務の株式化)、DDS(債務の劣後ローン化)等の手法を活用した事業再生事例についても着実に増加

▶ 中小企業再生支援協議会の再生計画策定先等  
577件、10,259億円(229件、3,969億円)  
{ 中小企業再生支援協議会の再生計画策定先・債権額、産業再生機構の支援決定先・債権額等の合計 }  
▶ DES(債務の株式化) 62件、437億円(29件、175億円)  
▶ DDS(債務の劣後ローン化) 64件、337億円(7件、56億円)

(2) 評価

- ▶ 再生手法の多様化がみられるなか、実績も着実に増加
- ▶ 構造的要因に対応した事業の再構築等による効果的な事業再生の推進が必要
- ▶ 外部機関との連携、再生ノウハウの共有化等を通じた実効性ある取組みが必要

【参考】



《新しい中小企業金融への取組みの強化》

(1) 取組み実績

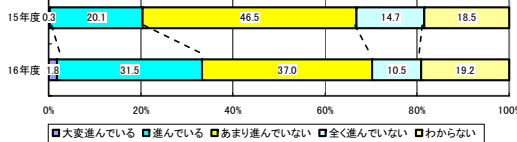
スコアリングモデルや財務制限条項を活用した融資など不動産担保・保証に過度に依存しない融資、証券化等の取組み実績は大幅に増加

▶ 不動産担保・保証に過度に依存しない融資  
42,528億円(14,791億円)  
{ スコアリングモデル・財務制限条項を活用した融資、知的財産権担保融資など不動産担保・保証に過度に依存しない融資の合計 }  
▶ 資金調達多様化のための各種手法による融資等  
70,027億円(29,741億円)  
{ 証券化(CLO)、売掛債権担保融資、シジケートローンなど資金調達多様化のための各種手法による融資等の合計 }

(2) 評価

- ▶ 新商品の導入など担保・保証に過度に依存しない融資の取組みが進展
- ▶ 企業の将来性や技術力を的確に評価する能力を一層向上させ、担保主義から脱却する必要

【参考】



《顧客への説明態勢の整備等》

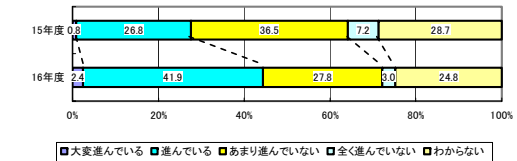
(1) 取組み実績

いわゆる「説明責任ガイドライン」の公表等を踏まえ、顧客への説明態勢の確立、相談・苦情処理機能の強化に向けた取組みは進捗

(2) 評価

- ▶ 取組みの成果が着実に現れてきており、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の受付件数も近時減少傾向
- ▶ 事業の内容、担当者間でのバラツキを少なくするため、職員個々への理解浸透、意識醸成及び対応体制の実効性の検証が必要

【参考】



《地域貢献に関する情報開示等》

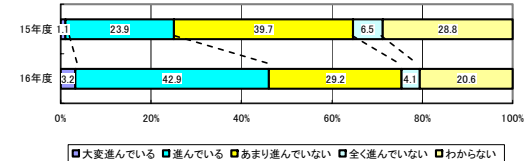
(1) 取組み実績

ディスプレイ誌やホームページ等を媒体とした地域貢献に関する情報開示が進展

(2) 評価

- ▶ 利用者の目線に立った情報開示の充実が必要

【参考】



17～18年度の2年間においては、新アクションプログラムに基づき、各金融機関が、①地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進、②情報開示等の推進とこれによる規律付け、を通じて、地域密着型金融の一層の推進を図る必要

※ 「利用者アンケート」(中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査): 全国の財務局において各地域の利用者等(商工関係者、消費者、経営指導員等)を対象に地域密着型金融の機能強化に関する各施策に対する評価等について聴き取り調査(注) 実績については、各業界団体が実施したアンケート結果を基に集計

## 特色ある取組み事例(主なもの)

### 《創業・新事業支援機能等の強化》

日本政策投資銀行と連携し、「知的財産権担保融資」、「新株予約権付融資」の取扱いを開始し、ベンチャー案件等への取組みを強化。(関東:銀行)

地元企業と大学や公設研究所との共同研究をサポートする助成金制度を創設。(近畿:銀行)

県の基幹産業である農業を起点とする食品加工業等幅広い産業群への支援強化策として「アグリクラスター構想」を立上げ、政府系金融機関、農農業法人協会等との連携強化を図りつつ、焼酎製造業、畜産業へのアプローチを強化。(九州:銀行)

融資業務の中核店に起業家支援センターを設置し、創業や再生支援に係る経営相談を実施。また、主要な営業エリアに配置された中小企業診断士5名が営業店と連携しつつ、経営改善計画等の策定支援や審査難度が高い融資案件について、機動的に対応。(北海道:信用金庫)

産学連携コーディネーターの大学への常駐派遣により、技術評価のノウハウを蓄積し、企業の将来性や技術力を的確に評価する与信判断基準を構築。また、大学のコーディネーターと共同で企業訪問を行い技術相談を受け付けるなどの取組みにより、先端技術の事業化のための融資を実施。(近畿:信用金庫)

### 《新しい中小企業金融への取組みの強化》

動産評価専門会社と共同で、売掛債権・在庫等の資産を活用した融資スキームを構築するなど、無担保融資商品を拡大。(福岡:銀行)

大学と連携して製品を開発し、特許権を取得している技術力の高いベンチャー企業に対して、知的財産権(特許権)を担保に製品開発資金を単独で融資。(九州:銀行)

「沖縄金融特区証券化プロジェクト」に基づき、県内2行を幹事とした「全国版CLO構想」を発表。(沖縄:銀行)

信金中央金庫とアドバイザー契約を締結し、5信用金庫によるシンジケートローンを組成・実施。(東海:信用金庫)

デフォルトデータ蓄積により、内部スコアリングモデルに基づく商品を販売したほか、内部スコアリングモデル及び外部スコアリングモデル(CRD)を活用した商品を販売。(中国:信用金庫)

### 《取引先企業の経営相談・支援機能の強化》

中国に進出している地元企業や中国進出を検討している取引先に対する支援のため、本部に海外での実務経験者を配置した「中国デスク」を設置。(北海道:銀行)

近隣金融機関の連携によるM&Aネットワークを構築。同ネットワークを通じ、異業種間におけるM&Aを成約。(東海:銀行)

IPOサポートサービスを開始し、株式公開を目指している企業に対する企業診断のほか、株式公開が具体化している企業に対して証券代行会社の紹介を通じて株式公開の支援を実施。(近畿:銀行)

温泉の若手経営者等で構成された「新生委員会」に対し、地元温泉街の活性化のための提言を積極的に実施。(東北:信用金庫)

各地区から任命された個人事業主や女性等の代表者が、それぞれの視点で各地区の経営情報やニーズを集約し、組合員に還元することによりビジネスマッチングを図る制度を創設。(東北:信用組合)

### 《顧客への説明態勢の整備等》

顧客の知識、経験等の状況を踏まえた重要事項の説明態勢の整備を図るため、「融資業務臨店班」(事務指導役)を設置。半期毎に約50カ店に臨店し、説明態勢について営業店を指導。(関東:銀行)

事業性の融資取引における債務者、保証人、担保提供人に対する契約内容の説明資料として「融資取引のしおり」を制定、顧客に対する契約内容の説明態勢を強化。(四国:銀行)

全営業店において窓口対応等についてのアンケートを実施し、回収したアンケートを集計して役員会及び営業店に還元。(九州:信用金庫)

「お客様相談窓口」を設置し、顧客周知用チラシの配布を実施。コールナンバーは0120(無料コール)を使用。(福岡:信用組合)

### 《早期事業再生に向けた取組み》

近隣3県を中心として中小企業再生に向けた支援を強化するため、県境を越えた複数行が連携し、広域企業再生ファンドを創設。(東北:銀行)

県内最大手のゼネコンについて、地域経済への影響等を考慮し並行メインの地域銀行が協調し、抜本的な改善計画を策定。これに伴い両行がDESを実施したほか、併せて人も派遣。(北陸:銀行)

本支店の法人営業担当者全員がそれぞれ1社以上の支援企業を選定し、経営改善計画の策定・実行を支援する「一人一社運動」を展開。(東海:銀行)

企業再生ファンドが引き受けた債権に関し、日本政策投資銀行と協調しエグジットファイナンスを実施。(中国:銀行)

中小企業再生支援協議会や監査法人、信金中央金庫と連携してDDSを実施し、債務者区分が改善。(関東:信用金庫)

経営改善計画が中小企業再生支援協議会等の審査を了した案件について、優遇金利・原則無担保で貸し出し、計画どおり改善されれば優遇金利を引き続き適用する商品を販売。(四国:信用金庫)

### 《地域貢献に関する情報開示等》

預金・貸出金両面において環境保全を支援する取組みを実施し、その状況等を四半期毎に開示。「環境コベナンツ契約付融資」、「環境経営支援保証制度」の取組みを実施したほか、環境関係団体に対し定期預金の預かり残高に応じた寄付を実施。(近畿:銀行)

地域貢献に関する情報を新聞形式で分かりやすく掲載した「まかせて新聞」(タブロイド版12ページ、2万部)を発行。(沖縄:銀行)

地域の人口減少や未婚・晩婚化対策として、多子家族の応援・支援を目的に子供の人数に応じて金利を優遇する預金・融資商品を販売。(北陸:信用金庫)

地域の自然環境の向上のため、ごみの削減量や資源ごみの回収量によって、金利が上昇する預金商品を販売。(北陸:信用金庫)

## 内閣総理大臣の談話

平成 15 年 11 月 29 日

- 1 本日、株式会社足利銀行から金融庁に対して、平成 15 年 9 月期決算において債務超過となる旨の報告があり、併せて、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができず、その業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出がありました。
- 2 かかる状況を踏まえ、本日、金融危機対応会議を開催し、同会議での議を経て、足利銀行について預金保険法第 102 条第 1 項の第 3 号措置を講ずる必要がある旨の認定を行いました。また同時に、預金保険機構が同行の株式を取得することの決定（特別危機管理開始決定）が行われました。

同行については、栃木県を中心とする地域に多数の預金者と中小企業者等の取引先を抱えており、更に同行の規模や、同県における融資比率が極めて高率であることなどから、現在の金融環境の下、地域において同行が果たしている金融機能の維持が必要不可欠であることなどを総合的に勘案すれば、当該地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずることを回避するため、預金保険法第 102 条第 1 項の第 3 号措置を講ずることとしたものであります。
- 3 足利銀行においては、今後選任される新経営陣の下で、預金保険機構が 100% 株式を所有する特別危機管理銀行として、適切な業務運営を確保しつつ、健全化に向けて経営改革を進めることとなります。また、預金払戻し等業務の継続のため資金が必要な場合には、日本銀行法第 38 条の規定に基づき、日本銀行より供給されるものと考えます。
- 4 こうした枠組みの下で、今回の特別危機管理開始決定後も、足利銀行においては、引き続き通常の営業が行われ、預金等負債については種類を問わず全額保護され、期日通り支障なく支払われます。また、融資面については、今後年末の金融繁忙期を迎えることにも配慮し、同行において、善意かつ健全な借り手への融資についてきめ細かな対応が図られることとなっています。

さらに、同行が業務を行っている地域の金融及び経済の安定に万全を期すため、速やかに関係省庁等連絡会議を設置することと致します。

預金者、取引先企業等の皆様におかれましては心配されることなく、冷静な対応をお願いいたします。
- 5 政府としては、今後とも、金融システムの安定を確保していくとともに、日本銀行とも緊密な連携をとりつつ、預金者の保護、信用秩序の維持に万全を期すこととしております。



# 「経営に関する計画」 (概要)

平成16年2月 足利銀行

# 足利銀行：新経営基本方針

### 経営体質の抜本的な改善と企業価値の向上

**4つの方針**

1. 地域金融の円滑化と中小企業再生等への取組み
2. ガバナンスの強化と透明性の確保
3. 業務運営の適切性と透明性の確保
4. 抜本的な経営の合理化

- ・4つの方針のもと、経営改革を進めることにより、経営体質の抜本的な改善をはかり、お客さまならびに市場からの信認回復、金融機能の強化に努める。
- ・企業価値の向上を目指す。

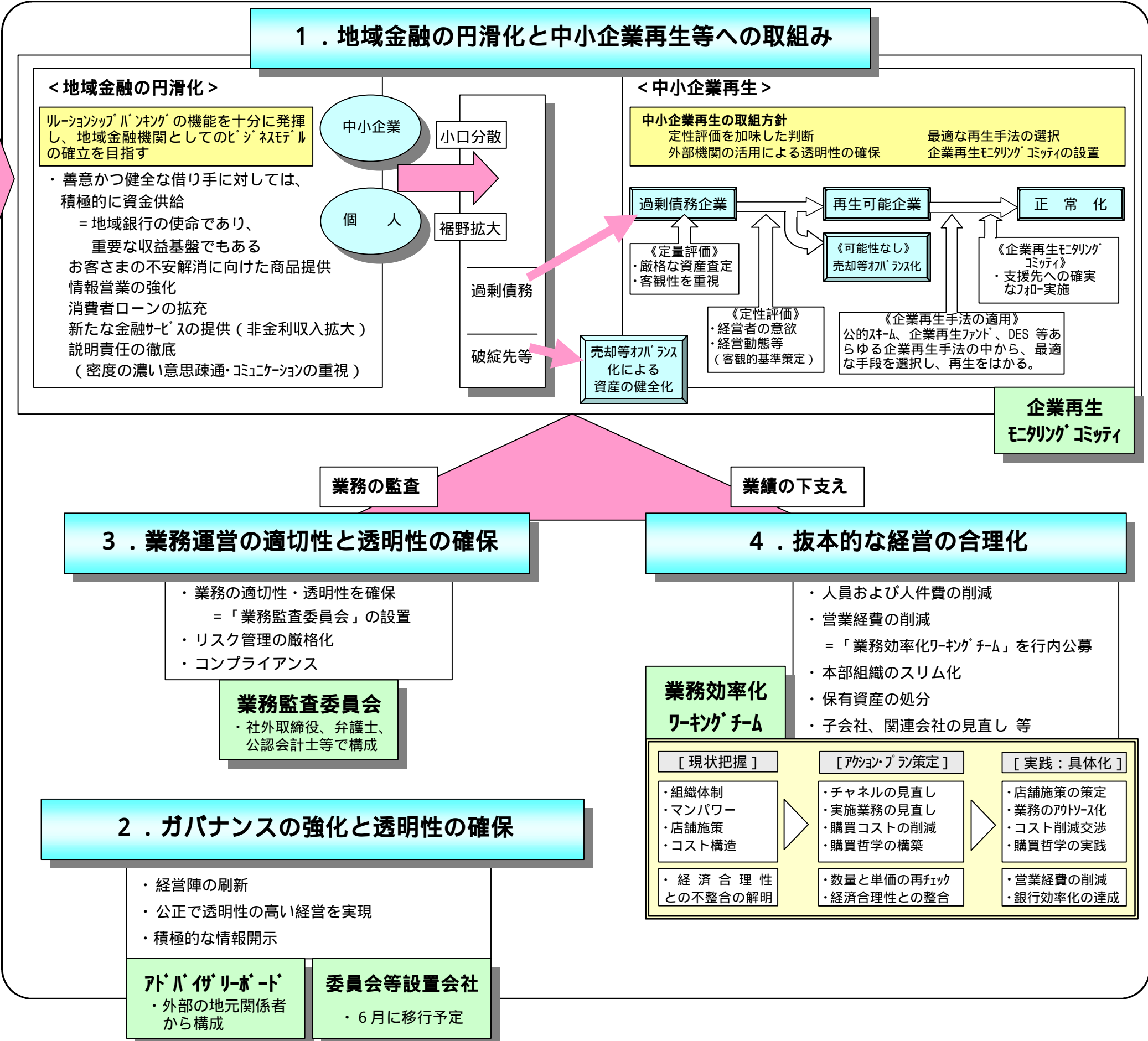
### 特別危機管理の早期終了と公的コストの極小化

### 経営責任の明確化をはかるための体制整備

- ・旧経営陣の経営責任を明確にする。  
= 「内部調査委員会」の設置
- ・債務超過に至った原因・問題点を徹底調査し、今後の業務運営に活かす。  
= 「過去問題調査ワーキングチーム」の設置

**内部調査委員会**  
・弁護士、公認会計士から構成

**過去問題調査ワーキングチーム**  
・本部関係部で組成



# 経営合理化策

特別危機管理開始決定を受けるという事態を踏まえ、以下のとおり徹底した経営の合理化をはかることにより、ローコストオペレーション体制を確立し、収益の抜本的な強化をはかる

## 1. 人員および人件費の削減

### (1) 人員の削減

- ・平成 15 年 3 月末時点で、ピーク時（平成 6 年 3 月末）に比べ約 4 割の削減を実現。
- ・平成 19 年 3 月末の行員数 2,500 人体制（ピーク比約 46%）の従来計画を見直し、1 年前倒しの平成 18 年 3 月末に達成。

<経営健全化計画に対する行員数の実績> (人)

経営健全化計画	H 6/3	H14/3	H15/3	H16/3
H11/9 計画	-	3,344	3,145	3,000
H13/8 計画	-	3,140	2,843	2,742
H15/9 計画	-	-	-	2,742
<b>行員数実績</b>	<b>4,606</b>	<b>3,068</b>	<b>2,829</b>	<b>2,690</b>

**行員数**  
(平成18年3月末)  
行員数：2,500人  
(ピーク比 46%)

H16/3 の行員実績数は、現時点での見込み。

### (2) 人件費の削減

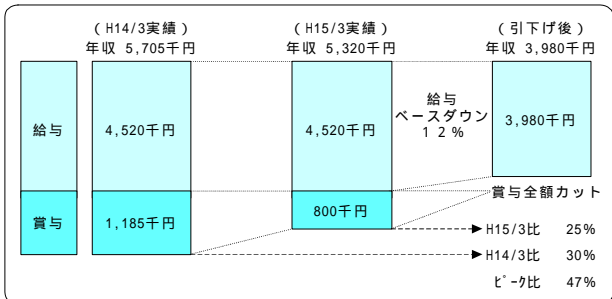
- ・人件費は、平成 15 年 3 月期において、ピーク時（平成 9 年 3 月期）に比べ約 4 割の削減を実現。更なる人員削減や年収水準の見直し等を行い、平成 19 年 3 月期には、15 年 3 月期比約 3 割（ピーク比約 6 割）を削減。

<人件費の推移> (億円)

	H 9/3	H13/3	H14/3	H15/3	H 9/3 比
人件費	399	314	275	244	155 39%
給与・賞与	329	239	207	174	154 47%

**人件費**  
(平成19年3月期)  
H15/3 比 3 割削減  
(ピーク比 6 割削減)

- ・年収水準の大幅な引下げ（平成 15 年 3 月期比 25% 程度の引下げ：ピーク比 47%）



- ・退職金・年金制度については、既に厚生年金基金加入員の給付水準 4 割引下げを実施。今後、代行返上を実施するとともに、制度の見直しを行うことで、退職給付費用を削減。

## 2. 営業経費の削減

### (1) 業務効率化ワーキングチームによる聖域なき経費見直し

- ・業務改善に意欲を持ち、今後の当行を支えていく若手行員を公募により選出。
- ・営業経費削減に向けたアクション・プランを速やかに策定し、平成 16 年度上期より集中的かつ強力に実行し、ローコストオペレーション体制を確立。

### (2) 店舗機能の効率化

- ・「面」のネットワーク構成を重視しつつ、各店舗の能力・収益性・成長性をもとに、店舗機能を見直しし、従来計画（フルバンキング店舗 86 か店）以上の効率化をはかる。
- ・事務委託やローコストチャネルの活用による店舗業務の再構築。
- ・店舗余剰スペースは、他社への賃貸等有効的に活用。

<支店数の推移と計画>

	H 8/3	H10/3	H15/9	H 17/3 (計画)
支店数	143	140	101	101
うちフルバンキング支店	143	140	101	86

H17/3 計画を上回る「店舗機能の効率化」をはかる

### (3) 店舗外 A T M の効率的な配置

- ・店舗見直しとあわせた効率的な配置を検討。
- ・コンビニ A T M は、利用可能時間を 23:00 に延長（平成 16 年 4 月開始予定）。

## 3. 本部組織のスリム化

- ・業務委託や人員のパート化等により管理部門を効率化し、営業店等の収益部門へ人員を再配分。

## 4. 保有資産の処分

### (1) 動産・不動産の売却

- ・経済合理性の観点から徹底的に見直し、寮の統合や賃借への切替えを行う等、更なる削減。

### (2) 保有株式の残高圧縮

- ・株式の価格変動リスクを回避するため、売却を継続し、その残高を圧縮。

<保有株式残高計画(連結ベース)>

H10/3 (実績)	H15/3 (実績)	H16/3 (計画)	H16/3 (見込)	計画比
2,523 億円	1,182 億円	898 億円	850 億円	48 億円

## 5. 子会社・関連会社の抜本的見直し

- ・当行の企業価値を最大化させるという観点から、戦略的価値を検討。
- ・ファイナンス子会社や資産管理子会社については、清算を含め抜本的に見直し。

# 「経営に関する計画」 (概要)

平成16年6月 足利銀行

# 平成16年3月期決算の概要

【足利銀行】

## 1. 収益の状況

(単位: 億円)	16/3 実績	15/3 実績	前年比
業務粗利益	983	1,027	44
経費	471	542	71
一般貸倒引当金繰入額	1,809	38	1,847
<b>業務純益</b>	<b>1,297</b>	<b>523</b>	<b>1,820</b>
実質業務純益	512	485	27
臨時損益	4,698	1,102	3,596
不良債権処理損失額	4,644	316	4,327
株式等損益	110	776	886
経常利益	5,995	578	5,417
特別損益	444	1	446
法人税等調整額	1,387	132	1,254
<b>当期利益</b>	<b>7,828</b>	<b>710</b>	<b>7,118</b>

実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

## 2. 資産・負債の状況

(単位: 億円)	16/3 実績	15/3 実績	前年比
総資産	40,873	52,677	11,804
うち貸出金	35,474	40,148	4,674
総負債	47,663	51,932	4,269
うち預金	44,762	49,417	4,655
自己資本(B/S)	6,790	745	7,535
自己資本比率	29.84%	4.54%	34.38%

## 3. 不良債権の状況 (金融再生法開示債権ベース)

(単位: 億円)	16/3 末	15/9 末比	15/9 末	15/3 末
破産更生債権等	1,564	467	1,096	1,151
危険債権	4,119	1,882	2,236	1,907
要管理債権	1,664	443	2,108	2,291
<b>小計</b>	<b>7,348</b>	<b>1,907</b>	<b>5,441</b>	<b>5,350</b>
正常債権	28,816	4,787	33,603	35,550
合計	36,164	2,879	39,044	40,901
<b>不良債権比率</b>	<b>20.31%</b>	<b>6.38%</b>	<b>13.93%</b>	<b>13.08%</b>
部分直接償却額	3,872	1,234	2,638	2,467

### <基本的な考え方>

特別危機管理銀行となったことを踏まえ、16年3月期の決算確定において、より適切性および客観性を重視した財務処理の実施  
ビジネスモデルを積極展開するにあたり潜在的なリスクを排除した財務内容への転換

### <具体的な対応>

- 客観性を重視した厳格な自己査定の実施
  - 厳格な債務者区分判定...キャットウォ-に基づく償還能力判定導入等
  - 厳正な担保評価実施...不動産担保評価掛け目引き下げ等
- 厳正な引当の実施
  - 予想損失率算定において、直近の算定期間の貸倒実績率を採用
- 子会社等整理損失引当金の計上
- 遊休不動産の評価損一括処理、IT資産オフバランス化
- 退職給付債務における未認識差異額の一括処理等

### 16年3月期の主な財務処理

(単位: 億円)	16/3 期	15/9 期比	15/9 期	15/3 期
一般貸倒引当金繰入額	1,809	1,714	94	38
不良債権処理額	4,644	3,896	747	316
貸出金償却	1,228	939	288	214
個別貸倒引当金繰入額	3,041	2,604	437	75
子会社等整理損失引当金	335	335	-	-
その他貸出金売却等	40	18	21	26
動不動産処分損・評価損	112	111	0	2
退職給付不足金等の一括処理	459	459	-	-
繰延税金資産取崩し	1,387	-	1,387	132
合計	8,413	6,182	2,231	413

当期利益	7,828	5,966	1,862	710
------	-------	-------	-------	-----

(4) 遊休不動産の評価損一括処理、IT資産オフバランス化  
効率的な資産保有と資産価値下落リスク排除

111億円

(5) 退職給付債務における未認識差異額の一括処理等

459億円

(1) 客観性を重視した厳格な自己査定の実施

- 厳格な債務者区分判定  
債務者区分の変更に伴う引当額の増加  
2,048億円 ...
- 厳正な担保評価実施  
不動産担保掛目の変更(従来掛目から10~30%減少)、一部の特定物件に収益還元法を導入  
597億円 ...

(2) 厳正な引当の実施

- 債務者区分の悪化、厳正な担保評価等に伴う引当率の上昇
  - 予想損失率の算定方法にあたり、貸倒実績率の算定期間を変更(過去3算定期間平均 直近)
- |       | 15/9 期 | 16/3 期         |
|-------|--------|----------------|
| 正常先   | 0.09%  | 0.42%          |
| 要注意先  | 0.92%  | 14.50%         |
| 要管理先  | 13.20% | 50.99%         |
| 破綻懸念先 | 50.00% | 98.00% (非保全部分) |
- 一般貸倒引当金増加  
3,011億円 ...

その他回収処理

46億円 ...

+ + + = 5,611億円

(3) 子会社等整理損失引当金 335億円 ( に含む)

繰延税金資産の圧縮

H15年9月期に全額(1,387億円)取崩し



# ビジネスモデル「収益基盤の再構築」

**<考え方>** 大口先への信用リスク偏重により、不良債権が増大した反省を踏まえ大口偏重を是正コストをにらみながら、小口金融にシフトのうえ、安定した与信ポートフォリオを確立適用金利につき、精緻化した基準を確立し、取引先へ浸透  
取引先の裾野拡大や銀行固有のノウハウ等を活用のうえ非金利収入を拡大し、安定的な収益を確保  
小口金融を推進する責任者としてリテールセンターに執行役を配置

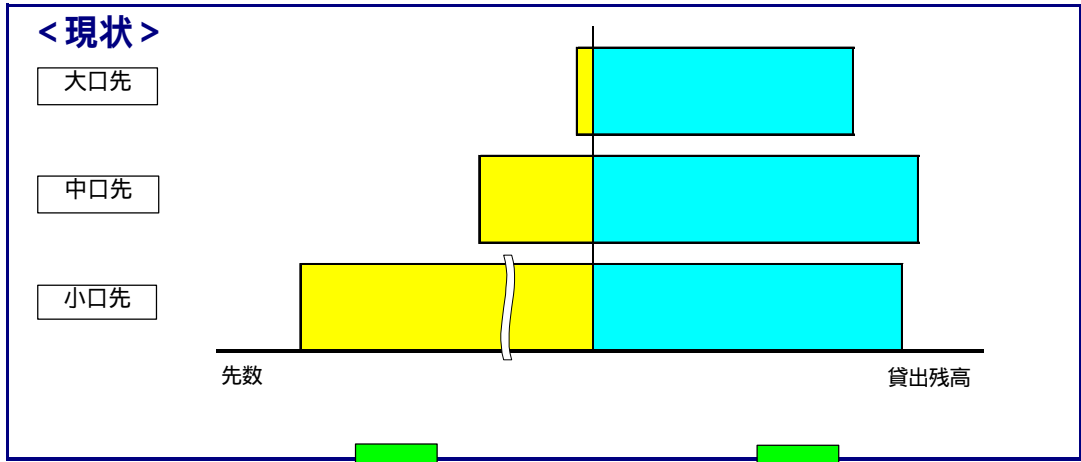
リスク分散と取引先の裾野拡大

小口分散化された与信ポートフォリオへの移行

非金利収入の拡大

**大口与信先の管理強化**

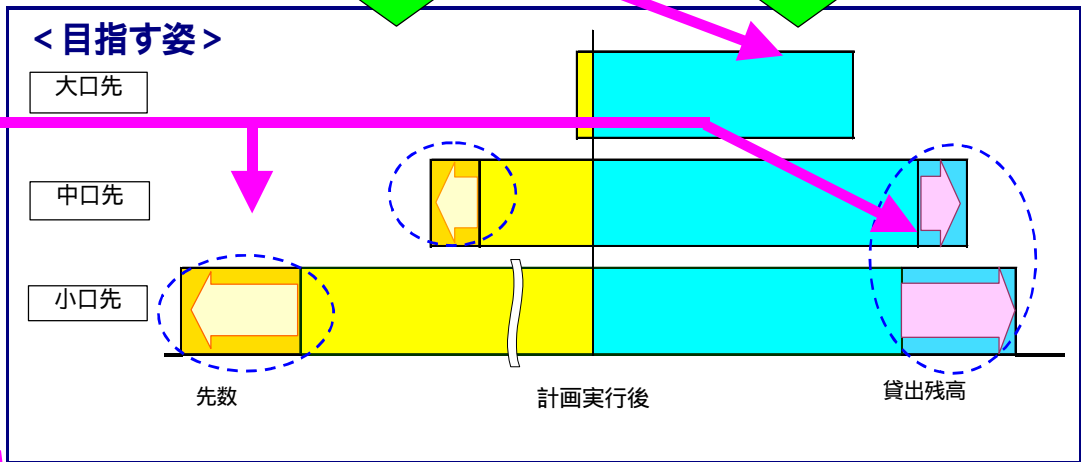
- ・クレジットラインの導入等  
個社別に具体的な取組み方針を策定のうえ必要に応じて段階的な残高圧縮をはかる



- ・預り資産販売強化  
富裕層特化の得意先配置  
店頭イスタック設置  
専門性の高い外部人員の活用
- ・各種サービス手数料の適正化
- ・新たなフィービジネスの拡大  
ビジネスマッチング・余剰能力の有効活用

**中小企業等取引の拡大、取引先数増加**

- ・リテールセンターの設置
- ・ビジネスセンターの営業エリアを全地域へ拡大
- ・情報営業体制の強化



取引先数・基盤の拡大をベースとして  
安定収益確保の観点から非金利収入を強力に推進

**個人ローンの拡大**

- ・ローンセンターの増設・再配置
- ・住宅ローンマッチング 審査システムの活用によるリスク管理の高度化および審査のスピードアップ
- ・住宅ローンの商品性改定と商品拡充

**<有人店舗数の計画>**

	16/3 末 (実績)	19/3 末 (計画)	
本支店数	101	93	
うちフルバンキング支店	101	53	
うち機能特化型支店(リテールセンター)	-	40	50~60程度をリテールセンター化
有人出張所数	66	44	
有人店舗数合計	167	137	
ローンセンター	19	25	ローンセンターの増設・再配置

リテールセンターは、機能特化型支店ならびに一部の有人出張所において展開

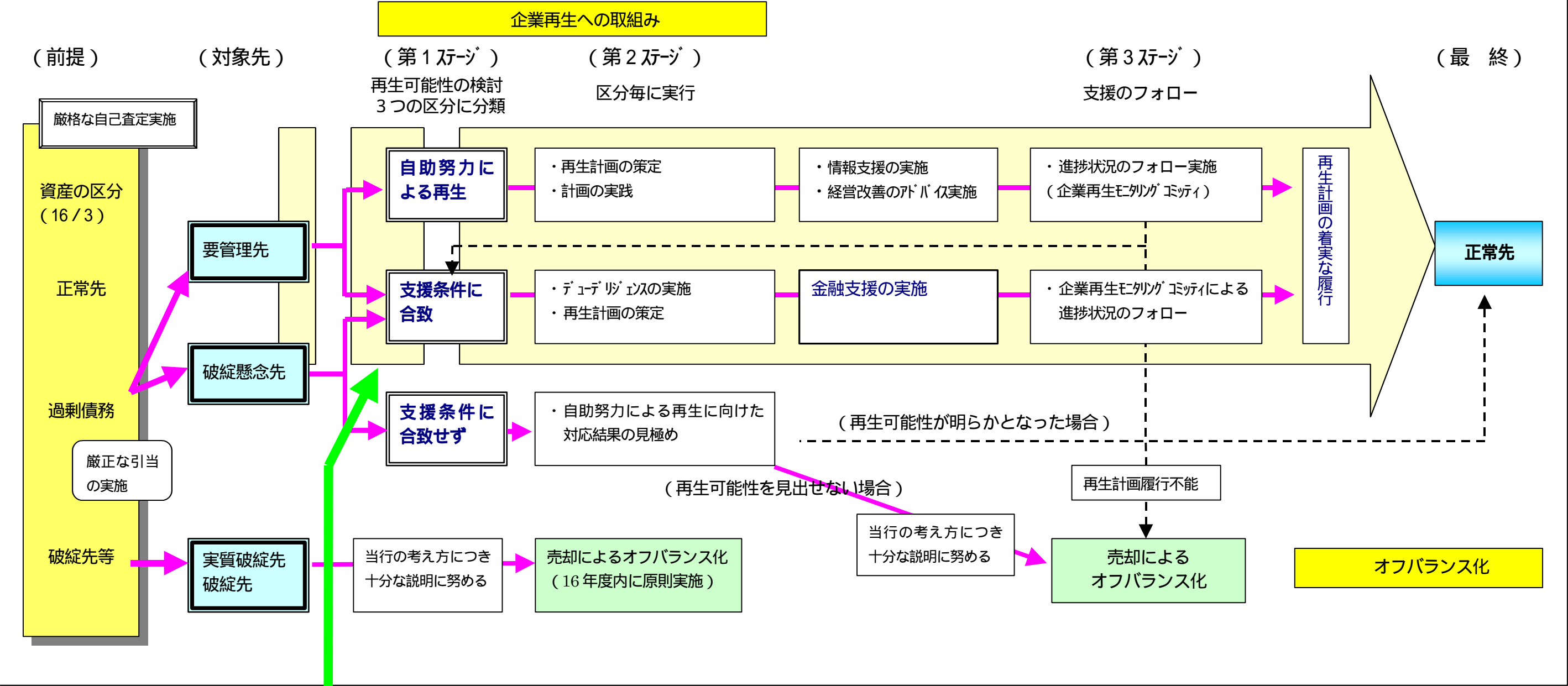
取引先数・基盤の拡充に注力

主な基盤項目	
個人	給与振込
	年金受皿
	財産形成預金
	投資信託
	住宅金融公庫
	消費者ローン
	住宅ローン
法人	法人融資先
	EB
	法人インターネットバンキング
	給与振込(元受企業)

**拡大**

# ビジネスモデル「徹底した資産健全化」

**<考え方>** 地域企業の再生を支援し、将来の優良顧客化をはかる（金融支援も一定条件のもとに実施）  
健全化に向け、再生不可能先はオフバランス化（一時的な利息収入の減少要因）  
温泉旅館を中心とした再生担当の執行役を配置



**再生支援の条件**

以下の諸条件を総合的に勘案  
債務者企業の再生に対する誠意・意欲・能力  
再建の可能性  
経済合理性  
経営責任および株主責任 など

**金融支援の具体的内容 <企業再生手法の適用>**

外部機関の活用等、あらゆる手法を駆使して再生に注力  
産業再生機構・整理回収機構の活用  
中小企業再生支援協議会の活用  
地域再生ファンドの活用  
DES、DDS等の手法の活用 など

産業再生機構による再生ファンドとホテル・旅館業務のサポートを行う業務支援会社を組み合わせた再生スキームの活用

中小企業再生支援協議会との連携ならびに運営会社の設立とファンドの組成が予定されている「とちぎ地域企業再生ファンド」の活用

企業再生モニタリングコミティの設置（平成16年度上期中）

# ビジネスモデル「 . ローコストオペレーション体制の確立」

＜考え方： ローコスト体制の確立による再生の下支え＞

## 1. 人員および人件費の削減

### (1) 人員の削減

- ・16年3月末の行員数は、前年比 201 人の 2,628 人となった。
- ・今回の計画では、人員計画を再度見直し、行員数 2,500 人体制を前回計画（16年2月公表）1年前倒しの17年3月末に実現するとともに、19年3月末には行員数 2,200 人を目指す。

＜人員計画＞ (人)

	15/3 末 (実績)	16/3 末 (実績)	17/3 末 (計画)	18/3 末 (計画)	19/3 末 (計画)	15/3 末比
行員数	2,829	2,628	2,500	2,350	2,200	629

### (2) 人件費の削減

#### ア. 人件費の3割削減

- ・16年3月期の人件費は、前年比 40 億円の 204 億円となった。
- ・今後も、年収水準の引下げや、更なる人員の削減への取組み等により、19年3月期には、15年3月期比 67 億円を削減（28%）する。
- ・年収水準は、15年3月期対比 25%の引下げを実施する。一方、17年下期を目途に、インセンティブスキームを含めた新たな人事制度を導入する予定。

＜人件費計画＞ (億円)

	15/3 期 (実績)	16/3 期 (実績)	17/3 期 (計画)	18/3 期 (計画)	19/3 期 (計画)	15/3 期比
人件費	244	204	197	192	176	67( 28%)
うち給与・賞与	174	144	133	129	127	47( 27%)

#### イ. 退職給付費用の削減

- ・退職給付費用は、厚生年金基金の代行返上を実施する等により削減。また、代行返上後の企業年金制度についても、新人事制度の導入とあわせて、更なる見直しを検討・実施する。

## 2. 物件費の削減

＜「業務効率化ワーキングチーム」の活動内容＞

項目	2～3月[現状把握]	4～5月[アクション] 策定]	実施済みの施策
店舗・チャンネル見直し	・収益性・効率性などの観点による店舗配置の見直し ・営業店体制の見直しを検討	・新たな店舗配置計画の策定 ・効率的な営業店体制の原案策定	
固定費の変動費化	・関連会社業務委託費の問題点洗い出し ・銀行および関連会社業務における外注可能業務の洗い出し	・関連会社の業務改善計画の策定	・システムのアウトソース拡大によるIT資産のオプティマイズ実施 ・関連会社業務改善計画の実施
購買コスト削減	・不採算商品・非効率業務の洗い出し ・費目毎の購買コスト削減方法検討	・費目毎の購買コスト削減方法の確立	・購買コスト削減交渉開始
不動産処分、有効活用の検討	・不動産の処分方法および寮・社宅の見直し案の検討開始 ・店舗余剰スペースの有効活用策の検討	・新たな店舗配置計画にあわせた不動産処分計画の策定	・遊休不動産の処分

＜物件費計画＞ (単位：億円)

	15/3 期 (実績)	16/3 期 (実績)	17/3 期 (計画)	18/3 期 (計画)	19/3 期 (計画)	15/3 期比
物件費	269	239	209	202	192	76

## 3. 店舗機能の再構築

### (1) 有人店舗チャンネルの再構築

- ・19年3月までにフルバンキング店舗を 53 か店とし、また、機能特化型支店の拡充やローンセンターの再配置・増設により、ネットワークを維持した効率的な営業チャンネルの構築を実現する。
- ・中核店舗に業務や人員の集約を進める一方、その近隣店舗や一部の出張所については、パッケージ型商品等の簡易な融資を取扱う機能特化型支店「リテールセンター」として業務展開する。

＜有人店舗数の計画＞

	16/3 末 (実績)	17/3 末 (計画)	18/3 末 (計画)	19/3 末 (計画)
本支店数	101	99	97	93
うちフルバンキング支店	101	89	69	53
うち機能特化型支店(リテールセンター)	-	10	28	40
有人出張所数	66	56	46	44
有人店舗数合計	167	155	143	137

### (2) 店舗外 A T M の効率的な配置

- ・店舗外 A T M は、大規模集客施設等への配置をはかる一方、低利用先の撤去など合理的配置を進める。
- ・16年4月より、コンビニ A T M の利用可能時間を 23:00 まで延長。今後も、A T M の運営や機能面について、お客さまの利便性を追求した対応をはかる。

### (3) ダイレクトチャンネルの活用

- ・インターネットバンキング等のダイレクトチャンネルについては、ローコストチャンネルとして積極的に活用するとともに、多様化するニーズにお応えするため、そのサービス機能の拡充をはかる。

## 4. 本部組織のスリム化

- ・本部組織は、不良債権のオフバランス化と企業再生における短期集中処理のため、当面は、融資部門に人材を投入するが、大幅な簡素化と人員の削減、組織のフラット化に取り組む。
- ・行員数に対する本部人員比率について、現行の 14% の体制から 10% 程度まで削減し、営業店部門の人員比率を高める。

## 5. 保有資産の処分

### (1) 動産・不動産の売却

- ・経済合理性の観点から徹底的に見直し、寮の整理統合や賃借への切替えを行う等、更なる削減。

### (2) 保有株式の残高圧縮

- ・「政策投資株式買入・管理基準」の方針に基づき、保有株式の圧縮をはかる。

＜保有株式残高(上場・店頭株式)＞

16/3 (当初見込)	16/3 (実績)	見込比	17/3 (計画)	18/3 (計画)	19/3 (計画)
850 億円	794 億円	56 億円	600 億円	500 億円	400 億円

## 6. 子会社・関連会社の抜本的見直し

- ・整理方針 ... ファイナンス子会社 3 社（足利ファクター・あしぎん抵当証券・足銀リース）  
資産管理子会社 3 社（あしぎんバスターマシメント・足銀不動産管理・足銀総合管理）
- ・存続方針 ... 銀行事務代行会社 2 社（あしぎん事務センター・あしぎんビジネスサポート）  
住宅ローン保証会社 1 社（足利信用保証）



## 収 益 計 画 (主要計数目標)

(単位: 億円)

	H16/3 期 (実績)	H17/3 期 (計画)	H18/3 期 (計画)	H19/3 期 (計画)
業務粗利益	983	871	824	827
貸出金利息	844	718	661	654
有価証券利息配当	100	41	41	45
役務取引等利益	113	121	123	129
経費	471	432	425	398
人件費	204	197	192	176
物件費	239	209	202	192
実質業務純益	512	438	399	428
一般貸倒引当金繰入額	1,809			
不良債権処理損失額	4,644	120	80	70
当期利益	7,828	397	366	405

OHR (経費/業務粗利益)	47.89%	49.67%	51.58%	48.22%
ROA	1.05%	1.16%	1.04%	1.10%
不良債権比率 (リスク管理債権)	20.62%	12%台	8%台	6%台

「業務及び財産の状況等に関する報告」(概要)

平成 16 年 10 月 8 日 足利銀行

## <特別危機管理開始決定が行われる状況に至った経緯>

### 1. はじめに

平成16年2月に「過去問題調査ワーキングチーム」を設置のうえ、債務超過に至った原因等について調査した。本報告書は、その調査内容を踏まえ作成したもの。

また、預金保険法第116条に基づく旧経営陣に対する責任の明確化をはかるため、外部専門家による組織である「内部調査委員会」を設置し、現在なお調査を進めている。これにより、本報告書では、必ずしも十分ではない事項についても、より明らかにされるものと考えている。

### 2. 当行破綻の原因（ポートフォリオ管理の不整備と不良債権の処理の遅れ）

- 与信ポートフォリオ管理の不整備に伴う貸出債権の増加
- 後に不良債権に転じたこれらの債権の処理の遅れ

### 3. バブル期の経営施策（経営悪化の原因）（昭和60年度から平成4年度）

#### （1）バブル期の経営環境

<全般>

「地価・株価の高騰」、「金利の自由化」、「レジャー・リゾートブーム」

<北関東エリア>

「交通網の整備」、「東京等からの企業進出」、「住宅地を求める人の増加（地価高騰）」、「首都100キロ圏でのレジャー・リゾートブーム（旅館・ホテルの増築、ゴルフ場の建設）」

#### （2）バブル期の経営

##### ① 銀行本体による量的拡大

調達金利の上昇を吸収できる高収益貸出、融資量の拡大を追求

- パチンコ業、レジャー・リゾート産業をはじめとしたサービス業への積極的な対応
- 北関東エリアだけでなく、都市店舗による積極的な融資推進

※与信ポートフォリオは、サービス業偏重、大口偏重、個社別では、多額の丸抱えに近い融資という問題を抱えることとなった。

##### ② 関連ノンバンク等による融資拡大

#### （3）バブル期の反省点

##### ① バブル期の風土を作った当時の推進体制と評価体系の弊害

推進と融資審査が一体化した組織体制、収益・運用に軸足を置いた評価体系

##### ② 脆弱なリスク管理態勢

大口与信等債務者管理が組織的に行われず、業種別・地域別与信集中に対する審査・管理手法が脆弱

### 4. バブル崩壊後の経営施策（経営悪化の本源的原因）（平成5年度から平成9年度）

#### （1）融資拡大路線からの転換の遅れ

バブル崩壊後の平成2年度から平成4年度も融資拡大

#### （2）危機感のない経営態勢

不良債権増加の原因追及が実施されず、その総額などの把握が不十分

##### ① 含み益に依存した不良債権処理

業務純益で処理額をカバーできず、保有株式の含み益、不動産の売却益で捻出

##### ② 関連ノンバンク等の不良債権処理

親会社の子会社支援として、損失相当分を全額当行一行で負担

#### （3）不良債権の最終処分（オフバランス化）の先送りによる事態の悪化

会計上の処理にとどまり、担保不動産の売却等を積極的に行わず最終処分が先送り

### 5. 経営危機の表面化と経営再建策（平成10年度から平成14年度）

#### （1）経営危機の表面化

平成9年11月、金融機関の破綻による金融不安が拡大

様々な憶測・風評が重なり、株価急落・預金流出が全店的に広がる

#### （2）経営再建策の実施

##### ① 第三者割当増資の実施と公的資金の導入

- 10年3月：公的資金による永久劣後債300億円の発行
- 11年8月：地元を中心とした優先株428億円の第三者割当増資
- 11年9月、11月：公的資金による優先株1,050億円の増資
- 不良債権処理問題に追われた経営から大きく流れを変えることができたとの誤った認識が行内に充満、クレジットリスクへの警戒感が希薄となり、不芳先の累増と多額の問題債権を今日まで抱え込む結果となる

##### ② 経営健全化計画の策定・履行

- 11年9月「経営健全化計画」を策定、リストアと中小企業向貸出増強による収益回復を見込む
- 11、12年度とも引続き不良債権は顕在化、当期利益は計画を2年連続下回る

##### ③ 経営健全化計画の見直しと再度の資本増強

- 13年度も不良債権の新規発生は止まらず、1,280億円の当期損失計上、優先株無配
- 更なるリストアの実施、関連ノンバンクの処理、そしてV字型の収益回復を狙い、新たな経営健全化計画策定
- 14年1月：取引先を中心とした普通株299億円の第三者割当増資

##### ④ 金融持株会社の設立

- 15年3月に金融持株会社「あしぎんフィナンシャルグループ（AFG）」を設立
- 14年度は保有株式の減損処理746億円、不良債権処理316億円により、710億円の当期損失を計上し、自己資本比率4.54%まで低下

#### （3）繰延税金資産に依存した資本構造

平成10年度から繰延税金資産を計上、ピーク時には1,600億円を超える

### 6. 特別危機管理開始決定までの状況（平成15年度以降）

#### （1）金融庁検査の実施

平成14年度末を基準に金融庁検査を受検、検査指摘を踏まえると233億円の債務超過との検査結果通知を受領

#### （2）繰延税金資産の取崩しおよび特別危機管理開始決定

- 平成15年9月の中間決算策定にあたり、会計監査人より繰延税金資産の計上はその全額について認められない旨の連絡を受ける
- 多額の不良債権処理、繰延税金資産の全額取崩しにより、1,023億円の債務超過
- 預金保険法第74条第5項に基づく申出を行い、同法第102条第1項第3号措置の必要性の認定ならびに特別危機管理開始決定を受ける

<業務及び財産の状況の記載事項>

1. 与信業務

- 地域金融機関として地域における中小企業等への各種資金ニーズに積極的に対応した。
- しかしながら、不良債権化した貸出金の償却や流動化の実施により、貸出残高が減少。
- また、取引先の資金調達手段の多様化、資金需要の弱さなどもあり、貸出金減少に歯止めがかからなかった。

(単位：億円)

	平成13年3月末	平成14年3月末	平成15年3月末	平成15年9月末
貸出金残高(国内)	42,553	39,792	40,120	38,271

2. 資金調達業務

- バブル崩壊以降、景気の低迷とともに貸出金の不良債権化が顕著となり、その比率も高まったことが不安視され、預金の流出につながった。

(単位：億円)

	平成13年3月末	平成14年3月末	平成15年3月末	平成15年9月末
総預金	49,105	47,058	47,214	45,064

3. 投資等業務

- 政策投資株式の残高を圧縮する一方で、国債を中心とした債券運用を行った。

(単位：億円)

	平成13年3月末	平成14年3月末	平成15年3月末	平成15年9月末
投資有価証券	8,111	7,800	6,389	7,698
商品有価証券	8	82	45	36
投資信託預り残高	307	325	499	580

4. 外為業務

- 外為取引については、地場企業への着実な推進をはかってきた。

5. 固定資産の状況

- 保養所や社宅等の順次売却を進めている。

6. 不良債権の状況

- 担保価値の下落リスク回避、不稼動資産の圧縮のため、オフバランス化に向けた対応を行う。

7. 関係会社の状況

<整理方針>

- ファイナンス子会社3社 (足利ファクター・あしぎん抵当証券・足銀リース)
- 資産管理子会社3社 (あしぎんインベストメント・足銀不動産管理・足銀総合管理)
- <合理化・効率化の徹底>
- 銀行事務代行会社、住宅ローン保証会社の関連会社3社

<参考>【不良債権処理額・業務純益・含み損益・自己資本等の推移】

(単位：億円)

	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	累計(平成5年度～平成9年度)
不良債権処理額	221	583	947	1,741	517	1,318	5,108
業務純益	491	358	490	510	387	515	2,262
内、一般貸倒引当金繰入	(-)	(+)△3	(+)△2	(+)△0	(+)△2	(-)△49	(-)39
内、国債等損益(5勘定戻)	8	△14	△22	69	50	279	361
株式等損益(3勘定戻)	△27	312	592	312	155	223	1,595
動産不動産処分損益	△1	△1	△2	△0	△2	277	270
当期利益	80	35	37	△919	21	△289	△1,113
利益処分(配当)	37	31	31	15	31	31	139
有価証券含み益	1,757	1,860	691	1,147	512	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-
資本合計	2,669	2,670	2,676	1,726	1,732	1,412	△1,257
資本金	585	585	585	585	585	585	-
法定準備金	655	668	675	681	685	691	35
その他の剰余金	1,428	1,416	1,415	459	461	135	△1,293
評価差額金	-	-	-	-	-	-	-
自己資本比率	9.15%	9.42%	9.13%	8.73%	8.34%	8.87%	△0.28%

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	累計(平成10年度～平成14年度)
不良債権処理額	2,159	335	535	675	316	4,023
業務純益	236	239	563	133	523	1,696
内、一般貸倒引当金繰入	(-)48	(-)115	(+)△115	(-)222	(+)△38	(-)232
内、国債等損益(5勘定戻)	14	△4	69	△1	72	150
株式等損益(3勘定戻)	△118	281	150	△895	△776	△1,359
動産不動産処分損益	7	△1	△5	5	0	6
当期利益	△1,182	103	93	△1,280	△710	△2,976
利益処分(配当)	15	12	22	-	-	50
有価証券含み益	-	67	-	-	-	-
繰延税金資産	1,489	1,418	1,352	1,659	1,387	-
資本合計	835	2,417	2,487	1,300	745	△666
資本金	585	※A1,324	1,324	※B1,474	1,474	888
法定準備金	697	989	994	1,146	20	△670
その他の剰余金	△447	103	169	△1,125	△710	△846
評価差額金	-	-	-	△194	△39	△39
自己資本比率	4.29%	10.09%	9.89%	6.88%	4.54%	△4.33%

※A：H11年度に1,478億円の増資を実施(公的資金1,050億円、第三者割当増資428億円)

※B：H13年度に299億円の増資を実施(普通株による第三者割当増資)

貸借対照表  
(平成15年12月1日公告時)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	403,004	預渡性預金	4,557,934
買入金債	21,987	コールマネー	8,800
商品有価証券	1,978	売却手形	21,300
金の信託	1,423	借用金	131,200
有価証券	637,850	外国為替	159,000
貸出国為	3,794,522	社の他負債	612
その他資産	56,532	退職給付引当金	30,000
不動産	40,762	繰延税金負債	33,074
支払承諾見返	29,680	支払承諾	7,078
貸倒引当金	68,323	負債の部合計	3,752
投資損失引当金	△ 129,534	資本の部	68,323
	△ 188	資本金	5,021,076
		利益剰余金	147,429
		期中損益	△ 247,692
		株式等評価差額金	△ 178,712
		資本の部合計	5,529
資産の部合計	4,926,343	負債及び資本の部合計	△ 94,733
			4,926,343

(備考)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 平成 16 年 9 月 期 中 間 決 算 の 概 要

## 1. 実績および計画対比 (単位: 億円)

	16/3 期 実績	16/9 期 実績	17/3 期 計画	計画対比
(規模)				<計画差>
貸出金 (平残)	37,834	33,878	33,859	+19
預金・NCD (平残)	45,695	43,786	43,349	+437
資本勘定 (末残)	▲6,790	▲6,369	▲6,492	+123
(収益)				<進捗率>
業務粗利益	983	456	871	52.3%
資金利益	864	388	740	52.4%
役務取引等利益	113	59	121	48.7%
その他業務利益	5	8	9	88.8%
経費	(-)471	(-)212	(-)432	49.0%
人件費	(-)204	(-)96	(-)197	48.7%
物件費	(-)239	(-)97	(-)209	46.4%
実質業務純益	512	243	438	55.4%
一般貸倒引当金繰入額	(-)1,809	-	-	-
業務純益	▲1,297	243	438	55.4%
不良債権処理損失額	(-)4,644	(-)65	(-)120	54.1%
株式等関係損益	110	106	100	106.0%
経常利益	▲5,995	274	400	68.5%
特別損益	▲444	238	▲1	-
当期(中間)純利益	▲7,828	512	397	128.9%
(経営指標)				<計画差>
OHR	47.89%	46.55%	49.67%	▲3.12%
ROA	1.05%	1.27%	1.16%	+0.11%
リスク管理債権比率	20.62%	19.29%	12%台	+6.3%

**【16年9月末残高の減少内訳】**

<貸出金>

16/9 末残高	32,435
16/3 末比増減額	▲3,039
不良債権処理・回収	▲1,331
その他事業者向け貸出	▲1,218
地公体向け貸出	▲704
個人ローン	+214

<預金+NCD>

16/9 末残高	43,549
16/3 末比増減額	▲1,248
公金	▲812
その他	▲436

**【不良債権処理関係損益の内訳】**

	16/9 期
不良債権処理損失額	(-)65
貸出金償却	(-)64
貸出金売却損	(-)2
その他	(+)▲0
貸倒引当金取崩	149
一般貸倒引当金取崩	156
個別貸倒引当金取崩	▲7
償却債権取立益	42
子会社等整理損失引当金取崩益	47
計	(+)▲173

※①+②+③=238億円

**【参考:経営改善支援の取組実績(16年4~9月)】**

	経営改善 支援先数	
	ラックアップ先数	その他
正常先	132	12
その他要注意先	223	81
要管理先	1,054	69
破綻懸念先	58	1
実質破綻先	2	0
破綻先	2	0
合計	2,942	163

※1. 債務者区分は、16/3 末時点の区分によるもの  
 ※2. 経営改善支援先数は、融資管理部再生チームが所管する取引先数

**【株式等関係損益の内訳】**

	16/9 期
株式等売却益	108
株式等償却	(-)2
株式等売却損	(-)0

**【政策保有株式残高】**

	16/9 末	17/3 計画	計画比
	519	600	▲81

※上場・店頭株式の簿価ベース

**【子会社等整理損失引当金取崩益】**

整理方針子会社への貸出金に対する部分直接償却実施額と引当金取崩額との差

引当金取崩額	部分直接償却実施額	剰損益(特別利益)
335	287	47

## 2. 不良債権の状況 (単位: 億円)

### (1) リスク管理債権の推移

	16/9 末	16/3 末比	16/3 末
	リスク管理債権		
破綻先債権	374	▲70	445
延滞債権	4,343	▲863	5,207
3ヶ月以上延滞債権	18	16	2
貸出条件緩和債権	1,521	▲141	1,662
合計	6,258	▲1,059	7,317
貸出金残高(末残)	32,435	▲3,039	35,474
リスク管理債権比率	19.29%	▲1.33%	20.62%

### (2) 金融再生法開示債権の推移

	16/9 末	16/3 末比	16/3 末
破産更生債権等	1,052	▲512	1,564
危険債権	3,682	▲436	4,119
要管理債権	1,539	▲125	1,664
小計	6,274	▲1,073	7,348
正常債権	26,820	▲1,995	28,816
合計	33,095	▲3,069	36,164
金再生法開示債権比率	18.95%	▲1.36%	20.31%
部分直接償却額	4,176	303	3,872

**【減少の内訳】**

減少要因  
 償却・売却等  
 → 830 億円  
 回収・返済  
 → 501 億円  
 ラックアップ  
 → 298 億円

増加要因  
 ラックアップ等  
 → 556 億円

### (3) 金融再生法開示債権の保全状況

	破産更生 債権等	危険債権	小計	要管理 債権	合計
与信残高(A)	1,052	3,682	4,735	1,539	6,274
担保・保証等保全額(B)	737	1,258	1,995	623	2,619
回収懸念額(C)=(A)-(B)	315	2,424	2,739	916	3,655
貸倒引当金(D)	315	2,377	2,692	785	3,477
保全額(E)=(B)+(D)	1,052	3,635	4,687	1,408	6,096
引当率(D/C)	100%	98.0%	98.2%	85.6%	95.1%
保全率(E/A)	100%	98.7%	99.0%	91.4%	97.1%

※要管理債権の担保・保証等の保全額は、要管理先全体の債権残高と要管理債権の残高割合で按分して算出しております。

「経営に関する計画」の進捗状況 —足利銀行の再生に向けた足取り—

平成 16 年度の位置づけ ビジネスモデルの構築と取引基盤の確保を行う <態勢定着期間>

一時国有化直後からの 四半期毎の動き	(15年12月～16年3月)	(16年4月～6月)	(16年7月～9月)	(16年10月～)
	<b>地域金融の混乱防止に注力</b>	<b>お客さまとのコミュニケーション徹底</b>	<b>復(福)縁運動の展開・行員の意識改革</b>	<b>更なる体質改善</b>
<b>&lt;経営全般&gt;</b> 行内徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時全行部店長会議（池田頭取就任後初～今後の方針説明・方向性の確認）(1月)</li> <li>・円滑な資金供給を図るよう営業店へ指示(12月)</li> <li>・「経営に関する計画」の公表(2月)</li> <li>・アドバイザー・ボードの設置(2月)</li> <li>・業務監査委員会、内部調査委員会の設置(2月)</li> <li>・過去問題調査ワーキングチームの設置(2月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全行部店長会議（16年度上期方針およびお取引先への説明責任の徹底）(4月)</li> <li>・「経営に関する計画」（詳細版）の公表(6月)</li> <li>・委員会等設置会社への移行(6月)</li> <li>・経営諸会議、各種委員会の見直し実施(6月)</li> <li>・取引先を対象に経営情報説明会を実施(6月～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時全行部店長会議（計画の趣旨徹底—コミュニケーション（靴底を減らす行動））(7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全行部店長会議(16年度下期方針、当行再生にはリテール営業がキー)(10月)</li> <li>・「業務及び財産の状況等に関する報告」の公表(10月)</li> <li>・本部各部にわたる重要課題につき一元的に権限と責任を持つ特命担当 4名を配置(11月)</li> </ul>
<b>I. 収益基盤の再構築</b> (1)小口分散化された 与信ポートフォリオへの移行 (2)非金利収入の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な中小企業向け貸出を実施するための新たなパッケージ型商品（簡易な審査で融資可能な定型商品）を投入(2月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エリア本部長の設置、営業体制見直し（地区再編）(4月)</li> <li>・即日実行を可能としたクイック実行型融資商品「スピードライン」の取扱い開始(5月)</li> <li>・小口金融担当執行役の配置(6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小口金融機能を有するリテールセンターの設置（3ヶ所）(7月)</li> <li>・エリア本部長・支店長の決裁権限改定(7月)</li> <li>・住宅ローンの商品性・審査体制の見直し(7月)</li> <li>・信用保証協会と協調した新型融資商品「クロスロード」「グッドリテール」の取扱い開始(8月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出金ガイドライン金利の精緻化(10月)</li> <li>・ローンセンターの新設（黒磯）(10月)</li> </ul> <p>&lt;お取引基盤を重視し更にコミュニケーションを重視した営業を展開&gt;</p>
<b>II. 徹底した資産健全化</b> (1)企業再生への取組み (2)オフバランス化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者の目線による財務内容の見直しのため、大手監査法人とアドバイザー契約を締結し、より客観的な資産自己査定を実施(2月～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業再生支援の実施基準を策定(4月)</li> <li>・企業支援部の融資管理部への統合、再生チームの増員(4月)</li> <li>・温泉旅館再生担当執行役を配置(6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・与信アラームライン制度の導入(8月)</li> <li>・産業再生機構による取引先の支援決定(6、7月)</li> <li>・整理回収機構への不良債権売却(8月)</li> <li>・地域企業再生ファンドへの出資(8月)</li> <li>・地域企業再生ファンド運営会社への出資(7月)</li> <li>・企業再生モニタリングコミティの設置(9月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用格付制度の改定—定性評価による随時格上げが可能な基準を制定、延滞発生による格下げの迅速化(10、11月)</li> </ul> <p>&lt;着実な再生支援を実施し、資産の健全化を推進&gt;</p>
<b>III. ローコストオペレーション体制の確立</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務効率化ワーキングチームの設置(2月)</li> <li>・システム関連業務のアウトソース拡大、IT資産のオフバランス化(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賞与の支給見合わせ(6月)</li> <li>・本部機構改革の実施（2本部・11部・9部内室→3本部・8部）(6月)</li> <li>・「政策投資株式買入・管理基準」制定(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例給与水準の引下げ(7月)</li> <li>・業務再構築プロジェクトチームの設置(8月)</li> <li>・旧本店である足利支店の店舗売却発表(8月)</li> <li>・ファイナンス子会社3社の清算手続開始(9月)</li> <li>・保有株式の圧縮（期末残高 519億円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子会社（足利信用保証、あしぎんインベストメントマネジメント）の合併決議(10月)</li> </ul> <p>&lt;先進的なモデルを目指し業務再構築を更に推進&gt;</p>

<参考>

主な計数の動き（基盤）	15/9	16/3 ※1	16/6	16/9
法人融資先数	106.5	100.0	98.0	101.7
EB・法人IB契約件数	94.2	100.0	109.2	113.2
住宅ローン 取扱件数	99.2	100.0	99.6	100.8
預り資産 取扱先数※2	93.0	100.0	103.4	114.5
給振受皿数	101.6	100.0	101.2	100.3
年金受皿数	99.4	100.0	99.7	100.2

法人取引先は、7月を境に回復  
EB・法人インターネットバンキングは、順調に増加  
住宅ローンの申込件数も7月以降回復  
投信・国債等の取扱いは、順調に増加  
給振受皿、年金受皿については横ばい

※1 16年3月を100とした指数で表示 ※2 個人の債券契約先、投資信託契約先、外貨預金取扱先数の合計

平成17年3月期決算の概要【収益】

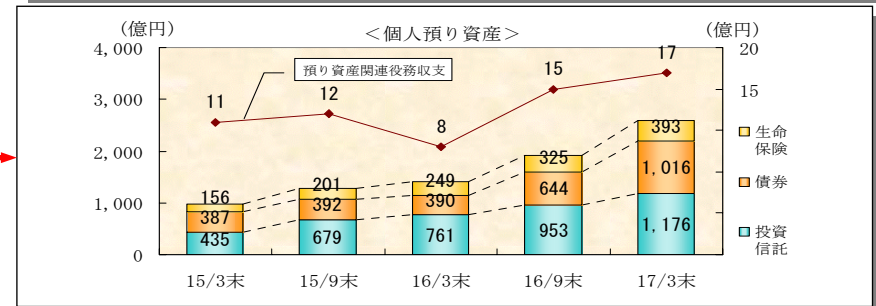
【収益の実績および計画対比】

(単位：億円)

	16/3期 実績	17/3期 計画	17/3期 実績	計画対比	18/3期 計画
(収益)				<計画比(%)>	
業務粗利益	983	871	884	101.4%	824
資金利益	864	739	754	102.0%	687
役員取引等利益	113	121	117	96.6%	123
その他業務利益	5	9	12	133.3%	13
経費	(-)471	(-)432	(-)428	99.0%	(-)425
人件費	(-)204	(-)197	(-)196	99.4%	(-)192
物件費	(-)239	(-)209	(-)202	96.6%	(-)202
実質業務純益	512	438	455	103.8%	399
一般貸倒引当金繰入額	(-)1,809	-	-	-	-
業務純益	▲1,297	438	455	103.8%	399
不良債権処理損失額	(-)4,644	(-)120	(-)127	105.8%	(-)80
株式等関係損益	110	100	118	118.0%	50
経常利益	▲5,995	400	408	102.0%	369
特別損益	▲444	▲1	811	-	▲1
当期純利益	▲7,828	397	1,219	307.0%	366
(経営指標)				<計画差>	
貸出金利回	2.23%	2.12%	2.16%	0.04%	2.16%
有価証券利回	1.44%	0.69%	0.83%	0.14%	0.64%
預金利回	0.09%	0.08%	0.09%	0.01%	0.07%
総資金利鞘	0.91%	0.81%	0.89%	0.08%	0.75%
非金利収入比率	12.07%	15.11%	14.70%	▲0.41%	16.64%
OHR	47.89%	49.67%	48.47%	▲1.20%	51.58%
ROA	1.05%	1.16%	1.20%	0.04%	1.04%
不良債権比率(引当管理債権)	20.62%	12%台	12.50%	-	8%台

<資金利益> (億円)

	16/3期 (実績)	17/3期 (計画)	17/3期 (実績)	16/3期比	計画比	18/3期 (計画)
資金運用収益	967	777	798	▲168	21	719
うち貸出金利息	844	718	719	▲125	1	661
うち有価証券利息配当	100	41	52	▲48	11	41
資金調達費用	(-)102	(-)37	(-)43	(+)58	(-)6	32
うち預金利息	(-)45	(-)37	(-)42	(+)2	(-)5	31



<不良債権処理関係損益の内訳> (億円)

	17/3期
不良債権処理損失額	(-)127
貸出金償却	(-)88
貸出金売却損	(-)32
その他	(-)6
償却債権取立益	125
貸倒引当金取崩益	537
子会社等整理損失引当金取崩益	47
計	582

<不良債権減少の内訳> (億円)

減少要因	4,094
金融支援・ランクアップ	1,387
回収他(担保処分等)	830
直接償却・部分直接償却	1,079
債権売却	798
増加要因	760
新規発生(ランクダウン)	760

※16年3月末との比較によるリスク管理債権の増減額

<金融再生法開示債権の状況> (億円)

	破産更生 債権等	危険債権	小計	要管理 債権	合計
与信残高(A)	343	2,314	2,658	1,329	3,987
担保・保証等保全額(B)	256	841	1,098	558	1,656
非保全額(C)=(A)-(B)	87	1,472	1,560	770	2,330
貸倒引当金(D)	87	1,472	1,560	673	2,233
保全額(E)=(B)+(D)	343	2,314	2,658	1,232	3,890
引当率(D/C)	100%	100%	100%	87.4%	95.8%
保全率(E/A)	100%	100%	100%	92.6%	97.5%

※要管理債権の担保・保証等保全額は、要管理先全体の債権残高と要管理債権の残高割合で按分して算出しております。

<リスク管理債権の推移> (億円)

	17/3	16/3比	16/3
破綻先債権	41	▲403	445
延滞債権	2,612	▲2,594	5,207
3ヶ月以上延滞債権	53	50	2
貸出条件緩和債権	1,276	▲386	1,662
合計	3,983	▲3,333	7,317
貸出金残高(末残)	31,855	▲3,618	35,474
リスク管理債権比率	12.50%	▲8.12%	20.62%

<公的機関を活用した企業再生支援の取組>

- 産業再生機構(IRCJ) : 11件
- 整理回収機構(RCC) : 3件
- 中小企業再生支援協議会 : 21件

<法人融資先の債務者区分の上昇(16/3→17/3)>

- ランクアップ数: 1,424先(2,331億円)

※自己査定ベースによる要注意先・要管理先・破綻懸念先からのランクアップ数。当行再生チームによる支援先のほか、自助努力による経営改善先を含む。

<整理回収機構による不良債権の買取状況>

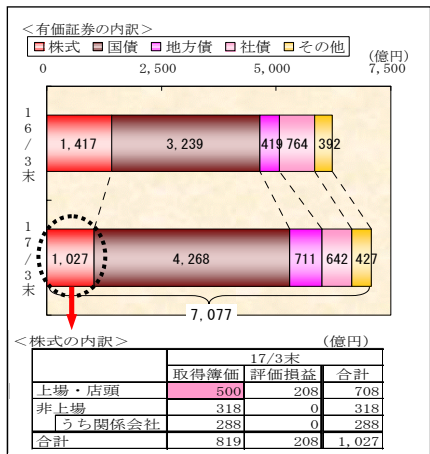
- 16/8 : 買取価格 51億円(簿価 360億円)
- 17/3 : 買取価格564億円(簿価3,978億円)



# 平成17年3月期決算の概要【資産・負債】

## 【資産・負債の実績および前年対比】

(単位：億円)

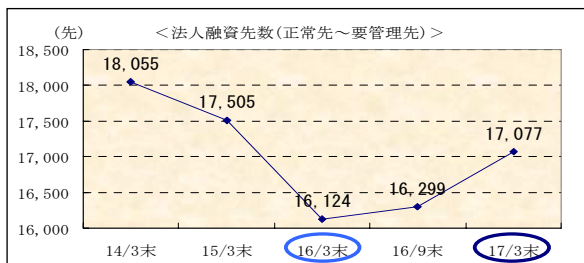


16/3期実績	17/3期実績	17/3期実績	16/3期実績
2,821	1,087	現金預け金	44,798
369	1,411	預金+譲渡性預金	30,365
131	117	うち個人預金	9,093
6,233	7,077	うち法人預金	5,338
35,474	31,855	その他預金+譲渡性預金	900
28,156	27,871	コールマネー	479
7,317	3,983	退職給付引当金	335
(3,872)	(1,310)	支払承諾	650
△5,265	△3,201	その他	499
△2,163	△1,641	負債の部合計	47,663
△3,102	△1,559	資本金	1,474
△1	△2	利益剰余金	△7,298
202	277	当期純利益	△8,518
650	599	その他有価証券評価差額金	△7,828
256	267	その他の資本の部合計	254
40,873	39,490	資産の部合計	△6,790
		負債及び資本の部合計	40,873

<子会社等整理損失引当金の取崩>

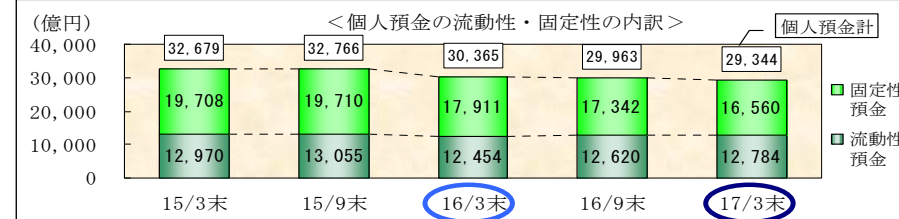
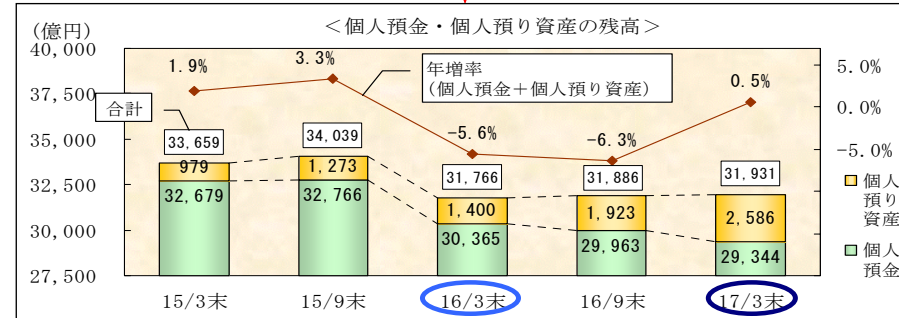
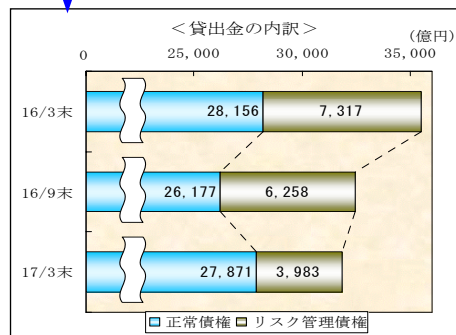
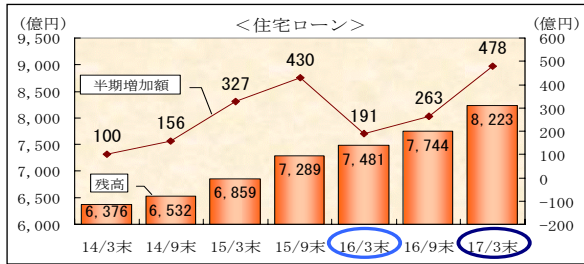
◇16/3期において、清算等の整理方針とした子会社・関連会社のうち、貸出金のある4社について、当行負担が見込まれる金額を引当計上。  
 ・足銀リース …… 71億円  
 ・足利ファクター …… 7億円  
 ・あしぎん抵当証券 …… 45億円  
 ・足銀不動産管理 …… 210億円

◇17/3末までに、上記4社はすべて解散を決議。当行貸出金も償却処理を実施したことから、当該引当金を取り崩したものの。  
 ※なお、保有資産(営業貸付金)を外部に売却したことを主因として、47億円の取崩益が発生し、特別利益に計上。



<引当率>  
17/3期の貸倒実績率を加味して予想損失率を算定

	16/3期	17/3期
正常先	0.42%	0.38%
要注意先	14.50%	10.24%
要管理先	50.99%	50.46%
破綻懸念先	98.00%	100%



# 「ローコストオペレーション体制の確立」に向けた進捗状況

## 1. 人員および人件費の削減

- ・17年3月末の行員数は、計画比▲200人（前年度末比▲328人）の2,300人となった。今後も、店舗機能の効率化、営業店運営体制の見直し、本部組織のスリム化による少人数運営体制の構築を進める。
- ・17年3月期の人件費は、計画比▲1億円（前期比▲7億円）の196億円となった。なお、職員のモラル維持と今年度以降の着実な計画達成を目的として、職員の実績に応じて配分を行うインセンティブスキームを17年度中に導入する。

＜人員および人件費の実績と計画＞

（単位：人、億円）

	16/3	17/3	17/3			18/3	19/3
	(実績)	(計画)	(実績)	16/3比	計画比	(計画)	(計画)
行員数	2,628	2,500	2,300	▲328	▲200	2,350	2,200
人件費	204	197	196	▲7	▲1	192	176
うち給与・賞与	144	133	132	▲11	▲1	129	127
1人当り業務純益(百万円)※	19.5	17.5	19.8	0.3	2.3	16.9	19.4

※1人当り業務純益(百万円)＝業務純益(一般貸倒引当金繰入前)÷年度末行員数により算出。

## 2. 物件費の削減

- ・店舗・チャンネルの見直し、固定費の変動費化、購買コストの削減、遊休不動産の処分等に取り組んだ結果、物件費については、計画比▲7億円（前期比▲36億円）の202億円となった。

＜物件費の実績と計画＞

（単位：億円）

	16/3	17/3	17/3			18/3	19/3
	(実績)	(計画)	(実績)	16/3比	計画比	(計画)	(計画)
物件費	239	209	202	▲36	▲7	202	192

## 3. 店舗機能の再構築

### (1) 有人店舗チャンネルの再構築

- ・中核店舗（フルバンキング店舗）に業務や人員の集約を進める一方、その近隣店舗は、顧客利便性の確保と融資取引先との接点強化のため、パッケージ型商品等の簡易な融資を取り扱う「リテールセンター」への機能変更を展開（17年3月末でリテールセンター・機能特化型支店は18か店）。
- ・16年度は、従来融資機能の無かった出張所に小口融資機能を付加する一方、12か所の支店・出張所を廃止した。

＜有人店舗数の実績と計画＞

	16/3末	17/3末	17/3末			18/3末	19/3末
	(実績)	(計画)	(実績)	16/3末比	計画比	(計画)	(計画)
国内本支店数	101	99	99	▲2	0	97	93
うちフルバンキング支店	101	89	89	▲12	0	69	53
うちリテールセンター・機能特化	-	10	10	10	0	28	40
有人出張所数	66	56	56	▲10	0	46	44
うちリテールセンター	-	-	8	8	8	-	-
有人店舗数合計	167	155	155	▲12	0	143	137

※H17.5.25現在、リテールセンターは25か店で展開。

### (2) 店舗外ATMの効率的な配置

- ・店舗外ATMについては、低利用先の見直しと集客施設への新規設置による効率的な配置に努め、有人出張所の無人化（店舗外ATM化）を含め、17年3月末の設置か所数は前年度末比▲13か所の225か所となった。

### (3) ダイレクトチャンネルの活用

- ・法人インターネットバンキング契約先数は、17年3月末で3,133先（前年度末比+2,211先）に拡大。
- ・電話やFAX等のダイレクトチャンネルを活用した効率的な融資案件の発掘を行う「あしぎんビジネスセンター」の対象エリア拡大を実施（16年度融資申込受付：627件/4,263百万円）。

## 4. 本部組織のスリム化

- ・本部分行員数については、不良債権のオフバランス化が進んだことなどから、本部から営業店への行員の再配置を行うなど、スリム化をはかった。
- ・17年3月末本部分行員数は、前年度末比▲85人の254人（本部分行員比率11.0%）となった。

## 5. 保有資産の処分

### (1) 動産・不動産の売却

- ・寮・社宅・保養所については、16年度中に12件を売却。今後とも、寮・社宅の整理統廃合を進め、計画に沿って順次売却の方針。
- ・17年3月に、整理方針の子会社である足銀不動産管理(株)より、同社の保有不動産のうち、店舗等の当行営業上不可欠な物件(62物件)について買取りを実施。

＜寮・社宅・保養所の物件推移＞

	16/3末	17/3末	17/3末			18/3末	19/3末
	(実績)	(計画)	(実績)	16/3末比	計画比	(計画)	(計画)
寮・社宅(社宅空地含)	63	53	52	▲11	▲1	44	32
保養所(閉鎖済)	2	1	1	▲1	0	0	0

### (2) 保有株式（上場・店頭株式）の残高圧縮

- ・16年4月制定の「政策投資株式買入・管理基準」に基づいた見直しを行い、293億円（簿価ベース）の売却を実施し、保有残高500億円に圧縮。18年3月末計画を1年前倒しで達成。

＜保有株式残高（上場・店頭株式）＞

	16/3末	17/3末	17/3末			18/3末	19/3末
	(実績)	(計画)	(実績)	16/3末比	計画比	(計画)	(計画)
保有株式残高	794	600	500	▲293	▲100	500	400

## 6. 子会社・関連会社の抜本的見直し

＜整理方針の子会社・関連会社の状況＞

会社名	主な業務	見直しの内容等
足銀リース	貸金業	・解散を決定(16/9)→特別清算申立(16/10)
足利ファクター	貸金業	
あしぎん抵当証券	貸金業	・清算終了(17/4~5)
足銀総合管理	自己競落	・保有物件を全て売却。解散を決定(17/3)
足銀不動産管理	不動産管理	・66物件を売却(残り22件)。解散を決定(17/3)
あしぎんインベストメントマネジメント	有価証券投資管理等	・足利信用保証に吸収合併(16/12)

＜存続方針の子会社・関連会社の状況＞

会社名	主な業務	見直しの内容等
あしぎん事務センター	事務代行・人材派遣	・人員構成の見直し(パート化の促進)
あしぎんビジネスサポート	事務代行	
足利信用保証	保証業務	・あしぎんインベストメントマネジメントを吸収合併し、財務強化を実施(16/12)

## 平成17年度の運営方針

## 今年度の位置付け

◇ 当行再生に向け「**態勢定着**」(平成16年度)から「**集中実践**」(本年度)へ移行◇ お客さまとの強い信頼関係を築き、**地道に、着実に**、実績を積み上げる年

## 16年度の業務運営を踏まえた現状認識

お客さまの信頼を得るためには「CS」が重要であるが、現状ではCSは不十分。

⇒ 確固たる当行の存立基盤構築に向け、原点回帰により「CS」への真剣な取組みを徹底して実践する。

## 行動指針 ～地域金融・サービス業の原点回帰

職員に指示したこと

- 「親切・丁寧・笑顔・心づかい」+ 「十分に理解いただける説明の実践」  
⇒ お客さまの財産（金融資産・情報）の**安全**を確実にし、**安心**をご提供
- 原点回帰（靴底運動・福縁運動）により、自ら汗をかく
- 仕事への意欲、情熱、執念を持って、個々人の役割を全うする

## 業務指針

## I 「経営に関する計画」の集中実践

## 1. 収益基盤の再構築

▽ 本質的な収益力を支える基盤構築においては未だ回復の途上であり、「経営に関する計画」で目指した水準に到達するまで、取引先数の拡大等による実績の積み上げが必要。

- お客さまとの対話を着実に積み重ねることによる、**リレーションシップ・バンク**の追求。
  - ・ 小口金融を本格展開…リテールセンターへの店舗機能変更を加速し(17/3月末現在17店舗)、安定した収益基盤として定着化をはかる。
  - ・ 先数拡大による**投信・国債等の販売強化**…当地個人顧客の所得水準は高く、ビジネスチャンスは大きい。
  - ・ **顧客ニーズに即した金融・商品販売**…ニーズに沿わないセールスは中長期的には顧客の離反を招来することを指示徹底。

## 2. 企業再生への取組み強化

▽ 大口先の再生については、産業再生機構・整理回収機構の活用等により一定の成果をあげることができたが、中小口の再生対象先については、再生、ランクアップ等は途上の段階。

- **企業再生対象先への、金融手法を活用した財務改善、営業情報を活用した経営支援等への積極的取組み。**
  - ・ 経営情報支援、外部機関活用による**企業再生**への積極取組み。
  - ・ 再生支援を実施した企業に対する適切なフォローの継続。
  - ・ 企業再生に関する**MBO**(経営者による企業買収)、**M&A**等も含めたあらゆるノウハウ蓄積し、積極的な対応をはかる。

## 3. ローコストオペレーション体制の確立

- **経営資源の再配分による効率的な営業店業務運営体制の確立**

- ・ 重点領域への経営資源（ヒト・モノ・カネ）の再配分
- ・ 個々人の役割を明確化するとともに行動の無駄をなくし、効率的な業務運営を実践

## II 業務運営の適切性確保

## 4. コンプライアンス態勢の徹底

- **ルールの遵守（不祥事故・事務事故・交通事故の排除）**
  - ・ 不祥事故の撲滅
  - ・ 「個人情報保護法」の遵守

- **説明責任の徹底**
  - ・ 十分な説明責任の履行

平成 17 年 2 月 4 日  
株式会社 足 利 銀 行

足利銀行の旧経営陣に対する民事提訴について

株式会社足利銀行(以下「当行」という)は、内部調査委員会の調査報告に基づき、本日、宇都宮地方裁判所に、当行の元会長・頭取を含む旧経営陣 13 名を被告とする損害賠償請求訴訟 3 件(①埼玉県秩父郡のゴルフ場経営会社に対する不正融資案件、②栃木県下都賀郡の建材会社に対する不正融資案件、③平成 13 年 3 月期決算における違法配当案件)を提起いたしました。

なお、各案件について被告とした旧経営陣は別紙被告一覧表記載のとおりです。

記

1. ゴルフ場経営会社に対する不正融資案件

本件は、被告らが、当行の取締役及び代表取締役就任期間中において、上記ゴルフ場経営会社に対し、同社が埼玉県秩父郡において建設・開場したゴルフ場の用地買収・建設資金等として実行した融資合計金 119 億 4327 万円(現在残高金 118 億 4269 万円)のうち、同ゴルフ場開設の資金計画が杜撰なものであり、到底回収の見通しが立たないものであることを十分認識し、又は認識し得たにもかかわらず、平成 5 年 12 月 21 日付経営会議において、「土地取得代金の融資に限る」との当初の方針を変更し、「ゴルフ場完成まで融資を継続する」ことを決定し、大幅な担保不足のままで、平成 6 年 1 月から平成 11 年 3 月までに実行した追加融資分金 91 億 6327 万円(現在残高 91 億 5400 万円)につき、取締役の善管注意義務に違反した杜撰な審査に基づいた上記融資決裁により、当行に、少なくとも金 89 億 9805 万円の損害を与えたとして、委任契約上の善管注意義務違反による債務不履行責任に基づき、各被告に対し、連帯して、金 89 億 9805 万円の損害の内金として金 18 億円の支払いを請求するものです。

2. 建材会社に対する不正融資案件

本件は、被告らが、当行の取締役及び代表取締役就任期間中である、平成 11 年 11 月から平成 13 年 6 月までの間に、上記建材会社に対して行った融資合計金 99 億 3000 万円(現在残高 95 億 2680 万円)につき、同社の粉飾決算・多額の債務超過の事実を知らずながら大幅な担保不足のままで融資を継続し、取締役の善管注意義務に違反した杜撰な審査に基づいて融資決裁したことにより、当行に回収不能債権を発生させ、金 95 億 2680 万円の損害を与えたとして、委任契約上の善管注意義務違反による債務不履行責任に基づき、各被告に対し、連帯して、金 95 億 2680 万円の損害の内金として金 21 億円の支払いを請求するものです。

### 3. 平成13年3月期決算における違法配当案件

本件は、被告らが、平成13年5月25日開催の取締役会において、平成13年3月期決算につき、配当可能利益が皆無であったのに、①繰延税金資産の計上の基礎となる今後5年間の課税所得見込みについて恣意的に940億円も過大な金額で計算することにより、繰延税金資産を約210億円も過大に計上した上、②貸付先の債務者区分を恣意的にランクアップさせ、個別貸倒引当金を合計約368億円も過少に計上したことにより、資産額を合計約579億円も過大に粉飾して、配当可能利益を約169億円とし、そのうち11億3580万円を配当する旨の利益処分案を第190回定時株主総会に上程することを可決承認し、違法配当を行ったとして、商法266条1項1号に基づき、被告らに対し、連帯して、違法配当額金11億3580万円の内金として金7億円の支払いを請求するものです。

### 4. 刑事責任追及について

内部調査委員会の報告を検討した結果、違法配当事案の刑事責任追及については、民事と刑事の要件の相違もあり、慎重を期すために、捜査機関に対し証拠資料の提供など積極的に捜査に協力し、当行としての責務を果たしていくことといたしました。

また、違法融資案件2件については、内部調査委員会において検討した結果、特別背任罪(商法486条1項)に問うことは困難との判断であり、刑事告訴は見送ることといたしました。

### 5. 参考事項

当行は、明治28年10月1日に銀行業務を目的として設立された株式会社であり、栃木県を中心とする地域に多数の預金者と中小企業者等の貸付先を抱えていたが、平成15年11月29日、金融庁に対して、平成15年9月期決算において債務超過となる旨を報告し、併せて、預金保険法74条5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができず、その業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出をしたところ、内閣総理大臣から、同法102条1項の第3号措置を講ずる必要がある旨の認定を受け、預金保険機構が100パーセントの株式を所有する特別危機管理銀行となって、現在に至っております。

以上

別紙 被告一覧表

被告氏名	対象案件		
	ゴルフ場	建材会社	違法配当
向江久夫	○		
柳田美夫	○	○	○
船津 洋	○		
采沢功雄	○		
猪股英博	○		
吉田保夫	○		
飯塚 眞		○	○
仲山 茂		○	○
羽川紀敏		○	○
田中 隆		○	○
長安 正		○	○
尾花英行		○	
池田 壯			○

平成 16 年 7 月 28 日  
預 金 保 険 機 構

## 理 事 長 談 話

1. 預金保険機構は、特別危機管理銀行である足利銀行から預金保険法第 129 条第 1 項の資産買取りに係る申込みを受けて、本日運営委員会を開催し、当該資産 51 億円（簿価 360 億円）の買取りを行う旨決定した（買取り日は平成 16 年 8 月 23 日を予定）。
2. 本資産買取りについては、預金保険法附則第 10 条第 1 項に基づき当機構から整理回収機構に委託する。

以 上

平成 17 年 2 月 28 日  
預 金 保 険 機 構

## 理 事 長 談 話

1. 預金保険機構は、特別危機管理銀行である足利銀行から預金保険法第 129 条第 1 項の資産買取りに係る申込みを受けて、本日運営委員会を開催し、当該資産 564 億円（簿価 3,978 億円）の買取りを行う旨決定した（買取日は平成 17 年 3 月 22 日を予定）。
2. 本資産買取りについては、預金保険法附則第 10 条第 1 項に基づき当機構から整理回収機構に委託する。

以 上



資料11-5-1

経営健全化計画履行状況報告  
(集計ベース)

平成16年7月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	15/3 実績	16/3 健全化計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化計画	16/3 実績
みずほ2行 (注2)	8,146	8,273	8,830	▲ 21,148	3,931	7,654	▲ 22,619	2,001	4,180
UFJ2行 (注2)	7,789	7,234	7,946	▲ 6,997	1,819	▲ 4,247	▲ 6,256	1,351	▲ 3,723
三井住友	11,136	10,000	10,001	▲ 5,972	1,700	1,851	▲ 4,783	1,000	3,011
りそな5行	3,073	2,420	2,603	▲ 5,063	▲ 11,966	▲ 11,525	▲ 7,904	▲ 17,318	▲ 16,927
三井トラスト 2行(注2)	1,893	1,998	1,826	▲ 379	948	1,059	▲ 1,036	527	617

(注1)業務純益は、一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	15/3 実績	16/3 健全化計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化計画	16/3 実績
横浜	1,048	1,055	1,178	253	504	786	151	284	474
北陸	531	493	678	95	60	65	27	36	49
もみじ2行	207	231	219	▲ 691	65	107	▲ 528	24	42
琉球	151	147	146	45	59	70	41	41	43
熊本ファミリー	120	141	129	35	12	▲ 168	12	3	▲ 171
北海道	299	310	339	▲ 563	109	107	▲ 550	103	108
新生	※453	※600	※475	381	650	448	591	650	653
千葉興業	162	135	144	15	22	15	21	20	22
八千代	74	75	103	▲ 69	17	39	▲ 30	7	23
あおぞら	335	400	425	74	270	73	229	300	319
東日本	133	119	134	▲ 136	50	76	▲ 70	27	42
岐阜	72	59	63	12	10	13	8	10	9
親和	218	197	226	29	36	▲ 356	14	12	▲ 343
福岡シティ(注2)	304	284	288	▲ 497	91	100	▲ 554	84	105
和歌山	35	36	32	▲ 64	8	8	▲ 76	6	9

(注1)業務純益は、一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

# 自己資本比率の状況

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績
みずほF	9.53	9.90	11.35	4.86	5.09	5.75	68,474	70,764	77,700	718,235	714,430	684,241
UFJH	9.96	10.57	9.24	5.52	5.82	4.70	46,173	48,236	42,686	463,282	456,020	461,859
三井住友F	10.10	10.22	11.37	5.50	5.65	6.03	59,789	60,865	67,374	591,669	595,000	592,041
りそなH	3.78	6.72	7.74	1.91	3.39	3.92	10,375	16,143	17,735	274,483	240,000	228,878
三井トラストH	7.50	8.42	10.14	3.75	4.26	6.00	6,891	7,966	9,444	91,790	94,600	93,073

(注)連結ベース。

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績
横浜	10.32	9.55	10.66	6.36	6.66	7.40	6,863	6,399	7,049	66,503	67,000	66,100
北陸	7.51	7.57	8.10	4.57	4.76	5.24	2,633	2,601	2,686	35,040	34,340	33,141
もみじ	6.30	6.27	6.39	3.42	3.47	3.58	1,158	1,160	1,176	18,379	18,500	18,388
琉球	10.19	10.10	10.40	9.12	9.09	9.48	930	951	945	9,123	9,417	9,088
熊本ファミリー	8.72	8.73	7.17	8.01	7.96	6.38	783	788	644	8,983	9,018	8,982
北海道	6.07	6.37	6.47	5.45	5.75	5.85	1,208	1,274	1,312	19,892	20,000	20,258
新生	20.10	15.21	21.13	14.27	13.05	16.15	9,296	8,363	9,422	46,228	55,000	44,587
千葉興業	9.60	9.24	9.61	7.73	7.62	7.95	1,175	1,158	1,157	12,232	12,525	12,033
八千代	8.03	8.15	8.48	6.86	7.24	7.43	901	897	941	11,216	11,001	11,104
あおぞら	13.30	13.35	15.66	12.51	12.68	15.01	5,245	5,475	5,431	39,409	41,000	34,672
東日本	8.13	8.27	8.55	6.90	7.05	7.59	902	922	921	11,095	11,135	10,766
岐阜	7.87	8.04	7.60	6.01	6.17	5.82	290	296	301	3,690	3,690	3,965
親和	8.30	8.00	6.32	6.19	5.91	4.32	1,414	1,360	1,033	17,038	17,008	16,339
福岡シティ	5.20	5.34	5.28	3.43	3.90	4.15	889	920	873	17,071	17,221	16,520
和歌山	6.13	6.37	6.63	5.34	5.57	5.84	151	156	157	2,479	2,446	2,381

(注)横浜、新生、あおぞらは連結ベース、その他は単体ベース。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績
みずほF (注1、2)	33	37	36	27,900	26,800	26,575	313,217	282,300	252,066	309,867	300,900	284,510	843,990	804,400	742,504
UFJH (注1、2)	24	24	21	22,327	21,000	20,395	224,297	222,200	210,461	215,750	209,900	206,380	563,038	555,300	537,015
三井住友F (注1)	24	28	24	24,024	22,600	22,348	254,346	238,800	222,969	264,762	247,500	251,835	609,594	568,600	551,733
りそなH (注1)	46	67	57	19,307	16,607	16,089	159,599	125,814	125,562	192,798	179,644	172,444	432,657	401,814	391,093
三井トラストH (注1、2)	19	17	17	6,021	5,260	5,236	68,402	64,300	56,257	53,438	47,900	46,372	142,759	132,900	122,517

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

(人、百万円)

(百万円)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績
横浜	11	12	10	3,869	3,447	3,431	35,252	31,600	31,485	38,133	38,200	35,255	84,471	84,000	80,210
ほくぎんF(注1)	13	12	11	3,196	2,994	2,930	25,638	25,222	24,554	20,062	19,728	20,070	53,269	52,450	52,027
もみじH(注1)	20	25	25	2,717	2,634	2,604	18,481	17,617	17,517	12,533	12,472	12,078	36,128	36,087	34,957
琉球	11	11	11	1,318	1,292	1,276	9,932	9,818	9,707	5,892	5,547	5,631	19,041	19,049	18,939
熊本ファミリー	12	12	12	1,331	1,255	1,247	9,999	9,697	9,405	4,784	4,754	4,545	17,164	16,777	16,067
北海道	9	8	8	2,151	1,890	1,902	17,855	16,100	15,962	12,890	13,549	12,906	36,413	35,565	34,493
新生	18	19	18	2,055	2,200	2,122	29,083	31,500	27,896	26,993	24,700	27,265	63,671	64,700	64,078
千葉興業	8	8	7	1,386	1,390	1,376	10,143	10,483	10,336	8,562	8,773	8,109	22,013	23,162	22,123
八千代	13	12	12	1,910	1,797	1,767	16,747	16,163	15,876	8,643	8,675	8,841	27,413	28,371	27,701
あおぞら	15	17	13	1,481	1,530	1,472	15,909	16,600	16,020	14,585	14,800	14,419	37,241	39,400	37,831
東日本	17	16	16	1,500	1,471	1,444	11,688	11,652	11,626	6,613	6,500	6,432	19,799	20,361	20,075
岐阜	7	7	7	651	643	658	3,373	3,469	3,449	3,402	3,246	3,056	8,830	8,989	8,563
九州親和H(注1)	24	20	20	2,582	2,500	2,336	20,559	20,220	18,605	10,460	10,590	9,596	37,316	37,144	33,017
福岡シティ(注2)	11	10	10	2,008	1,915	1,892	16,081	13,969	13,680	13,649	12,714	12,419	34,586	31,674	30,778
和歌山	8	7	7	556	517	515	3,617	3,257	3,239	1,781	1,731	1,657	6,080	5,755	5,615

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

## リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
	うち役員報酬						15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績
	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績						
みずほF (注2、3)	629	630	588	629	630	588	0	0	0	481	479	461
UFJH (注2、3)	416	500	394	416	500	394	35	52	13	483	489	480
三井住友F (注2)	763	760	512	763	760	512	63	87	43	508	502	496
りそなH (注2)	688	750	714	688	750	714	31	3	2	443	441	419
三井トラストH (注2、3)	348	325	317	348	325	317	8	40	32	407	406	406

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。



	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均給与月額		
	うち役員報酬						(千円)		
	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績	15/3 実績	16/3 健全化 計画	16/3 実績
横浜	201	214	190	201	214	190	436	436	432
ほくぎんF(注2)	152	144	121	149	141	118	404	411	412
もみじH(注2)	269	274	272	267	274	272	371	371	370
琉球	100	96	90	98	94	89	365	365	365
熊本ファミリー	159	144	143	156	141	140	334	334	332
北海道	66	62	61	66	62	61	349	354	350
新生	297	499	311	297	499	311	471	485	483
千葉興業	72	69	68	72	69	68	406	399	391
八千代	178	180	178	169	173	171	410	400	394
あおぞら	216	220	252	216	220	252	449	460	453
東日本	236	228	219	236	228	219	390	390	390
岐阜	41	49	49	41	49	49	321	334	342
九州親和H(注2)	345	301	278	335	291	269	352	354	333
福岡シティ(注3)	163	102	101	161	102	101	373	369	369
和歌山	87	38	36	87	38	36	317	310	301

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

国内貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	16年3月期 計画(対前期比)	16年3月期 実績(対前期比)
みずほ2行 (注)	▲ 6,400	▲ 11,307
UFJ2行 (注2)	5,308	11,482
三井住友	▲ 8,500	▲ 28,218
りそな5行 (注1)	3,426	5,819
三井トラスト2行	4,500	▲ 810
合 計	▲ 1,666	▲ 23,034

(注1)りそなは15年度下期ベース。

(注2)分離子会社合算ベース。

(億円)

	16年3月期 計画(対前期比)	16年3月期 実績(対前期比)
横浜	1,592	3,165
北陸	10	2,020
もみじ2行	434	483
琉球	76	266
熊本ファミリー	58	395
北海道	554	1,247
新生	9,126	▲ 1,915
千葉興業	275	209
八千代	150	111
あおぞら	1,918	1,730
東日本	90	24
岐阜	448	676
親和	2	▲ 408
福岡シティ(注2)	11	▲ 23
和歌山	21	13

(注1)横浜、新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2)分離子会社合算ベース。

中小企業向け貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	16年3月期 計画(対前期比)	16年3月期 実績(対前期比)
みずほ2行 (注2)	2,000	3,279
UFJ2行 (注2)	100	▲ 1,501
三井住友	700	2,619
りそな5行(注1)	1,400	718
三井トラスト2行	50	110
合 計	4,250	5,225

(注1)りそなは15年度下期ベース。

(注2)分離子会社合算ベース。

(億円)

	16年3月期 計画(対前期比)	16年3月期 実績(対前期比)
横浜	40	231
北陸	5	▲789
もみじ2行	30	103
琉球	48	178
熊本ファミリー	51	144
北海道	42	716
新生	1	102
千葉興業	60	177
八千代	6	228
あおぞら	50	130
東日本	12	105
岐阜	53	197
親和	5	▲128
福岡シティ(注2)	10	259
和歌山	11	▲55

(注1)横浜、新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2)分離子会社合算ベース。

# 不良債権額(単体)

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	15/3 実績	16/3 実績	15/3 実績	16/3 実績	15/3 実績	16/3 実績	15/3 実績	16/3 実績	15/3 実績	16/3 実績
	みずほ2行(注)	5,597	4,155	12,327	10,003	26,821	15,838	44,746	29,997	16,237
UFJ2行(注)	4,008	2,951	11,926	14,739	24,913	21,381	40,847	39,071	5,730	10,890
三井住友	5,249	3,616	21,295	12,027	26,069	12,469	52,613	28,112	8,364	11,413
りそな5行	3,836	2,024	7,482	7,915	17,412	8,577	28,732	18,517	3,686	13,479
三井トラスト2行	598	637	1,968	1,804	3,554	1,605	6,121	4,046	1,247	877
合 計	19,288	13,383	54,998	46,488	98,769	59,870	173,059	119,743	35,264	40,163

(注)分離子会社合算ベース。

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	15/3 実績	16/3 実績	15/3 実績	16/3 実績	15/3 実績	16/3 実績	15/3 実績	16/3 実績	15/3 実績	16/3 実績
	横浜	506	438	2,262	2,068	1,267	846	4,035	3,353	498
北陸	1,174	610	1,537	1,935	924	996	3,636	3,542	328	644
もみじ2行	281	207	1,353	878	604	504	2,238	1,590	610	178
琉球	374	375	363	313	452	398	1,189	1,087	85	85
熊本ファミリー	314	346	670	571	253	271	1,238	1,190	61	255
北海道	353	268	1,621	1,312	1,077	570	3,052	2,152	587	293
新生	357	111	990	689	984	173	2,332	973	(注1)▲101	(注1)▲167
千葉興業	313	235	567	615	410	440	1,292	1,291	93	130
八千代	240	203	1,028	883	177	146	1,446	1,232	90	67
あおぞら	135	178	933	590	957	119	2,025	887	(注1)▲14	(注1)65
東日本	340	254	217	301	540	430	1,098	987	63	86
岐阜	287	63	171	238	127	119	586	421	53	49
親和	527	510	995	1,083	696	604	2,219	2,197	156	528
福岡シティ(注2)	583	523	1,111	528	1,036	684	2,731	1,736	579	271
和歌山	125	119	173	144	188	151	487	415	66	40

(注1)一般貸倒引当金繰入、取崩額を含む。

(注2)分離子会社合算ベース。

資料11-5-2

# 経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成16年12月



## 業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化計画
みずほ2行 (注2)	8,830	3,398	9,231	7,654	1,811	5,365	4,180	1,817	2,839
UFJ2行 (注2)	7,946	3,948	7,454	▲ 4,247	▲ 5,785	▲ 6,064	▲ 3,723	▲ 7,534	▲ 8,233
三井住友	10,001	4,716	10,000	1,851	1,252	4,800	3,011	1,186	2,500
りそな5行	2,603	1,908	3,380	▲ 11,525	2,255	3,520	▲ 16,927	2,049	2,880
三井トラスト 2行(注2)	1,826	821	2,252	1,059	725	1,633	617	357	896

(注1)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化計画
ほくほく2行	1,017	418	836	173	184	287	157	75	141
もみじ	219	167	239	107	56	134	42	36	70
琉球	146	71	150	70	47	88	43	36	56
熊本ファミリー	129	71	140	▲ 168	25	47	▲ 171	25	27
新生	※475	※293	※640	448	246	660	653	373	660
千葉興業	144	104	145	15	24	60	22	24	42
八千代	103	68	111	39	41	41	23	38	35
あおぞら	425	235	470	73	188	360	319	315	400
東日本	134	68	128	76	41	69	42	23	38
岐阜	63	35	61	13	8	17	9	5	16
親和	226	128	224	▲ 356	38	61	▲ 343	30	29
西日本シティ(注2)	652	258	490	232	51	102	158	0	55
和歌山	32	14	36	8	▲ 15	11	9	▲ 15	10

(注1)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

# 自己資本比率の状況

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画
みずほF	11.35	11.86	10.21	5.75	6.01	5.56	77,700	79,746	71,695	684,241	672,394	701,930
UFJH	9.24	9.92	9.10	4.70	5.10	4.73	42,686	42,882	42,087	461,859	432,077	462,282
三井住友F	11.37	10.93	10.84	6.03	6.02	6.23	67,374	66,214	63,468	592,041	605,391	585,000
りそなH	7.74	8.84	8.39	3.92	4.87	4.67	17,735	19,957	19,988	228,878	225,573	238,000
三井トラストH	10.14	10.03	8.78	6.00	6.27	5.18	9,444	9,501	8,549	93,073	94,680	97,300

(注)連結ベース。

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画
ほくほく	7.55	8.00	7.82	5.55	6.01	5.91	4,053	4,123	4,140	53,651	51,506	52,914
もみじ	6.09	6.69	6.39	3.64	3.91	3.76	1,120	1,160	1,183	18,390	17,346	18,500
琉球	10.40	10.85	10.22	9.48	9.94	9.32	945	980	982	9,088	9,037	9,607
熊本ファミリー	7.17	7.77	7.40	6.38	6.97	6.62	644	667	662	8,982	8,584	8,951
新生	21.13	11.79	14.40	16.15	7.99	13.16	9,422	7,178	8,497	44,587	60,855	59,000
千葉興業	9.61	9.41	9.15	7.95	8.07	7.76	1,157	1,145	1,160	12,033	12,166	12,669
八千代	8.48	8.93	8.32	7.43	7.91	7.45	941	974	922	11,104	10,909	11,071
あおぞら	15.66	17.10	12.86	15.01	16.82	12.24	5,431	5,635	5,830	34,672	32,948	45,300
東日本	8.55	8.76	8.44	7.59	7.80	7.28	921	944	946	10,766	10,778	11,195
岐阜	7.60	8.17	8.28	5.82	6.49	6.63	301	291	305	3,965	3,570	3,690
親和	6.32	6.78	6.52	4.32	4.76	4.52	1,033	1,059	1,031	16,336	15,609	15,814
西日本シティ	7.24	7.76	7.16	4.71	4.84	4.63	2,928	3,063	2,821	40,453	39,477	39,412
和歌山	6.63	5.90	6.67	5.84	5.11	5.87	157	142	163	2,381	2,410	2,455

(注)ほくほく、新生、あおぞらは連結ベース、その他は単体ベース。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

(人、百万円)

(百万円)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画
みずほF (注1、2)	36	37	37	26,575	25,747	24,000	252,066	113,842	271,500	284,510	143,632	275,800	742,504	359,961	757,800
UFJH (注1、2)	21	20	22	20,395	20,326	19,907	210,461	84,567	181,000	206,380	104,789	205,900	537,015	252,556	519,000
三井住友F (注1)	24	25	28	22,348	22,431	21,300	222,969	104,863	235,800	251,835	128,595	247,000	551,733	271,857	565,600
りそなH (注1)	57	68	68	16,089	15,232	14,890	125,562	50,483	110,800	172,444	75,096	154,300	391,093	156,715	331,000
三井トラストH (注1、2)	17	17	17	5,236	5,037	4,850	56,257	23,842	57,900	46,372	20,964	42,600	122,517	54,171	119,700

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

(人、百万円)

(百万円)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画
ほくほくF(注1)	19	24	24	4,832	4,704	4,550	40,516	20,151	40,472	30,469	15,238	31,184	84,013	41,893	84,638
もみじH(注1)	25	18	19	2,604	2,540	2,500	17,517	8,825	17,511	12,078	6,305	11,904	34,957	17,472	35,909
琉球	11	11	11	1,276	1,265	1,265	9,707	4,839	9,745	5,631	2,819	5,422	18,939	9,264	19,015
熊本ファミリー	12	11	11	1,247	1,215	1,157	9,405	4,083	8,993	4,545	2,284	4,655	16,067	7,438	15,971
新生	18	※25	19	2,122	2,131	2,250	27,896	14,350	33,000	27,265	15,703	24,100	64,078	35,587	66,600
千葉興業	7	8	8	1,376	1,416	1,377	10,336	5,032	10,366	8,109	4,244	8,503	22,123	11,138	23,426
八千代	12	12	12	1,767	1,738	1,726	15,876	7,459	15,489	8,841	4,139	8,352	27,701	12,991	27,620
あおぞら	13	16	17	1,472	1,522	1,550	16,020	8,268	17,500	14,419	7,312	15,900	37,831	18,612	39,900
東日本	16	14	14	1,444	1,408	1,402	11,626	5,537	11,680	6,432	3,166	6,236	20,075	9,864	20,326
岐阜	7	7	7	658	636	628	3,449	1,859	4,000	3,056	1,503	3,403	8,563	4,086	9,400
九州親和H(注1)	20	15	15	2,336	2,246	2,230	18,605	8,466	17,424	9,596	4,402	8,820	33,017	15,207	31,902
西日本シティ(注2)	29	24	22	4,773	4,675	4,534	37,191	18,998	37,968	30,320	15,048	30,292	77,414	38,636	78,494
和歌山	7	7	8	515	508	490	3,239	1,510	3,303	1,657	844	1,719	5,615	2,730	5,868

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

※16年6月の委員会等設置会社への移行に伴い、執行役員(従前は従業員)から執行役になった者を含む。

## リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均役員退職慰労金			平均給与月額		
	うち役員報酬						(百万円)			(千円)		
	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画
みずほF (注2、3)	588	288	630	588	288	630	0	52	80	461	468	478
UFJH (注2、3)	394	150	250	394	150	250	13	0	0	480	470	480
三井住友F (注2)	512	282	760	512	282	760	43	33	87	496	488	502
りそなH (注2)	714	471	1,030	714	471	1,030	2	3	3	419	426	436
三井トラストH (注2、3)	317	150	325	317	150	325	32	26	50	406	405	405

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均給与月額		
				うち役員報酬			(千円)		
	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画	16/3 実績	16/9 実績	17/3 健全化 計画
ほくほくF (注2)	182	103	221	179	101	218	388	391	400
もみじH (注2)	272	114	231	272	114	231	370	383	373
琉球	90	47	100	89	46	98	365	364	365
熊本ファミリー	143	61	111	140	60	111	332	328	331
新生	311	※586	499	311	※586	499	483	485	493
千葉興業	68	33	71	68	33	71	391	391	398
八千代	178	87	178	171	84	171	394	399	399
あおぞら	252	121	220	252	121	220	453	448	470
東日本	219	103	204	219	103	204	390	395	390
岐阜	49	24	49	49	24	49	342	367	365
九州親和H (注2)	278	109	210	269	106	203	333	334	340
西日本シティ (注3)	361	168	318	361	168	318	378	394	410
和歌山	36	34	74	36	34	74	301	317	302

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

※16年6月の委員会等設置会社への移行に伴い、執行役員(従前は従業員)から執行役になった者を含む。



# 国内貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	16年9月期 増加実績	17年3月期 増加計画
みずほ2行 (注)	▲ 13,230	24,789
UFJ2行 (注)	▲ 11,255	▲ 3,534
三井住友	12,930	9,000
りそな5行	▲ 1,726	6,938
三井トラスト2行	210	5,305
合 計	▲ 13,071	42,498

(注)分離子会社合算ベース。

(億円)

	16年9月期 増加実績	17年3月期 増加計画
ほくほく2行	▲ 2,001	331
もみじ	▲ 1,117	939
琉球	0	84
熊本ファミリー	▲ 182	87
新生	2,770	11,436
千葉興業	215	235
八千代	2	255
あおぞら	▲ 1,581	121
東日本	62	81
岐阜	▲ 154	95
親和	▲ 757	▲ 13
西日本シティ(注2)	▲ 752	86
和歌山	13	26

(注1)新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2)分離子会社合算ベース。

中小企業向け貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	16年9月期 増加実績	17年3月期 増加計画
みずほ2行 (注)	▲ 5,894	100
UFJ2行 (注)	▲ 1,980	100
三井住友	1,025	700
りそな5行	▲ 2,013	300
三井トラスト2行	800	10
合 計	▲ 8,062	1,210

(注)分離子会社合算ベース。

(億円)

	16年9月期 増加実績	17年3月期 増加計画
ほくほく2行	▲ 693	42
もみじ	▲ 1,189	14
琉球	91	6
熊本ファミリー	▲ 123	30
新生	792	10
千葉興業	3	35
八千代	50	10
あおぞら	558	1
東日本	41	50
岐阜	▲ 29	52
親和	▲ 197	20
西日本シティ(注2)	▲ 539	10
和歌山	28	4

(注1)新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2)分離子会社合算ベース。

# 不良債権額(単体)

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	16/3 実績	16/9 実績	16/3 実績	16/9 実績	16/3 実績	16/9 実績	16/3 実績	16/9 実績	16/3 実績	16/9 実績
みずほ2行(注)	4,155	3,806	10,003	8,473	15,838	8,452	29,997	20,732	3,504	2,132
UFJ2行(注)	2,951	2,515	14,739	32,619	21,381	6,114	39,071	41,249	10,890	13,081
三井住友	3,616	5,811	12,027	11,241	12,469	7,792	28,112	24,844	11,413	8,055
りそな5行	2,024	1,527	7,915	6,360	8,577	5,144	18,517	13,032	13,479	935
三井トラスト2行	637	604	1,804	1,022	1,605	1,553	4,046	3,181	877	264
合 計	13,383	14,263	46,488	59,715	59,870	29,055	119,743	103,038	40,163	24,467

(注)分離子会社合算ベース。

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	16/3 実績	16/9 実績	16/3 実績	16/9 実績	16/3 実績	16/9 実績	16/3 実績	16/9 実績	16/3 実績	16/9 実績
ほくほく2行	878	845	3,248	2,957	1,566	1,611	5,694	5,415	938	245
もみじ	207	215	878	873	504	468	1,590	1,556	178	127
琉球	375	298	313	287	398	406	1,087	992	85	25
熊本ファミリー	346	326	571	489	271	244	1,190	1,060	255	42
新生	111	100	689	570	173	67	973	737	(注1)▲167	(注1)▲103
千葉興業	235	248	615	410	440	269	1,291	928	130	108
八千代	203	209	883	719	146	152	1,232	1,080	67	24
あおぞら	178	63	590	472	119	176	887	711	(注1)65	(注1)▲20
東日本	254	189	301	311	430	418	987	919	86	14
岐阜	63	59	238	302	119	85	421	447	49	32
親和	510	383	1,083	1,037	604	596	2,197	2,016	528	122
西日本シティ(注2)	1,013	642	1,677	1,869	1,232	1,058	3,923	3,570	603	364
和歌山	119	154	144	178	151	72	415	405	40	36

(注1)一般貸倒引当金繰入、取崩額を含む。

(注2)分離子会社合算ベース。

平成16年6月18日  
金 融 庁

株式会社ユーエフジェイホールディングスに対する行政処分について

1. 株式会社UFJホールディングスについて、15年3月期において、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）第20条第2項及び銀行法第52条の33第1項に基づく業務改善命令（平成15年8月1日付金監第2495号）を受けたにも拘らず、経営健全化計画に係る平成16年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しているなど、なお経営の改善が見られないことから、早期健全化法第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められ、早期健全化法第20条第2項及び銀行法第52条の33第1項に基づき業務改善命令を発出した。
2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおり。
  - (1) 早期健全化法第20条第2項及び銀行法第52条の33第1項に基づく業務改善命令（平成15年8月1日金監第2495号）に基づき提出された業務改善計画を見直し、新たに、経営の改善に向けた責任ある経営体制の確立、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成16年7月26日（月）までに提出すること。

（注）上記の業務改善計画の策定にあたっては、「公的資金による資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について」（平成15年4月4日、金融庁）1.（2）に留意すること。
  - (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
  - (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成16年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に報告すること。

株式会社熊本ファミリー銀行に対する行政処分について

1. 株式会社熊本ファミリー銀行については、15年3月期において、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）第20条第2項及び銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令（平成15年8月1日付金監第2510号）を受けたにも拘らず、経営健全化計画に係る平成16年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しているなど、なお経営の改善が見られず、また、16年3月期において、公的資金により引き受けた優先株式に所定の配当がなされなかったことから、早期健全化法第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められ、早期健全化法第20条第2項及び銀行法第26条第1項に基づき業務改善命令を発出した。
2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおり。
  - (1) 早期健全化法第20条第2項及び銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令（平成15年8月1日付金監第2510号）に基づき提出された業務改善計画を見直し、新たに、経営の改善に向けた責任ある経営体制の確立、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成16年8月13日（金）までに提出すること。

（注）上記の業務改善計画の策定に当たっては、「公的資金による資本増強行（地域銀行等）に対するガバナンスの強化について」（平成15年6月30日、金融庁）及び「公的資金による資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について」（平成15年4月4日、金融庁）1.（2）に留意すること。
  - (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
  - (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成16年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に報告すること。



株式会社九州親和ホールディングスに対する行政処分について

1. 株式会社九州親和ホールディングスについては、経営健全化計画に係る平成16年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しているなど、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、早期健全化法第20条第2項及び銀行法第52条の33第1項に基づき業務改善命令を発出した。

2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおり。

- (1) 抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成16年8月13日（金）までに提出すること。
- (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
- (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成16年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に報告すること。

## 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(抄)

(中小・地域金融機関以外の預金取扱い金融機関  
についても事務ガイドライン第一分冊により準用)

### II-2-2 早期警戒制度

銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第2項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。

このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクに着目した行政上の予防的・総合的な措置(早期警戒制度)を講ずることにより、銀行の早め早めの経営改善を促していくものとする。

### II-2-3 収益性

#### (1) 意義

銀行がその金融機能を適切に発揮するためには、経営の健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な収益性の改善へ向けた取組みがなされることが重要である。

#### (2) 主な着眼点

収益管理態勢を整備し、その分析・評価に基づき業務再構築への取組みを行う等収益性改善に向けた態勢が整備されているか。

#### (3) 監督手法・対応

基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(収益性改善措置)

### II-2-4 信用リスク

#### (1) 意義

特定大口先への融資拡大が結果として銀行の経営悪化・破綻の原因となった事例を踏まえると、大口先にかかる信用リスク管理態勢の確立が重要である。

#### (2) 主な着眼点

与信集中に伴う信用リスクの経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。  
(注)着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。

#### (3) 監督手法・対応

大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行

に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(信用リスク改善措置)

## Ⅱ-2-5 市場リスク

### (1) 意義

有価証券等の価格変動等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価格が変動し、許容できる範囲を超えて損失を被る可能性があることから、適切にリスクを管理していくことが重要である。

### (2) 主な着眼点

有価証券の価格等の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。

### (3) 監督手法・対応

有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(安定性改善措置)

## Ⅱ-2-6 流動性リスク

### (1) 意義

預金動向や資金調達状況により資金繰りに支障をきたした場合、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、日頃から預金動向や流動性準備を注視し、適切にリスク管理していくことが重要である。

### (2) 主な着眼点

預金動向や流動性準備の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。

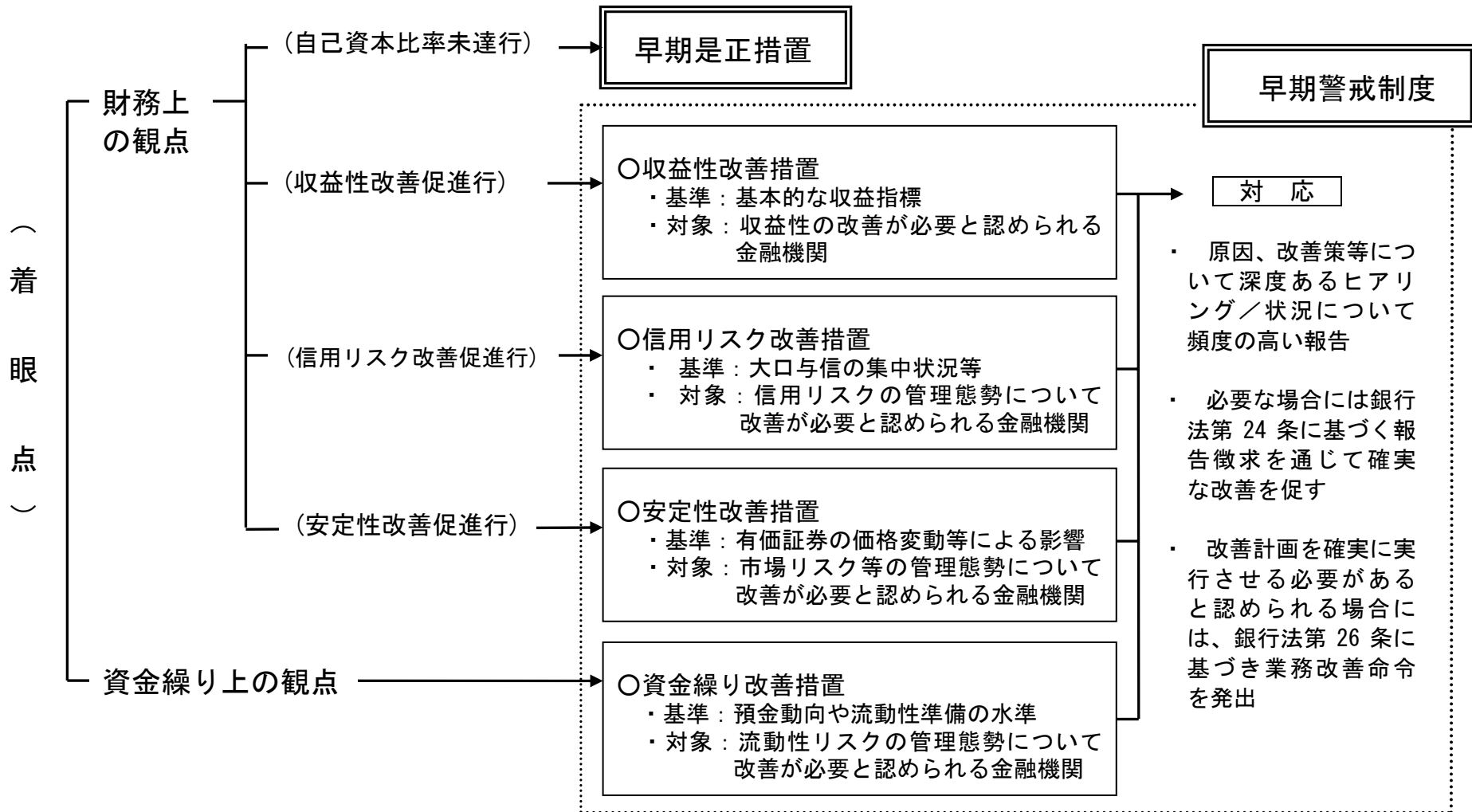
### (3) 監督手法・対応

預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)

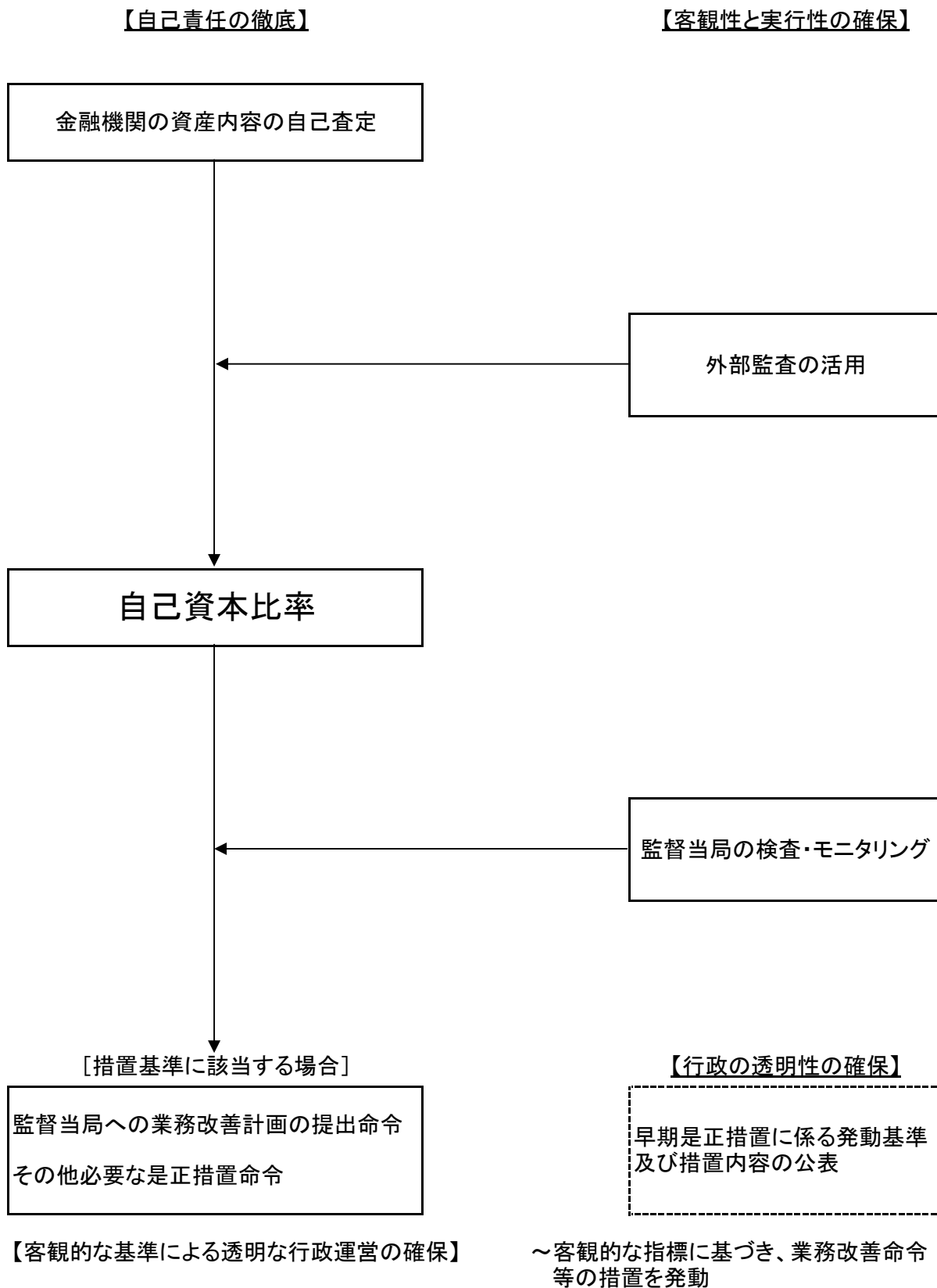
## 早期警戒制度について

○ 金融再生プログラム（抄）  
 （オ）「早期警戒制度」の活用  
 自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

○ 意義  
 金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。



## 早期是正措置の概念図



## 自己資本比率規制の概要

### ○ 国際統一基準(BIS基準)

[対象金融機関・・・海外営業拠点(海外支店又は海外現地法人)を有する金融機関]

<p>[算式]</p> $\text{自己資本比率} = \frac{\text{基本的項目} + \text{補完的項目} - \text{控除項目}}{\text{リスク・アセット}} \geq 8\%$
--

- (参考) 1. 基本的項目(Tier1)とは、資本勘定(資本金、法定準備金、剰余金等)の額をいう。
2. 補完的項目(Tier2)とは、①その他有価証券の評価差益(注)の45%、②不動産の再評価額の45%、③一般貸倒引当金(リスクアセットの1.25%が算入の上限)、④負債性資本調達手段(Upper Tier2としては永久劣後債等、LowerTier2としては期限付劣後ローン等)の合計額をいう。
- (注) 損益ネット後の値が正である場合。損益ネット後評価損が発生する場合は税効果調整後の全額をTier1より控除。
3. 但し、補完的項目の額は、基本的項目の額を限度として算入が可能。また、補完的項目におけるLowerTier2は、基本的項目の額の1/2を限度として算入が可能。
4. 控除項目とは銀行間における意図的な資本調達手段の保有に相当する額をいう。
5. リスク・アセットとは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額をいう。
6. リスク・ウェイトの例
- |                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| リスク・ウェイト0%・・・国債、地方債、現金等。 | リスク・ウェイト10 %・・・政府関係機関債等  |
| リスク・ウェイト20%・・・金融機関向け債権   | リスク・ウェイト50 %・・・抵当権付住宅ローン |
| リスク・ウェイト100%・・・通常のローン    |                          |

### ○ 国内基準

[対象金融機関・・・海外営業拠点のない金融機関]

<p>[算式]</p> $\text{自己資本比率} = \frac{\text{基本的項目} + \text{補完的項目} - \text{控除項目}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$
--

(参考) その他有価証券の評価差益(注)については、国際統一基準と異なり、補完的項目及びリスクアセットに算入しない。

(注) 損益ネット後の値が正である場合。損益ネット後評価損が発生する場合は国際統一基準と同様の取扱い。

## 早期是正措置の概要

区分	自己資本比率		措置の概要
	国際統一基準	国内基準	
1	8% 未満	4% 未満	原則として資本の増強に係る措置を含む経営改善計画の提出及びその実行命令
2	4% 未満	2% 未満	資本増強計画の提出及び実行、配当又は役員賞与の禁止又は抑制、総資産の圧縮又は増加抑制、高金利預金の受入れの禁止又は抑制、営業所に置ける業務の縮小、営業所の廃止、子会社又は海外現法の業務の縮小、子会社又は海外現法の株式の処分等の命令
2の2	2% 未満	1% 未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
3	0% 未満	0% 未満	<p>業務の一部又は全部の停止命令</p> <p>但し、以下の場合には第二区分の二以上の措置を講ずることができる。</p> <p>① 金融機関の含み益を加えた純資産価値が正の値である場合。</p> <p>② 含み益を加えた純資産価値が正の値と見込まれる場合。</p> <p>なお、同区分に属さない金融機関であっても、含み損を加えた純資産価値が負の値である場合や、負となることが明らかに予想される場合は、業務停止命令を発出することがありうる。</p>

(注1) 全ての金融機関に対し、流動性不足等を原因とする業務停止命令（銀行法第26条第1項、第27条）を発出することがありうる。

(注2) 第2区分又は第3区分に該当する金融機関であっても、当該金融機関が合理的と認められる経営改善計画を策定し、同計画が比較的短期で確実に達成できると見込まれる場合は、当該金融機関の属する区分より上の区分の措置を講ずることができる。

## 新しい自己資本比率規制(案)の概要

### 1. スケジュール

- ・04年6月26日      バーゼル銀行監督委員会からバーゼルⅡ最終案公表。
- 10月28日      新しい自己資本比率規制の素案公表、パブリック・コメント実施。
- 05年3月末      パブリック・コメント回答、見直し後の規制案公表。
- 今後
- 05年中目途      自己資本比率の告示改正(官報掲載)。



- ・ 2006年度末(2007.3.31)実施(先進的手法については2007年度末)。

### 2. 適用対象

対 象	最低所要 自己資本比率	適 用
国際統一基準行	8%	バーゼルⅡ最終案通り(分子=自己資本は現行のまま)
国内基準行	4%	バーゼルⅡ最終案に準拠(分子=自己資本は現行のまま)

※ 国際統一基準行:海外営業拠点を有する金融機関

### 3. 新しい自己資本比率規制の内容

#### (1) 第1の柱 (最低所要自己資本比率)

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{信用リスク+市場リスク}} \geq 8\% \Rightarrow \frac{\text{自己資本(現行のまま)}}{\text{信用リスク+市場リスク+オペレーショナル・リスク}} \geq 8\%$$

現行規制では単一の計算方式しかないが、新規制では、銀行が

- 「標準的手法」(現行規制を一部修正した方式)
- 「内部格付手法」(行内格付けを利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式)

のうちから自らに適する手法を選択

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク。粗利益を基準に計測する手法と、過去の損失実績などをもとに計測する手法のうちから、銀行が自らに適する手法を選択。

オペレーショナル・リスクが追加される一方、信用リスクについては中小企業・個人向けを中心に軽減するので全体の負担は概ね現行並み

※ 上記算式は、国際統一基準行の場合



(I) 信用リスク

$$\text{信用リスク・アセット額} = \sum (\text{与信額(保証等オフ・バランス取引含む)} \times \text{各リスク・ウェイト})$$

(i) 標準的手法

リスク・ウェイトがより精緻に(現行規制の延長)。

(ア)中小企業・個人向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク・ウェイトを軽減。

(イ)延滞債権は、引当率に応じてリスク・ウェイトを加減。

(ウ)貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを使用可。

与信先区分	現行規制	新しい規制
国・地方公共団体	0 %	0 %
政府関係機関等	10 %	10 % (20%)
銀行・証券会社	20 %	20 %
事業法人 (中小企業以外)	100 %	(格付に応じ) 20%~150%※ 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業・個人	100 %	75 %
住宅ローン	50 %	35 %
延滞債権	100 %	150 % ※※ (引当率に応じて軽減)
株式	100 %	100 %

※ 事業法人の格付については、依頼格付のみ使用可能。

※※ 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

(ii) 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。

債務者ごとのデフォルト(※)率、デフォルト時損失率等を各国共通の関数式に入れてリスク・ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 ※※	銀行推計

※ デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。

※※ 例えば、事業法人向け無担保債権については 45%。

(備考)内部格付手法における株式の取扱い

#### 新規保有株式

複数の計算方法から選択。

(ただし、下限として政策保有株 100%以上、それ以外の上場株 200%以上、非上場株 300%以上)

既保有株式(わが国においては 04 年 9 月 30 日までに保有した株式)

10 年間(2014 年 6 月末まで)はリスク・ウェイト 100%(標準的手法と同じ)を適用。

## (II) オペレーショナル・リスク (新規)

(事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク)

3つの手法から銀行が選択。

①基礎的指標手法[基礎的手法]、②標準的手法[粗利益配分手法]、

③先進的計測手法

(①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化)

## (2) 第2の柱(監督上の検証)

銀行自身が、第1の柱(最低所要自己資本比率)の対象となっていないリスク(銀行勘定の金利リスク、流動性リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。

⇒ 当局が検証。

- ・ 銀行勘定の金利リスク (例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク)

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の 20%を超える銀行(アウトライアー銀行という)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。

※ ただし、当該リスクは、第1の柱の計算式には含まれないことから、アウトライアー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。

## (3) 第3の柱(市場規律)

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める。

自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められている。

銀行については原則として四半期開示、協同組織金融機関については半期開示。

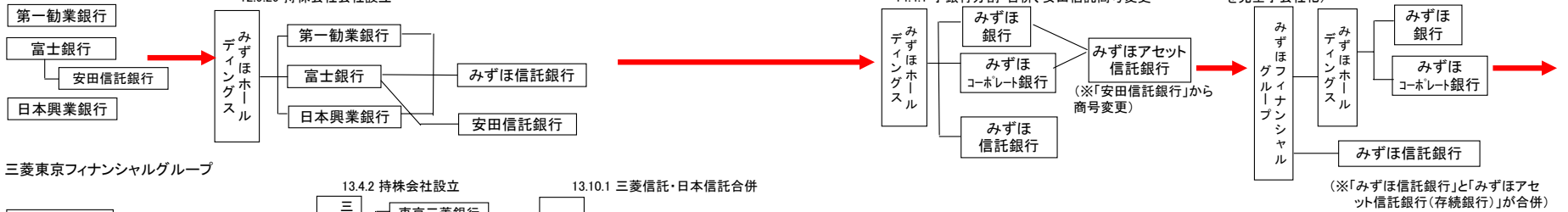
【都市銀行】 計6行	(株)東京三菱銀行 (株)みずほ銀行 (株)みずほコーポレート銀行 (株)三井住友銀行 (株)UFJ銀行 (株)りそな銀行
【長期信用銀行等】計2行	(株)あおぞら銀行 (株)新生銀行
【信託銀行】 計25行	あおぞら信託銀行(株) エス・ジー・信託銀行(株) オリックス信託銀行(株) クレディスイス信託銀行(株) 資産管理サービス信託銀行(株) シテイトラスト信託銀行(株) (株)しんきん信託銀行 新生信託銀行(株) ステート・ストリート信託銀行(株) 住友信託銀行(株) 中央三井信託銀行(株) ドイチェ信託銀行(株) 日興シティ信託銀行(株) 日証金信託銀行(株) 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 日本マスタートラスト信託銀行(株) 農中信託銀行(株) 野村信託銀行(株) パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行(株) みずほ信託銀行(株) 三井アセット信託銀行(株) 三菱信託銀行(株) モルガン信託銀行(株) UFJ信託銀行(株) りそな信託銀行(株)
【新たな形態の銀行等】 計8行	(株)アイワイバンク銀行 イーバンク銀行(株) (株)ジャパンネット銀行 (株)新銀行東京 (株)整理回収機構 ソニー銀行(株) (株)第二日本承継銀行 日本振興銀行(株)
【銀行持株会社】 計12社	(株)九州親和ホールディングス (株)札幌北洋ホールディングス ソニーフィナンシャルホールディングス(株) (株)ほくほくフィナンシャルグループ (株)みずほフィナンシャルグループ (株)みずほホールディングス (株)三井住友フィナンシャルグループ 三井トラスト・ホールディングス(株) (株)三菱東京フィナンシャル・グループ (株)もみじホールディングス (株)UFJホールディングス (株)りそなホールディングス

【外国銀行】 計70行	アイエヌジー バンク エヌ・वाई アメリカン・エクスプレス・バンク・リミテッド ウエストエルビー・アーゲー ウエストパック銀行 ウリィ銀行 イービー・エヌ・アムロ・バンク・エヌ・ブイ オーストラリア・コモンウェルス銀行 オーストラリア・ニュージーランド銀行 オーバースー・チャイニーズ銀行 カナダ・ロイヤル銀行 カリフォルニア ユニオン銀行 カリヨン銀行 韓国外換銀行 韓国産業銀行 クレディスイス銀行 交通銀行 コーポラティブ・セントラル・ライフアイゼン・ホエレリオンバンク・ビー・イー(ラホバンク ネダerland) 国民銀行 コメルツ銀行 サンパオロ イミ銀行 JPMORGAN・チェース銀行 シティバンク、エヌ・エイ 彰化商業銀行 新韓銀行 スタンダード・チャータード銀行 ステイト・バンク・オブ・インディア ステート・ストリート銀行 ソシエテ ジェネラル銀行 第一商業銀行 第一銀行 台湾銀行 中国工商银行 中国国際商業銀行 中国信託商業銀行 中小企業銀行 朝興銀行 DBS銀行 デフファ・バンク・ピー・エルシー ドレスナー銀行 ドイツ銀行 トロント・ドミニオン銀行 ナショナル・オーストラリア銀行 ナショナル・バンク・オブ・パキスタン ニューヨーク銀行 ノヴァ・スコシア銀行 パークレイズ銀行 ハイエリクシエ・ヒボ・フェラインス銀行 ハナ銀行 パネスパ銀行 バンク・インテザ・エッセ・ピー・ア バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ バンク オブ インディア バンク オブ チャイナ バンク・イタウ・エッセ・アー バンコック・バンク ビー・エヌ・ビー・パリバ銀行 ピーティエ・バンクネガラインドネシア(ベルセロ)・ティービーケー ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行 フィリピン・ナショナル・バンク ブミブトラ・コマース・バンク ブラジル銀行 香港上海銀行 メトロポリタン銀行 ユービー・エス・エイ・ジー ユナイテッド オーバースーズ銀行 ユハフアラブ・フランス連合銀行 ロイズ・ティーエスピー・バンク・ピー・エルシー ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピー・エルシー ローマ銀行 ワコビア・バンク・ナショナル・アソシエーション
----------------	---

# 主要銀行グループ再編図

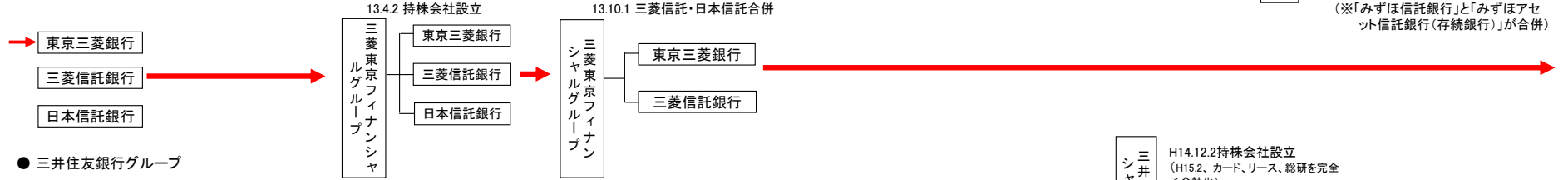
平成17年6月30日現在

## ● みずほフィナンシャルグループ



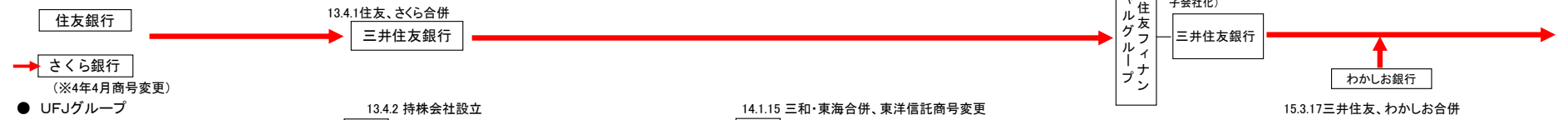
## ● 三菱東京フィナンシャルグループ

8年4月  
東京、三菱合併

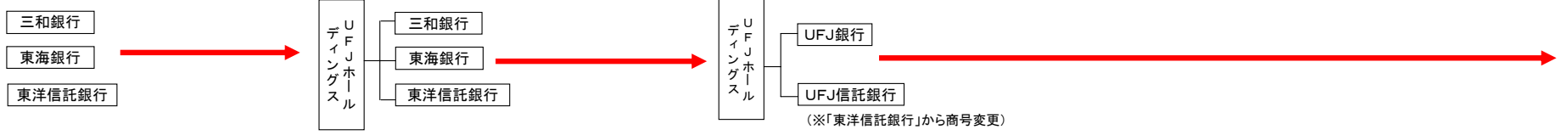


## ● 三井住友銀行グループ

2年4月  
三井、太陽神戸合併  
 ※4年4月商号変更

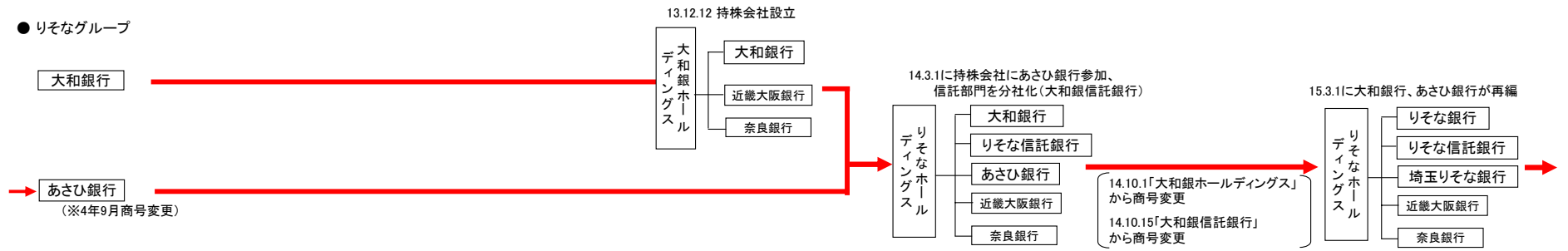


## ● UFJグループ



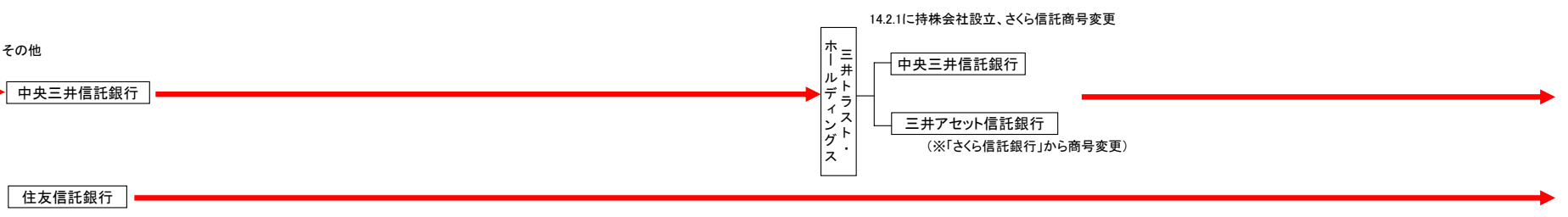
## ● リソナグループ

3年4月  
協和、埼玉合併  
 ※4年9月商号変更



## ● その他

12年4月  
中央信託、三井信託合併



【地域銀行】計113行	
【地方銀行】 計64行	(株)青森銀行
	(株)秋田銀行
	(株)足利銀行
	(株)阿波銀行
	(株)池田銀行
	(株)伊予銀行
	(株)岩手銀行
	(株)大分銀行
	(株)大垣共立銀行
	(株)沖繩銀行
	(株)鹿児島銀行
	(株)関東つくば銀行
	(株)紀陽銀行
	(株)京都銀行
	(株)近畿大阪銀行
	(株)群馬銀行
	(株)佐賀銀行
	(株)山陰合同銀行
	(株)滋賀銀行
	(株)四国銀行
	(株)静岡銀行
	(株)七十七銀行
	(株)清水銀行
	(株)十八銀行
	(株)十六銀行
	(株)荘内銀行
	(株)常陽銀行
	(株)親和銀行
	(株)スルガ銀行
	(株)泉州銀行
	(株)第四銀行
	(株)但馬銀行
	(株)筑邦銀行
	(株)千葉銀行
	(株)千葉興業銀行
	(株)中国銀行
	(株)東京都民銀行
	(株)東邦銀行
	(株)東北銀行
	(株)鳥取銀行
	(株)富山銀行
	(株)南都銀行
	(株)西日本シティ銀行
	(株)八十二銀行
	(株)肥後銀行
	(株)百五銀行
	(株)百十四銀行
	(株)広島銀行
	(株)福井銀行
	(株)福岡銀行
	(株)北越銀行
	(株)北都銀行
	(株)北陸銀行
	(株)北海道銀行
	(株)北國銀行
	(株)三重銀行
	(株)みちのく銀行
	(株)宮崎銀行

【第2地方銀行】 計48行	(株)武蔵野銀行
	(株)山形銀行
	(株)山口銀行
	(株)山梨中央銀行
	(株)横浜銀行
	(株)琉球銀行
	(株)愛知銀行
	(株)茨城銀行
	(株)愛媛銀行
	(株)沖縄海邦銀行
	(株)香川銀行
	(株)神奈川銀行
	(株)関西アーバン銀行
	(株)北日本銀行
	(株)岐阜銀行
	(株)熊本ファミリー銀行
	(株)京葉銀行
	(株)高知銀行
	(株)西京銀行
	(株)佐賀共栄銀行
	(株)札幌銀行
	(株)静岡中央銀行
	(株)島根銀行
	(株)殖産銀行
	(株)仙台銀行
	(株)大光銀行
	(株)第三銀行
	(株)大正銀行
	(株)大東銀行
	(株)中京銀行
	(株)東京スター銀行
	(株)東和銀行
	(株)徳島銀行
	(株)栃木銀行
	(株)トマト銀行
	(株)富山第一銀行
	(株)長崎銀行
	(株)長野銀行
	(株)名古屋銀行
	(株)奈良銀行
	(株)東日本銀行
	(株)もみじ銀行
	(株)びわこ銀行
	(株)福岡中央銀行
	(株)福島銀行
	(株)福邦銀行
	(株)豊和銀行
	(株)北洋銀行
(株)みなと銀行	
(株)南日本銀行	
(株)宮崎太陽銀行	
(株)八千代銀行	
(株)山形しあわせ銀行	
(株)和歌山銀行	
【その他】1行	(株)埼玉りそな銀行

資料11-8-4  
信用金庫一覧表(平成17年6月30日現在)

都道府県	信用金庫名
北海道 25金庫	札幌信用金庫
	室蘭信用金庫
	空知信用金庫
	苫小牧信用金庫
	北門信用金庫
	伊達信用金庫
	北空知信用金庫
	日高信用金庫
	函館信用金庫
	渡島信用金庫
	江差信用金庫
	小樽信用金庫
	北海信用金庫
	旭川信用金庫
	稚内信用金庫
	留萌信用金庫
	士別信用金庫
	名寄信用金庫
	帯広信用金庫
	釧路信用金庫
	大地みらい信用金庫
	北見信用金庫
	網走信用金庫
	紋別信用金庫
	遠軽信用金庫
青森県 5金庫	あおもり信用金庫
	東奥信用金庫
	八戸信用金庫
	十和田信用金庫
秋田県 3金庫	下北信用金庫
	秋田信用金庫
	羽後信用金庫
山形県 5金庫	秋田ふれあい信用金庫
	山形信用金庫
	米沢信用金庫
	鶴岡信用金庫
	新庄信用金庫
岩手県 7金庫	酒田信用金庫
	盛岡信用金庫
	宮古信用金庫
	一関信用金庫
	北上信用金庫
	花巻信用金庫
	水沢信用金庫
二戸信用金庫	
宮城県 6金庫	仙台信用金庫
	宮城第一信用金庫
	石巻信用金庫
	塩竈信用金庫
	仙南信用金庫
	気仙沼信用金庫
福島県 8金庫	会津信用金庫
	郡山信用金庫
	白河信用金庫
	須賀川信用金庫
	ひまわり信用金庫
	あぶくま信用金庫
二本松信用金庫	

都道府県	信用金庫名
群馬県 9金庫	福島信用金庫
	ぐんま信用金庫
	高崎信用金庫
	桐生信用金庫
	アイオー信用金庫
	利根郡信用金庫
	館林信用金庫
	北群馬信用金庫
	かんら信用金庫
多野信用金庫	
栃木県 6金庫	足利小山信用金庫
	栃木信用金庫
	鹿沼相互信用金庫
	佐野信用金庫
	大田原信用金庫
	烏山信用金庫
茨城県 2金庫	水戸信用金庫
	結城信用金庫
埼玉県 4金庫	埼玉縣信用金庫
	川口信用金庫
	青木信用金庫
千葉県 5金庫	飯能信用金庫
	千葉信用金庫
	銚子信用金庫
	東京ベイ信用金庫
	館山信用金庫
神奈川県 8金庫	佐原信用金庫
	横浜信用金庫
	三浦藤沢信用金庫
	湘南信用金庫
	川崎信用金庫
	平塚信用金庫
	さがみ信用金庫
	中栄信用金庫
中南信用金庫	
東京都 25金庫	朝日信用金庫
	興産信用金庫
	さわやか信用金庫
	東京シティ信用金庫
	芝信用金庫
	東京東信用金庫
	東栄信用金庫
	亀有信用金庫
	小松川信用金庫
	足立成和信用金庫
	東京三協信用金庫
	西京信用金庫
	西武信用金庫
	城南信用金庫
	昭和信用金庫
	目黒信用金庫
	世田谷信用金庫
	東京信用金庫
	城北信用金庫
	瀧野川信用金庫
巣鴨信用金庫	
八王子信用金庫	
青梅信用金庫	

都道府県	信用金庫名
	太平信用金庫
	多摩中央信用金庫
新潟県 9金庫	新潟信用金庫
	長岡信用金庫
	三条信用金庫
	新発田信用金庫
	柏崎信用金庫
	上越信用金庫
	新井信用金庫
	村上信用金庫
	加茂信用金庫
山梨県 2金庫	甲府信用金庫
	山梨信用金庫
長野県 6金庫	長野信用金庫
	松本信用金庫
	上田信用金庫
	諏訪信用金庫
	飯田信用金庫
	アルプス中央信用金庫
富山県 9金庫	富山信用金庫
	高岡信用金庫
	新湊信用金庫
	新川水橋信用金庫
	氷見伏木信用金庫
	滑川信用金庫
	上市信用金庫
	砺波信用金庫
	石動信用金庫
石川県 5金庫	金沢信用金庫
	のと共栄信用金庫
	北陸信用金庫
	鶴来信用金庫
	興能信用金庫
福井県 5金庫	福井信用金庫
	敦賀信用金庫
	武生信用金庫
	小浜信用金庫
	越前信用金庫
静岡県 14金庫	静岡信用金庫
	静岡信用金庫
	浜松信用金庫
	沼津信用金庫
	三島信用金庫
	富士宮信用金庫
	伊豆信用金庫
	島田信用金庫
	磐田信用金庫
	焼津信用金庫
	掛川信用金庫
	駿河信用金庫
	富士信用金庫
	遠州信用金庫
岐阜県 7金庫	岐阜信用金庫
	大垣信用金庫
	高山信用金庫
	東濃信用金庫
	関信用金庫
	八幡信用金庫

都道府県	信用金庫名
	西濃信用金庫
愛知県 15金庫	愛知信用金庫
	豊橋信用金庫
	岡崎信用金庫
	いちい信用金庫
	瀬戸信用金庫
	半田信用金庫
	知多信用金庫
	豊川信用金庫
	豊田信用金庫
	碧海信用金庫
	西尾信用金庫
	蒲郡信用金庫
	尾西信用金庫
	中日信用金庫
	東春信用金庫
三重県 5金庫	津信用金庫
	北伊勢上野信用金庫
	三重信用金庫
	桑名信用金庫
	紀北信用金庫
滋賀県 3金庫	滋賀中央信用金庫
	長浜信用金庫
	湖東信用金庫
京都府 3金庫	京都信用金庫
	京都中央信用金庫
	京都北都信用金庫
大阪府 10金庫	大阪信用金庫
	大阪厚生信用金庫
	大阪市信用金庫
	大阪商工信用金庫
	大福信用金庫
	永和信用金庫
	十三信用金庫
	大阪東信用金庫
	枚方信用金庫
	摂津水都信用金庫
奈良県 3金庫	奈良信用金庫
	大和信用金庫
	奈良中央信用金庫
和歌山県 3金庫	新宮信用金庫
	きのくに信用金庫
	湯浅信用金庫
兵庫県 11金庫	神戸信用金庫
	姫路信用金庫
	播州信用金庫
	兵庫信用金庫
	尼崎信用金庫
	日新信用金庫
	淡路信用金庫
	但馬信用金庫
	西兵庫信用金庫
	中兵庫信用金庫
	但陽信用金庫
鳥取県 3金庫	鳥取信用金庫
	米子信用金庫
	倉吉信用金庫
島根県	しまね信用金庫

都道府県	信用金庫名
4金庫	日本海信用金庫
	島根中央信用金庫
	津和野信用金庫
岡山県 8金庫	おかやま信用金庫
	水島信用金庫
	津山信用金庫
	玉島信用金庫
	備北信用金庫
	吉備信用金庫
	日生信用金庫
	備前信用金庫
広島県 5金庫	広島信用金庫
	呉信用金庫
	しまなみ信用金庫
	大竹信用金庫
山口県 8金庫	広島みどり信用金庫
	山口信用金庫
	下関信用金庫
	防府信用金庫
	宇部信用金庫
	萩信用金庫
	岩国信用金庫
	東山口信用金庫
徳島県 2金庫	吉南信用金庫
	徳島信用金庫
香川県 2金庫	阿南信用金庫
	高松信用金庫
愛媛県 5金庫	観音寺信用金庫
	愛媛信用金庫
	三津浜信用金庫
	宇和島信用金庫
高知県 2金庫	東予信用金庫
	幡多信用金庫
福岡県 8金庫	知之江信用金庫
	福岡信用金庫
	福岡ひびき信用金庫
	大牟田柳川信用金庫
	筑後信用金庫
	飯塚信用金庫
	田川信用金庫
	大川信用金庫
遠賀信用金庫	
佐賀県 4金庫	唐津信用金庫
	佐賀信用金庫
	伊万里信用金庫
	杵島信用金庫
長崎県 2金庫	西九州信用金庫
	たちばな信用金庫
熊本県 4金庫	熊本信用金庫
	熊本第一信用金庫
	熊本中央信用金庫
	天草信用金庫
大分県 3金庫	大分信用金庫
	大分みらい信用金庫
	日田信用金庫
宮崎県 6金庫	宮崎信用金庫
	都城信用金庫

都道府県	信用金庫名
	延岡信用金庫
	西諸信用金庫
	高鍋信用金庫
	南郷信用金庫
鹿児島県 3金庫	鹿児島信用金庫
	鹿児島相互信用金庫
	奄美大島信用金庫
沖縄県1金庫	コザ信用金庫
合計 298金庫	



## 信用組合一覧表(平成17年6月30日現在)

都道府県	信用組合名
北海道 8組合	北央信用組合
	空知商工信用組合
	札幌中央信用組合
	釧路信用組合
	十勝信用組合
	函館商工信用組合
	室蘭商工信用組合
	ウリ信用組合
青森県	青森県信用組合
岩手県 2組合	杜陵信用組合
	岩手県医師信用組合
宮城県 4組合	仙北信用組合
	石巻商工信用組合
	古川信用組合
	五城信用組合
秋田県	秋田県信用組合
山形県 6組合	山形庶民信用組合
	山形第一信用組合
	山形中央信用組合
	北郡信用組合
	山形県庁職員信用組合
	山形県医師信用組合
福島県 5組合	福島県商工信用組合
	いわき信用組合
	福島協和信用組合
	会津商工信用組合
	相双信用組合
茨城県	茨城県信用組合
栃木県 2組合	真岡信用組合
	那須信用組合
群馬県 5組合	あかぎ信用組合
	群馬県信用組合
	かみつけ信用組合
	東群馬信用組合
	群馬県医師信用組合
埼玉県 3組合	埼玉県医師信用組合
	熊谷商工信用組合
	埼玉信用組合
千葉県 3組合	房総信用組合
	銚子商工信用組合
	君津信用組合
東京都 23組合	全東栄信用組合
	東浴信用組合
	文化産業信用組合
	東京証券信用組合
	東京建設信用組合
	東京厚生信用組合
	東信用組合
	葛飾商工信用組合
	江東信用組合

都道府県	信用組合名
東京都 15組合	青和信用組合
	中ノ郷信用組合
	共立信用組合
	七島信用組合
	大東京信用組合
	第一勸業信用組合
	城北信用組合
	北部信用組合
	警視庁職員信用組合
	甲子信用組合
	東京消防信用組合
	東京都職員信用組合
	ハナ信用組合
	あすか信用組合
	神奈川県 6組合
神奈川県歯科医師信用組合	
横浜商銀信用組合	
信用組合横浜華銀	
小田原第一信用組合	
半原信用組合	
山梨県 2組合	山梨県民信用組合
	都留信用組合
新潟県 13組合	新潟縣信用組合
	新潟鉄道信用組合
	興栄信用組合
	新栄信用組合
	太陽信用組合
	五泉信用組合
	協栄信用組合
	三條信用組合
	巻信用組合
	新潟大栄信用組合
	塩沢信用組合
糸魚川信用組合	
両津信用組合	
長野県 2組合	長野県信用組合
	あすなろ信用組合
静岡県	静岡県医師信用組合
愛知県 9組合	信用組合愛知商銀
	豊橋商工信用組合
	愛知県中央信用組合
	三河信用組合
	名古屋青果物信用組合
	愛知県医療信用組合
	愛知県医師信用組合
	丸八信用組合
	愛知県警察信用組合
岐阜県 5組合	岐阜商工信用組合
	イ才信用組合
	飛驒信用組合

都道府県	信用組合名
	益田信用組合
	岐阜県医師信用組合
三重県	三重県職員信用組合
富山県	富山県医師信用組合
2組合	富山県信用組合
石川県	金沢中央信用組合
2組合	石川県医師信用組合
福井県	福泉信用組合
3組合	北陸商銀信用組合
	福井県医師信用組合
滋賀県	滋賀県民信用組合
2組合	滋賀県信用組合
京都府	京滋信用組合
大阪府	大同信用組合
12組合	成協信用組合
	大阪協栄信用組合
	大阪貯蓄信用組合
	のぞみ信用組合
	中央信用組合
	大阪府医師信用組合
	近畿産業信用組合
	大阪府警察信用組合
	朝日新聞信用組合
	毎日信用組合
	ミレ信用組合
兵庫県	兵庫県警察信用組合
7組合	富士信用組合
	兵庫県医療信用組合
	兵庫県信用組合
	神戸市職員信用組合
	淡陽信用組合
	兵庫ひまわり信用組合
和歌山県	和歌山県医師信用組合
岡山県	朝銀西信用組合
3組合	信用組合岡山商銀
	笠岡信用組合
広島県	広島市信用組合
6組合	広島県信用組合
	信用組合広島商銀
	呉市職員信用組合
	両備信用組合
	備後信用組合
山口県	山口県信用組合
2組合	下関市職員信用組合
島根県	出雲信用組合
2組合	島根益田信用組合
香川県	香川県信用組合
高知県	土佐信用組合
2組合	宿毛商銀信用組合
福岡県	福岡県庁信用組合
5組合	福岡県医師信用組合
	福岡県南部信用組合
	福岡県中央信用組合
	福岡興業信用組合

都道府県	信用組合名
佐賀県	佐賀県医師信用組合
4組合	佐賀東信用組合
	佐賀西信用組合
	佐賀商銀信用組合
長崎県	長崎三菱信用組合
6組合	長崎県医師信用組合
	長崎商銀信用組合
	長崎県民信用組合
	佐世保中央信用組合
	福江信用組合
熊本県	熊本県信用組合
3組合	九州幸銀信用組合
	熊本県医師信用組合
大分県	大分県信用組合
2組合	玖珠郡信用組合
宮崎県	宮崎県北部信用組合
2組合	宮崎県南部信用組合
鹿児島県	鹿児島興業信用組合
4組合	奄美信用組合
	鹿児島県信用組合
	鹿児島県医師信用組合
合計175組合	

## 労働金庫一覧表(平成17年6月30日現在)

北海道労働金庫
東北労働金庫
中央労働金庫
新潟県労働金庫
長野県労働金庫
静岡県労働金庫
北陸労働金庫
東海労働金庫
近畿労働金庫
中国労働金庫
四国労働金庫
九州労働金庫
沖縄県労働金庫
計 13金庫

## 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ 開催実績

- 第1回 平成17年 2月22日(火) ・ 岩原座長より、検討項目(座長メモ)について説明  
・ 金融庁より、「偽造キャッシュカードに関する金融庁の対応について」(平成17年2月22日公表)について説明
- 第2回 2月25日(金) ・ 柳田邦男氏より、偽造キャッシュカード犯罪及び被害の問題点について説明  
・ 中尾委員より、全銀協の偽造キャッシュカード問題への取組みについて説明
- 第3回 3月4日(金) ・ 川地委員より、キャッシュカードの不正使用をめぐるドイツの法状況について説明  
・ 岩原座長より、偽造その他無権限キャッシュカード等取引に関する英米仏等の法制について説明  
・ 金融庁より、民法第478条とATM引出しの適用事例等について説明
- 第4回 3月11日(金) ・ 三井住友カード(株)より、クレジットカード業界における偽造被害への取組みについて説明  
・ 松本貞夫委員より、「カード規定試案」の制定経緯等について説明  
・ 金融庁より、金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会における議論について説明
- 第5回 3月18日(金) ・ 杉浦オブザーバーより、海外調査報告(預金者への補償のあり方と偽造予防策)について説明  
・ 中間取りまとめに向けた討議
- 第6回 3月25日(金) ・ 中間取りまとめに向けた討議
- ( 3月31日(木) 中間取りまとめ公表 )
- 第7回 4月1日(金) ・ 全銀協より、キャッシュカード取引について説明  
・ 各金融関係団体(地銀協、全信協等)より、偽造キャッシュカード問題への取組みについて説明
- 第8回 4月8日(金) ・ 中尾委員より、「カード規定試案」の改定案について説明  
・ 姫野委員より、金融機関の防犯基準について説明
- 第9回 4月15日(金) ・ 岩下オブザーバーより、偽造キャッシュカード問題の現状とその対策について説明  
・ 松本勉委員より、金融取引における生体認証について説明  
・ 松本泰委員より、偽造キャッシュカード問題と認証システムの考察について説明

第10回 4月22日(金) ・ (財)金融情報システムセンターより、偽造キャッシュカード対策強化のための「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」の改訂について説明  
・ 金融庁より、盗難キャッシュカードの問題に関する論点メモ等について説明

第11回 4月26日(火) ・ 姫野委員より、カードの窃盗被害の状況とカード使用犯罪について説明  
・ 平田委員より、盗難キャッシュカード被害の状況等について説明  
・ 金融庁より、盗難キャッシュカード等に係る判例の概要について説明

第12回 4月28日(木) ・ 金融庁より、損害保険におけるモラルハザードの防止例について説明  
・ 金融庁より、過失相殺が認められた判例の概要について説明  
・ 盗難キャッシュカード被害に対する補償のあり方について討議

第13回 5月10日(火) ・ 第二次中間取りまとめに向けた討議

第14回 5月11日(水) ・ 第二次中間取りまとめに向けた討議

( 5月13日(金) 第二次中間取りまとめ公表 )

第15回 5月19日(木) ・ (社)電子情報技術産業協会金融端末専門委員会より、ATMにおけるセキュリティ対策について説明  
・ 被害の予防策・被害拡大の抑止策について自由討議

第16回 5月26日(木) ・ シティバンク、エヌ・エイより、シティバンクのフロード防止策について説明  
・ 杉浦オブザーバーより、海外調査報告(偽造・盗難等に対する事前予防策)について説明

第17回 6月1日(水) ・ 被害の予防策・被害拡大の抑止策に関する基本的な考え方について討議  
・ (株)アイワイバンク銀行より、アイワイバンク銀行における偽造カード対応について説明

第18回 6月10日(金) ・ 岩下オブザーバーより、金融業務における情報セキュリティ技術の国際標準化について説明  
・ 最終取りまとめに向けた討議

第19回 6月16日(木) ・ 最終取りまとめに向けた討議

( 6月24日(金) 最終報告書公表 )

偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ メンバー

座長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	川地 宏行	専修大学法学部教授
	中尾 誠	(株)三井住友銀行執行役員事務統括部長 (第1回～第9回)
	平田 淳	(株)みずほ銀行事務統括部長 (第10回～第19回)
	姫野 和弘	警察庁生活安全局生活安全企画課都市防犯対策官
	日和佐 信子	雪印乳業(株)社外取締役、前全国消費者団体連絡会事務局長
	松本 貞夫	明治大学法科大学院教授
	松本 勉	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授
	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
	松本 泰	セコム(株) I S 研究所主席研究員
オブザーバー	米谷 達哉	日本銀行金融市場局決済・市場インフラ企画担当 総括参事役 (第1回～第6回、第11回～第14回、第19回)
	岩下 直行	日本銀行金融研究所情報技術研究センター長 (第7回～第10回、第15回～第18回)
	吉田 徹	法務省民事局参事官 (第1回～第6回)
	筒井 健夫	法務省民事局参事官 (第7回～第19回)
	郡山 信	(財)金融情報システムセンター監査安全部長 (第1回、第2回)
	久木田 弘好	(財)金融情報システムセンター監査安全部主任研究員 (第3回～第19回)
	喜入 博	金融庁情報化統括責任者 (C I O) 補佐官
	杉浦 宣彦	金融庁金融研究研修センター研究官
	事務局	金融庁監督局

1. 実態調査結果の概要（平成 17 年 2 月 22 日）

- 被害は関東に集中（全体の 9 割）
- 引出し回数は、深夜でのコンビニ A T M に集中。引出し金額は早朝の銀行 A T M で最大。
- 1 件あたり引出し回数 5 回以下が全体の 4 分の 3。1 日の引出し金額 100 万円以上が全体の 7 割。大半（95%）は 3 日以内に引出されている一方で、3 日以内に被害に気づくのは全体の 4 分の 1。
- 判明している暗証番号の 6 割は生年月日関係。
- スキミングの心当たりのあるもののうち、「ゴルフ場」が最多
- 被害件数 2 0 8 件中、1 8 件で銀行は補償を実施

2. 金融界に対する要請の概要（平成 17 年 2 月 22 日）

- 金融機関全体の態勢整備
  - ・ 銀行法 2 4 条等に基づき 3 月末までに「偽造キャッシュカード犯罪緊急対応方針」の報告を求める。
- 被害の発生を防止する観点からは、
  - ・ I C キャッシュカードや生体認証による本人確認の導入等、偽造防止や犯罪防止に向けた効果的な取組みの検討
  - ・ 類推しやすい暗証番号の使用防止等
- 被害を極小化する観点からは、
  - ・ 一日あたりの A T M 引出し限度額の一律引き下げや引出し限度額を個別に変更する仕組みの導入等
  - ・ 異常な引出しを早期に顧客に通知するための仕組みの導入
- 被害発生後の対応の観点からは、
  - ・ 被害者に対する丁寧かつ真摯な対応
  - ・ 警察当局との協力（情報提供・防犯ビデオ等）
  - ・ 被害者への補償のあり方についての真剣な検討

### 3. 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループの活動

(1) 偽造キャッシュカード被害に対する補償を中心とした第一次中間取りまとめの概要（平成 17 年 3 月 31 日公表）

#### 【損失負担ルール】

- 偽造キャッシュカードが使用されたことによる損害は、原則として金融機関が負担
- 但し、預金者の責に帰すべき重大な事由がある場合には、預金者が負担
- 預金者の帰責事由については、金融機関に立証責任

#### 【預金者の責に帰すべき重大な事由】

- 預金者に故意がある場合は預金者が損失を負担すべき（故意が合理的に推測される場合を含むべきとの意見あり）。
- 預金者に重過失がある場合

#### 〔例〕

- ① 他人に暗証番号を知らせた場合や暗証番号をカード上に書き記した場合
- ② 預金者がカードの占有を安易に他人に移転した場合（デビットカードとして使用する際に店員に手交する場合などを除く）

#### 【環境整備】

- 補償の悪用（被害の偽装など）対策（被害者である預金者が予め警察に対して申告をしたか調査するなど）
- 各預金者のニーズに基づいた払戻し限度額の設定
- 被害を早期に発見するための体制

#### 【今後の対応】

- 本問題の緊急性に鑑みれば、立法による対応も視野に入れつつ、まずは約款の改正で対応することが必要。その実効性を確保するための行政上の対応が必要。
- 立法による対応を検討する場合は、その措置の内容と表見代理（民法第 109 条、110 条、112 条）、債務不履行（民法第 415 条）、債務不履行等を前提とした過失相殺（民法第 418 条）との整合性など、議論すべき論点は多い。



- 本スタディグループにおいては、まずは緊急課題の偽造キャッシュカード問題について集中的に検討すべきとされているところであるが、盗難キャッシュカードについて、以下の両論があった。
    - ① 偽造キャッシュカードの問題は、キャッシュカードシステム自体の欠陥の問題であるのに対し、盗難キャッシュカードの問題は、窃盗一般の問題との関連があるほか、必ずしもキャッシュカードシステムの欠陥の問題ではないため、両者は区別すべき。
    - ② 盗難キャッシュカードと偽造キャッシュカードの違いは、真正のカードの占有を奪った後、そのカードを不正使用するか、スキミングをした上で真正のカードを返却するかの違いであり、両者の補償のあり方を区別する必要はない。
- (2) 盗難キャッシュカード被害に対する補償を中心とした第二次中間取りまとめの概要（平成17年5月13日公表）

**【考慮すべきポイント】**

- 金融機関における被害予防のインセンティブ
- 預金者のモラルハザード防止
- 被害の偽装への対応

**【基本的な考え方】**

- 盗難キャッシュカードによる払戻し等は、無権限者による行為であり、本来有効な行為ではないということが前提。
- 金融機関のサービスの最たるものは預金者の財産の安全な管理。
- 盗難の発生は預金者のカード・暗証番号管理の程度に深く関連。
- 預金者は、カードや暗証番号の管理について善管注意義務を負う。仮に盗難された場合は、カードが喪失していることから速やかな届出が求められる。
- 金融機関はシステム提供者として、可能な限り無権限者を排除し得る注意義務を尽くすべき。
- 大量のキャッシュカード盗難事件を扱うため、実務上の対応可能性について配慮する必要（保険実務等を参考）。
- 金融機関に極端な負担を強いる場合、かえってビジネスモデルの変更による顧客利便性の喪失につながることもある。
- 盗難キャッシュカードは偽造キャッシュカードに比べて、被害の偽装が容易。

## 【損失負担ルール案】

- 盗難キャッシュカードが使用されたことによる損害は、金融機関に過失がない場合であっても、盗難に関する金融機関へのすみやかな届出、警察署への被害届、金融機関による調査への全面的な協力及び以下のイ)～ハ)に該当しないことを条件に、
  - イ) 預金者の家族、同居人、使用人によって使用された場合
  - ロ) 被害状況の届出等に虚偽があった場合
  - ハ) 戦争、暴動等著しい社会秩序の混乱に乘じ又は付随してなされた場合盗難の届出の一定期間前以後に発生した被害を補償対象とすることとし、それについて、
  - ①原則として、預金者と金融機関が50%ずつ負担、
  - ②ただし、預金者が無過失の場合、金融機関が全額負担（預金者側に疎明を行う責任）、
  - ③また、預金者が重過失の場合、預金者が全額負担（金融機関側に立証責任）、とする。
- 金融機関に過失がある場合、原則として金融機関が負担。ただし、預金者の過失に起因する損害があれば預金者も一定の負担か。

## 【損失負担ルール案の考え方】

### 1. 補償対象期間

以下の2つの意見があった。

- ①届出時の48時間前以後（特別な事情がある場合は除く）  
一部金融機関による実態調査によれば、最初の不正払出から48時間以内に金融機関に届出した預金者が全体の8割強。
- ②届出日の10日前以後（但し、盗難に気づいた場合は直ちに届出ることが必要）（キャッシュカード盗難保険の例）

### 2. 負担割合

預金者には、カード管理について一般人として通常求められる程度の注意義務が、金融機関にはシステム提供者として預金の安全性への信頼を守る責務があると考えられることなどから、原則として損失を折半。

### 3. 立証

預金者に負担を求める場合には、（金融機関が無過失であり、かつ）

預金者に重過失が存することが必要であり、それについての立証責任は金融機関にある。

他方、金融機関が無過失であっても、預金者が金融機関に負担を求める場合には預金者の無過失が必要である。しかしながら、預金者にとって無過失の立証は、極めて困難であることに鑑み、預金者は自己の盗難の状況等について具体的な証拠までは求めず可能な限り合理的な説明を金融機関に対して行い（疎明を行う責任）、金融機関がそれを一応確からしいと推測を得た場合（いわゆる疎明の状態）には、預金者の無過失を認定することを基本とするべき。



(3) 被害発生の予防策等を中心とした最終報告書の概要（平成 17 年 6 月 24 日公表）

【被害発生の予防策等に関する基本的な考え方】

- 預金者保護のため、金融機関において一定水準以上のセキュリティを確保するとともに、預金者のカード等の管理意識の向上を図る必要。
- 金融機関は、セキュリティ・レベルの向上を前提としつつ、安全性と利便性のこれまでのバランスを見直した、新たなビジネス・モデルを模索する必要。
- ATMネットワークは社会インフラであり、その保護のためにネットワーク参加金融機関には一定水準のセキュリティ確保が必要。
- 標準・評価基準の整備によるシステム・セキュリティ向上のための環境を整備すべき。
- 犯人の早期検挙を目指した犯罪対応を徹底すべき。

【具体的な被害発生の予防策等】

〔顧客サービスに直結する事項〕

- ICカード化は望ましい方向。磁気カードを継続するのであれば、セキュリティ補強策が必要。
- 4桁暗証に付加した第二の記憶認証の導入は望ましい方向だが、互換性確保等の課題あり。4桁の暗証番号を維持するのであれば、セキュリティ補強策が必要。
- 生体認証は注目すべき第三の認証の仕組み。但し、センシティブ情報の保護等の基本的な問題に加え、技術として成熟途上にあるため、安全性評価基準や運用基準等につき検討が必要。
- 被害の拡大を抑止するために利用限度額を設定すべき。その水準は、基本的には経営判断の問題だが、安全性を重視した場合の一応の参考値として1日あたり50万円という水準がありうるか。
- 被害時の顧客からの届出の受付や顧客へのキャッシュカード利用に伴うリスクの説明等、顧客対応の強化が必要。

〔主として金融機関サイドで取り組む事項〕

- システム・セキュリティ対策について、標準・評価基準を整備し、監査・評価する仕組みが必要。そのための検討の場を新たに設置すべき。また、事故・犯罪発生に関する情報の共有・分析の場も

必要。

- 犯罪技術の巧妙化に対応した防犯基準の見直しが必要。
- 被害の早期発見のための仕組みを早急に確立する必要。
- 国際的な業務展開を行っている金融機関は、暗号化等の国際的なセキュリティトレンドに沿った対策が必要。
- 被害の偽装対策のため、偽造・盗難補償の実績について、金融機関間で情報交換する仕組み（但し、個人情報保護の観点からの配慮が必要）や警察・金融機関間の具体的協力関係を構築することが必要。

〔監督サイドで取り組む事項〕

- 金融機関におけるシステム・セキュリティ対策については、監督指針において位置付けることが必要。

偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等による被害が多数発生していることにかんがみ、これらのカード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等に関する民法の特例等について定めるとともに、これらのカード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等を講ずることにより、これらのカード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護を図り、あわせて預貯金に対する信頼を確保し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定に資することを目的とするものとする。 (第1条関係)

第二 定義

- 一 この法律において「金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社をいうものとする。 (第2条第1項関係)
- 二 この法律において「預貯金者」とは、金融機関と預貯金等契約を締結する個人をいうものとする。 (第2条第2項関係)
- 三 この法律において「真正カード等」とは、預貯金等契約に基づき預貯金者に交付された預貯金の引出用のカード又は預貯金通帳（金銭の借入れをするための機能を併せ有するものを含む。以下「カード等」という。）をいうものとする。 (第2条第3項関係)
- 四 この法律において「偽造カード等」とは、真正カード等以外のカード等その他これに類似するものをいうものとする。 (第2条第4項関係)
- 五 この法律において「盗難カード等」とは、盗取された真正カード等をいうものとする。 (第2条第5項関係)
- 六 この法律において「機械式預貯金払戻し」とは、現金自動支払機による預貯金の払戻し（振込みに係る預貯金者の口座からの払戻しを含む。）をいうものとする。 (第2条第6項関係)
- 七 この法律において「機械式金銭借入れ」とは、現金自動支払機による金銭の借入れ（預貯金以外のものを担保とする借入れを除く。）をいうものとする。 (第2条第7項関係)

### 第三 カード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等に関する民法の特例

民法第478条の規定は、カード等その他これに類似するものを用いて行われる機械式預貯金払戻し及び機械式金銭借入れ（以下「機械式預貯金払戻し等」という。）については、適用しないものとする。ただし、真正カード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等については、この限りでないものとする。（第3条関係）

### 第四 偽造カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻し等の効力

- 一 偽造カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻しは、①当該機械式預貯金払戻しに係る預貯金等契約を締結している預貯金者の故意により当該機械式預貯金払戻しが行われたものであるとき又は②当該預貯金等契約を締結している金融機関が当該機械式預貯金払戻しについて善意でかつ過失がない場合であって当該預貯金者の重大な過失により当該機械式預貯金払戻しが行われることとなったときに限り、その効力を有するものとする。（第4条第1項関係）
- 二 偽造カード等を用いて行われた機械式金銭借入れについても、一の①又は②と同様の場合に限り、預貯金者がその責任を負うものとする。（第4条第2項関係）

### 第五 盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻し等の額に相当する金額の補てん等

- 一 盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻しの額に相当する金額の補てん
  - 1 預貯金者は、自らの預貯金等契約に係る真正カード等が盗取されたと認める場合において、次のいずれにも該当するときは、金融機関に対し、当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻しの額に相当する金額の補てんを求めることができるものとする。（第5条第1項関係）
    - ① 当該真正カード等が盗取されたと認めた後、速やかに、当該金融機関に対し盗取された旨の通知を行ったこと。
    - ② 当該金融機関の求めに応じ、遅滞なく、当該盗取が行われるに至った事情その他の当該盗取に関する状況について十分な説明を行ったこと。
    - ③ 当該金融機関に対し、捜査機関に対して当該盗取に係る届出を提出していることを申し出たことその他当該盗取が行われたことが推測される事実として内閣府令で定めるものを示したこと。
  - 2 1による補てんの求めを受けた金融機関は、①当該補てんの求めに係



る機械式預貯金払戻しが盗難カード等を用いて行われた不正なものでないこと又は②当該機械式預貯金払戻しが当該補てんの求めをした預貯金者の故意により行われたことを証明した場合を除き、当該補てんの求めをした預貯金者に対して、当該機械式預貯金払戻しの額に相当する金額（基準日以後において行われた当該機械式預貯金払戻しの額に相当する金額に限る。以下「補てん対象額」という。）の補てんを行わなければならないものとする。 （第5条第2項本文関係）

3 2にかかわらず、当該金融機関が、①当該機械式預貯金払戻しが盗難カード等を用いて不正に行われたことについて善意でかつ過失がないこと及び②当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の過失（重大な過失を除く。）により行われたことを証明した場合は、その補てんを行わなければならない金額は、補てん対象額の四分の三に相当する金額とするものとする。 （第5条第2項ただし書関係）

4 1による補てんの求めを受けた金融機関は、2及び3にかかわらず、次のいずれかに該当することを証明した場合には、当該補てんの求めをした預貯金者に対して、補てんを行うことを要しないものとする。

① 当該補てんの求めに係る機械式預貯金払戻しが盗難カード等を用いて不正に行われたことについて金融機関が善意でかつ過失がないこと及び次のいずれかに該当すること。

イ 当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の重大な過失により行われたこと。

ロ 当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人又は家事使用人によって行われたこと。

ハ 当該預貯金者が、1の②の金融機関に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。

② 当該盗難カード等に係る盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随して行われたこと。

（第5条第3項関係）

二 盗難カード等を用いて行われた不正な機械式金銭借入れに係る支払の求めに関する措置

1 盗難カード等を用いて行われた不正な機械式金銭借入れについても、一の1～3と同様の場合に、金融機関が当該機械式金銭借入れについて、その全額又は四分の三の支払を求めることができないものとする。

（第5条第4項関係）

2 一の4は、1の場合について準用するものとする。

（第5条第5項関係）

### 三 基準日

- 1 一の 2（二の 1 においても同様とする。）の基準日とは、一の 1 の①の通知を行った日の三十日前の日とするものとする。
- 2 1にかかわらず、預貯金者が、盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻し又は機械式金銭借入れが最初に行われた日。）以後三十日を経過する日までの期間内に当該盗取が行われたことを知ることができなかつたことその他の当該通知をすることができなかつたことについてやむを得ない特別の事情がある期間があることを証明したときは、一の 1 の①の通知を行った日の、三十日に当該特別の事情が継続している期間の日数を加えた日数前の日を基準日とする。

（第 5 条第 6 項関係）

### 第六 損害賠償等がされた場合等の調整

- 一 第五の一の 2 に基づく補てんを受けることができることとされる預貯金者に対し、①当該機械式預貯金払戻しに係る預貯金の払戻請求権又は②第三者に対して有する損害賠償請求権等の全部又は一部に係る支払がされた場合においては、当該補てんの求めを受けた金融機関は、その支払の金額の限度で当該預貯金者に対して補てんを行う義務を免れるものとする。
- （第 6 条第 1 項関係）
- 二 第五の一の 2 による補てんを受けた預貯金者は、当該補てんを受けた金額の限度において、一の①に掲げる請求権に係る支払の請求を行うことができないものとする。
- （第 6 条第 2 項関係）
- 三 第五の一の 2 により預貯金者に対し補てんを行った金融機関は、当該補てんを行った金額の限度において、当該預貯金者の有する一の②に掲げる請求権を取得するものとする。
- （第 6 条第 3 項関係）

### 第七 適用除外

第五は、第五の一の 1 の①の通知が盗取が行われた日から二年を経過する日後に行われたときは、適用しないものとする。

（第 7 条関係）

### 第八 強行規定

第三から第七までに反する特約で預貯金者に不利なものは、無効とするものとする。

（第 8 条関係）

## 第九 偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等

一 金融機関は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の発生を防止するため、できるだけ速やかに、機械式預貯金払戻し等に係る認証の技術の開発並びに情報の漏えいの防止及び異常な取引状況の早期の把握のための情報システムの整備その他の措置を講ずることにより、機械式預貯金払戻し等が正当な権限を有する者に対して適切に行われることを確保することができるようにするとともに、預貯金者に対するこれらの措置についての情報の提供並びに啓発及び知識の普及、容易に推測される暗証番号が使用されないような適切な措置の実施その他の必要な措置を講じなければならないものとする。

(第9条第1項関係)

二 金融機関は、一の措置を講ずるに当たっては、これらの措置の実施に伴う預貯金者の負担が過重なものとならないよう配慮するとともに、規格の統一、互換性の確保等により預貯金者の利便に支障を及ぼすことがないよう努めるものとする。

(第9条第2項関係)

三 国又は都道府県は、一の措置の実施状況を把握するとともに、必要があると認めるときは、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等の充実を図るため、金融機関が適切な措置を講ずるよう必要な措置を講じなければならないものとする。

(第9条第3項関係)

四 預貯金者は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等が行われないう、カード等及びその暗証番号の適切な管理に努めるものとする。

(第9条第4項関係)

## 第十 取引の状況等の記録、保存等

金融機関は、機械式預貯金払戻し等の状況をビデオテープ、写真その他の記録媒体に記録し、それらの物件を保存するとともに、預貯金者からその預貯金等契約に係る偽造カード等又は盗難カード等による機械式預貯金払戻し等に係る事実を確認するために必要な資料の提供その他の協力を求められたときは、これに誠実に協力するものとする。

(第10条関係)

## 第十一 関係行政機関等及び預貯金者に対する協力の要請

一 金融機関は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻し等に関し、関係行政機関等に対し必要な協力を求めることができるものとする。

(第11条第1項関係)

二 金融機関は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われた不正な機

械式預貯金払戻し等に関し、当該機械式預貯金払戻し等に係る預貯金者に対して情報の提供その他の必要な協力を求めることができるものとし、当該預貯金者はこれに誠実に協力するものとする。

(第11条第2項関係)

三 金融機関は、預貯金者に対し二の協力を求めるに当たっては、当該預貯金者の年齢、心身の状態等に十分配慮するものとする。

(第11条第3項関係)

## 第十二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行するものとする。

(附則第1条第1項関係)

二 第三から第八までは、この法律の施行の日以後に行われる機械式預貯金払戻し等について適用するものとする。

(附則第1条第2項関係)

## 第十三 この法律の施行前に偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻し等に係る預貯金者に対する配慮

この法律の施行前に偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻し等により損害が生じた預貯金者に係る金融機関による当該損害の賠償又は補てん等については、この法律の趣旨に照らし、最大限の配慮が行われるものとする。

(附則第2条関係)

## 第十四 検討

この法律の規定については、急速な情報化の進展、金融サービスに関する技術の高度化等のカード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等を取り巻く状況の変化及びこの法律の実施状況等を勘案し、預貯金者の一層の保護を図る観点から、この法律の施行後二年を目途として検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(附則第3条関係)

偽造カード等による被害と盗難カード等による被害について（イメージ図）

【1】偽造カード等による被害について

		預貯金者の過失の有無〈金融機関が立証〉	
		重過失	過失(重過失以外)・無過失 (立証不能の場合) <b>(金融機関が立証)</b>
金融機関の過失の有無 (自らの無過失を立証)	なし	預貯金者が負担	金融機関が負担 (原則)
	(立証不能の場合) あり	金融機関が負担	

【2】盗難カード等による被害について

		預貯金者の過失の有無〈金融機関が立証〉	
		重過失	過失(重過失以外) (立証不能の場合) <b>(金融機関が立証)</b>
金融機関の過失の有無 (自らの無過失を立証)	なし	預貯金者が負担	金融機関が負担 (原則)
	(立証不能の場合) あり	金融機関が負担	

《限定①：盗難されたことについての預貯金者の届出・説明義務》

- (1)カード等が盗取された旨の金融機関への通知
- (2)盗取に関する状況についての説明
- (3)捜査機関に対する届出の事実の申出



※ 盗難カード等の不正使用でないことの反証（金融機関）

《限定②：補てん対象の限定》

特段の事情がある場合を除き、上記(1)の通知の日前30日の間に行われた払戻しの金額に限る。

《限定③：補てんの除外事由》

次のいずれかに該当する場合は補てんを要しないこととする。

- (i) 払戻しが家族、同居人、家事使用人により行われたこと。
- (ii) 上記(2)の説明において、重要な事項につき偽りの説明をしたこと。
- (iii) 盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随してなされたこと。

注：金融機関の過失 あり→なし についても金融機関に立証責任がある

偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律案に対する附帯決議案

政府、金融機関その他の関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 金融機関の窓口における不正な預貯金の払戻しについて、速やかに、その防止策及び預貯金者の保護の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。

一 インターネットバンキングに係る犯罪等については、速やかに、その実態の把握に努めその防止策及び預貯金者等の保護の在り方を検討し必要な措置を講ずること。

一 金融機関は、盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻し等に係る損害の補てん請求の要件とされる「十分な説明」とは、盗取に関する状況について一般的かつ客観的に十分な説明が行われることであり、また、その預金者が置かれた状況にかんがみて十分な対応、情報提供を行っているかどうかで判断されるものであることに留意して対応すべきものであること。

一 金融機関は、預貯金者の過失の有無については、暗証番号を生年月日等の類推されやすいものとしていただけで直ちに過失があるものと判断してはならないこと、また、預貯金者の重大な過失の有無については、他人に暗証番号を知らせた場合、暗証番号をカード等の上に書き記した場合、カード等を安易に第三者に渡した場合その他これらと同等程度以上に注意義務違反が著しい場合に限られることに留意して対応すべきものであること。

一 金融機関は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等を適切に講じ、この法律の施行後二年を目途として、強固なATMシステムを構築するよう努めること。また、これに要する費用について、安易に預貯金者への転嫁を行わないよう努めること。

一 金融機関は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のために導入を進めているICカード化、生体認証等について、できるだけ早期に規格の統一又は互換性の確保を図り、預貯金者の利便に支障を生じないように努めること。

一 金融機関は、この法律に基づく預貯金者に対する補てん等に伴い生じる負担を回避するため、一方的な利用限度額の著しい引下げその他の利用の制限を行うことにより預貯金者へのサービスの低下を招くことがないように努めること。

一 金融機関及び捜査機関は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の被害を擬装した犯罪を防止するための対策に関し連携を図ること。

これまでの中小企業金融に関する対応（金融監督庁設立以降）

（ ●=金融（監督）庁としての対応      □=金融再生委員会としての対応  
☆=その他政府全体としての対応等 ）

- ☆10. 8. 28…「中小企業等貸し渋り対策大綱」閣議決定  
（信用保証協会の特別保証制度の創設等信用補完制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充など）
- 10. 9. 11… 金融監督庁、「金融機関に関する苦情相談窓口の周知等について発表
- 10. 10. 1… 金融監督庁及び中小企業庁「地域融資動向に関する情報交換会」の開催について都道府県へ通知
- ☆10. 10. 1… 「中小企業金融安定化特別保証制度」取扱開始
- ☆10. 10. 16… 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」成立  
（公的資金による資本増強、10月23日施行）
- 10. 10. 22… 都銀1行に対して、債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 10. 10. 27… 主要19行に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを発表
- ☆10. 11. 16… 緊急経済対策閣議決定  
（金融機関の業務再構築、中小企業等への信用供与の配慮等を内容とする基準に基づく資本増強制度の実効ある運用、早期是正措置の発動基準等の改正による検査監督行政の効果的な運用、日本開発銀行の融資制度の拡充等による信用収縮対策など）
- 10. 12. 1… 各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度の運用にあたり万全を期すよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 10. 12. 7… 地銀、第二地銀に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを発表



- 10. 12. 22… 全銀協会長、地銀協会長、第二地銀協会長、全信協会長、全信組協会長に対し、「総理と中小企業団体との懇談会」において出された民間金融機関に対する意見を伝達するとともに、各金融機関の支店等の現場の融資担当者にまで金融の円滑の趣旨を徹底するよう伝達。
- ☆ 10. 12. 28… 総理→全銀協会長行、地銀協会長行、第二地銀協会長行、全信協副会長行、全信組協会長行、農中、政府系8庫に円滑な資金供給等を要請
- 11. 1. 14… 地銀4行、第二地銀行1行、信金1庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11. 3. 5… 都銀3行、第二地銀行1行、信金3庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11. 4. 28… 都銀1行、地銀4行、第二地銀行2行、信金7庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- ● 11. 11. 9… 金融再生委員会・金融監督庁 → 資本増強行（都銀8行、長信銀1行、信託5行、地銀1行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
- ☆ 11. 11. 11… 経済新生対策閣議決定  
(中小企業金融安定化特別保証を平成13年3月末まで1年間延長し、保証枠を10兆円追加)
- 11. 12. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 11. 12. 7… 経営健全化計画の履行状況において、資本増強行の中小企業向け貸出状況（9月末）等を公表、以降半期毎に公表（但し、12年3月期については、12年6月8日に別途公表）
- ● 11. 12. 7… 金融再生委員会・金融監督庁 → 9月末の貸出実績が3月末と比べ減少している資本増強行に対し、中小企業向け貸出の増加について、口頭で要請
- ● 11. 12. 16… 金融再生委員会委員長→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中の代表に円滑な資金供給等を要請

- ● 1 2. 3. 中旬… 金融再生委員会・金融監督庁 → 資本増強行（都銀4行、長信銀1行、信託4行、地銀1行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
  
- ☆ 1 2. 5. 2 4… 協同組織金融機関に対する資本増強を容易にするため、早期健全化法等を改正（6月30日施行）
  
- 1 2. 7. 2 1… 経営健全化計画の履行状況報告において、資本増強行の中小企業向け貸出計画（12年度）を公表、以降、経営健全化計画の履行状況報告又は経営健全化計画の見直しにおいて毎期公表
  
- ☆ 1 2. 1 0. 1 9… 日本新生のための新発展政策閣議決定  
（中小企業金融安定化特別保証制度の終了をふまえ、一般信用保証制度の拡充やセーフティネットに係る対策の充実等を図る）
  
- ● 1 2. 1 2. 4… 金融再生委員会委員長→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
  
- 1 2. 1 2. 4… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
  
- 1 3. 3. 9… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
  
- 1 3. 3. 1 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
  
- ☆ 1 3. 3. 3 1… 「中小企業金融安定化特別保証制度」の取扱終了
  
- 1 3. 9. 2 8… 「改革先行プログラム」に沿って、金融担当大臣から主要行の頭取・社長に対し資金供給の円滑化を要請
  
- 1 3. 1 0. 4… 新生銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を发出
  
- ☆ 1 3. 1 0. 2 6… 「改革先行プログラム」閣議決定  
（民間及び政府系の金融機関に対し、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化を努めるよう要請する等）

- 13. 12. 7… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 13. 12. 10… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ☆ 14. 2. 27… 「早急に取り組むべきデフレ対応策」を公表  
(不動産担保貸出を中心とする従来の融資に加え、無担保・無保証、迅速審査による事業者向け融資の創設等、これまでの金融機関にはない融資ノウハウを活用した新たな取組みを促進し、健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を図る等)
- 14. 3. 6… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、また、売掛債権担保融資保証制度の利用が促進されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 14. 3. 7… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14. 3. 27… 各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度に係る既往債務の返済条件変更の一層の弾力化につき配慮されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 14. 6. 28… 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を公表
- 14. 10. 18… UFJHD、あさひ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- 14. 10. 25… 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」設置。電子メール、ファックスでの受付開始（財務局等においては14. 11. 1より受付開始）
- ☆ 14. 10. 30… 「改革加速のための総合対応策」を公表
- 14. 10. 30… 「金融再生プログラム」を公表  
(中小企業貸出に対する十分な配慮を図る等)
- ☆ 14. 11. 11… 「売掛債権担保融資保証制度」の拡充  
(中小企業者が保有している売掛債権を担保として金融機関から借入れを行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度。契約が成立した段階から一定の範囲内で資金の借入ができるように拡充)

- 14. 12. 2… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14. 12. 5… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15. 1. 31… みずほHD に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- ☆ 15. 2. 10… 「資金繰り円滑化借換保証制度」取扱開始  
(信用保証協会保証付借入金の借換や複数の保証付借入金の債務の一本化等を促進し、中小企業の月々の返済額の軽減等を図る)
- 15. 2. 24… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 15. 3. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15. 3. 28… 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を策定、公表  
(中小企業の再生と地域経済の活性化を図る等)
- 15. 4. 21… 『「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について』(第1回目)公表、以降四半期毎に公表
- 15. 5. 27… 「地域金融円滑化会議」の開催を財務局等へ指示
- 15. 7. 29… 「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」を策定
- 15. 10. 7… 「中小企業金融懇話会」の開催、「中小企業金融モニタリング」の実施を財務局等へ指示
- 15. 12. 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に金融の円滑を要請、特に足利銀行の営業地域における金融の円滑化に格別の配慮を要請
- 15. 12. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡

- 15. 12. 3… 金融庁から主要行に、関東財務局・東北財務局から各金融機関団体を通じ北関東及び福島県の地域金融機関に、足利銀行の営業地域における金融の円滑化を図るよう周知徹底方連絡
- 16. 2. 26… 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂
- 16. 3. 1… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 16. 3. 1… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 16. 6. 18… UFJHD 及びUFJ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る実態確認・計数管理等に関する業務改善命令を発出
- ☆ 16. 11. 25… 包括根保証契約の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立（17年4月1日施行）
- 16. 12. 6… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 16. 12. 6… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 16. 12. 24… 「金融改革プログラム」を公表  
(地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化等)
- 17. 2. 28… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 17. 2. 28… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 17. 3. 9… 包括根保証契約の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する法律」を受けて、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針を改正
- 17. 3. 29… 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（17～18年度）」を策定、公表  
(事業再生・中小企業金融の円滑化等)

## 金融機関の貸出動向

(特殊要因調整前)

[総貸出速報ベース:平残]

(単位:兆円)

	H12.3	H12.9	H13.3	H13.9	H14.3	H14.9	H15.3	H15.9	H16.3	H16.9	H17.3	H17.4	H17.5	H17.6
銀行計	476	462	459	443	437	421	417	400	397	387	385	380	378	376
対前年同月比	-5.9	-4.0	-3.6	-4.2	-4.7	-4.9	-4.6	-5.0	-4.8	-3.2	-3.0	-2.7	-2.8	-2.6
都銀等	291	281	279	267	260	247	242	227	223	216	211	207	206	204
対前年同月比	-7.4	-5.3	-4.4	-5.1	-6.6	-7.6	-7.1	-8.1	-7.7	-4.8	-5.2	-5.0	-5.2	-5.4
地方銀行	135	133	134	132	133	131	133	132	133	130	135	133	133	133
対前年同月比	-2.8	-0.1	-0.3	-1.2	-0.8	-0.4	-0.1	0.6	-0.2	-1.1	1.3	1.6	1.7	2.3
第二地銀	50	47	46	44	44	43	43	41	42	41	39	39	39	39
対前年同月比	-5.3	-6.9	-8.5	-7.3	-4.4	-1.9	-3.0	-4.6	-2.7	-0.6	-5.1	-4.5	-4.5	-4.1

(特殊要因調整後)

※特殊要因((1)貸出債権流動化要因、(2)為替変動要因、(3)貸出債権償却要因)を調整した計数

[総貸出速報ベース:平残]

(単位:兆円)

	H12.3	H12.9	H13.3	H13.9	H14.3	H14.9	H15.3	H15.9	H16.3	H16.9	H17.3	H17.4	H17.5	H17.6
銀行計	495	472	467	452	447	431	427	413	411	395	394	389	387	385
対前年同月比	-2.2	-1.9	-1.9	-2.0	-2.6	-2.7	-2.3	-1.9	-1.6	-1.2	-0.8	-0.5	-0.5	-0.3
都銀等	307	289	284	273	267	255	250	238	233	221	217	213	212	211
対前年同月比	-2.4	-2.6	-2.6	-3.1	-4.2	-4.5	-3.9	-3.7	-3.5	-2.6	-2.5	-2.3	-2.2	-2.3
地方銀行	136	135	136	133	134	132	134	133	135	133	136	135	135	134
対前年同月比	-1.5	1.1	0.9	-0.2	-0.0	0.3	0.6	1.7	1.5	0.5	2.7	3.0	3.1	3.7
第二地銀	52	48	48	47	46	44	43	42	42	42	40	40	40	40
対前年同月比	-2.8	-5.6	-4.8	-1.3	-0.8	-0.6	-1.5	-2.6	-0.7	1.2	-3.5	-2.8	-2.8	-2.5

(注1)都銀等の計数は、都銀、信託銀(信託子会社・外銀信託除く)、あおぞら銀行、埼玉りそな銀行、新生銀行の合計。

(注2)2004年10月に行われた西日本銀行と福岡シティ銀行の合併に伴い、2004年10月以降の地銀および第二地銀の計数は、9月以前とは連続しない。

(注3)(特殊要因調整後)の計数は、以下の各特殊要因を調整した貸出平残と各特殊要因を控除したベースの貸出残高の対前年同月比である。

(1)貸出債権流動化要因:貸出債権流動化残高前年差

(2)為替変動要因:外貨インパ貸平残(外貨建)を円・ドル為替相場の前年差で調整

(3)貸出債権償却要因:過去1年分の貸出金償却額、個別貸倒引当金目的取崩額、CCPC(2004年3月26日付で解散)への債権売却にかかる2次ロス、貸出債権売却損、その他債権放棄額、等の累計  
出典:日本銀行「貸出・資金吸収動向」

## 日銀短観の資金繰り判断D. I. の推移

																	新ベース(03/12~)						
	97/9	97/12	98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/12	03/3	03/6	03/9	03/12	03/12	04/3	04/6	04/9	04/12	05/3	05/6
全規模	▲3	▲6	▲15	▲20	▲12	▲9	▲4	▲5	▲6	▲10	▲10	▲9	▲9	▲6	▲6	▲4	▲4	▲1	2	3	3	3	6
大企業	14	9	1	▲6	7	9	16	13	12	8	8	8	7	11	12	13	12	15	18	20	18	20	22
中堅企業	0	▲3	▲11	▲17	▲12	▲8	▲4	▲4	▲3	▲8	▲7	▲8	▲8	▲6	▲4	▲3	▲2	1	5	5	6	6	9
中小企業	▲9	▲12	▲22	▲25	▲18	▲16	▲11	▲11	▲13	▲17	▲17	▲16	▲15	▲13	▲12	▲10	▲13	▲11	▲8	▲6	▲5	▲5	▲4

(注1)D.I.=「楽である」と回答した社数構成比-「苦しい」と回答した社数構成比

(注2)「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

## 日銀短観の貸出態度判断D. I. の推移

																	新ベース(03/12~)						
	97/9	97/12	98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/12	03/3	03/6	03/9	03/12	03/12	04/3	04/6	04/9	04/12	05/3	05/6
全規模	14	4	▲17	▲21	▲10	▲3	2	3	3	0	▲4	▲7	▲6	▲4	▲3	0	0	3	7	8	10	11	13
大企業	28	13	▲18	▲22	▲1	10	16	17	17	14	6	3	5	6	8	11	9	12	16	17	19	22	23
中堅企業	18	8	▲14	▲21	▲11	▲3	3	4	5	0	▲3	▲7	▲7	▲4	▲2	0	▲2	2	7	8	10	11	15
中小企業	9	▲1	▲19	▲22	▲12	▲7	▲3	▲3	▲2	▲6	▲9	▲10	▲9	▲8	▲5	▲4	▲4	▲2	2	3	5	7	8

(注1)D.I.=「緩い」と回答した社数構成比-「厳しい」と回答した社数構成比

(注2)「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

## 日銀短観の業況判断D. I. の推移

																	新ベース(03/12~)						
	97/9	97/12	98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/12	03/3	03/6	03/9	03/12	03/12	04/3	04/6	04/9	04/12	05/3	05/6
全規模	▲14	▲22	▲42	▲49	▲37	▲26	▲18	▲14	▲27	▲40	▲32	▲28	▲26	▲26	▲21	▲15	▲11	▲5	0	2	1	▲2	1
大企業	▲4	▲13	▲34	▲47	▲33	▲18	▲4	2	▲14	▲31	▲17	▲11	▲12	▲9	▲6	1	4	9	16	19	16	13	16
中堅企業	▲15	▲22	▲42	▲48	▲35	▲24	▲14	▲11	▲24	▲37	▲27	▲24	▲24	▲24	▲20	▲14	▲8	▲2	3	5	2	0	4
中小企業	▲16	▲24	▲44	▲50	▲39	▲30	▲24	▲20	▲33	▲44	▲39	▲35	▲33	▲32	▲28	▲22	▲19	▲13	▲10	▲9	▲7	▲9	▲7

(注1)D.I.=「良い」と回答した社数構成比-「悪い」と回答した社数構成比

(注2)「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

# 担保・保証に過度に依存しない資金調達

## 1. 主要行の取組

4大グループのすべてが中小企業向けのスピード審査による無担保・第三者保証不要の融資商品を設定、各商品での貸出を拡大。

銀行名	商品名	開始時期	平成15年度貸出実行額	平成16年度貸出実行額	平成17年度貸出実行額の目途
みずほ	パートナー・シリーズ	平成14年2月	3,700億円程度	6,000億円程度	1兆円程度
東京三菱	融活力ほか	平成15年5月	2,500億円程度	3,900億円程度	上半期 3,000億円程度
UFJ	ビジネスローン	平成15年5月	1,700億円程度	5,700億円程度	上半期 4,000億円程度
三井住友	ビジネスセレクトローン	平成14年3月	7,300億円程度	1兆4,500億円程度	1兆3,000億円程度
合 計			1兆5,200億円程度	3兆 100億円程度	—

(担保・保証を提供している先に対する貸出を一部含む。)

## 2. 地域金融機関の取組

リレーションシップバンキングの機能強化に向けた取組み実績をみると、9割近くの地域金融機関が担保・保証に過度に依存しない融資を推進。その中で、スコアリングモデル(信用格付けモデル)を活用した融資が幅広く普及。

不動産担保・保証に過度に依存しない融資※

15年度 1兆4,791億円  
16年度 2兆7,737億円  
⇒

※スコアリングモデル、財務制限条項を活用した融資、知的財産権担保融資など不動産担保・保証に過度に依存しない融資の合計



## 行政処分一覧(平成16事務年度)(業務改善命令のみ)

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成16年度	H16.12.28	預金取扱金融機関	主要行等	<a href="#">みずほ銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.8.31	預金取扱金融機関	その他銀行	<a href="#">整理回収機構</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	取締役会の取組姿勢が不十分等
平成16年度	H16.9.17	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	<a href="#">シティバンク、エヌ・エイ在日支店</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	公益侵害、法令違反 法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不正融資、不公正取引、不適切取引、説明義務違反、本人確認等不備 職員による横領
平成16年度	H16.12.16	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	<a href="#">ブラジル銀行在日支店</a>	銀行法・本人確認法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	本人確認等の手続き不備
平成17年度	H17.4.8	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	<a href="#">クレディ・スイス信託銀行</a>	銀行法・兼善法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	信託財産の管理不備
平成17年度	H17.4.22	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	<a href="#">シティラスト信託銀行</a>	銀行法・兼善法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	信託財産の管理不備、無登録営業、検査忌避
平成16年度	H16.7.16	預金取扱金融機関	地域銀行等	<a href="#">熊本ファミリー銀行</a>	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	業務改善命令の対象となった年度の翌年度において再度当期利益が経営健全化計画を3割以上下回るなど、なお経営の改善が見られず、また、公的資金により引き受けた優先株式に所定の配当がなされなかったこと	16年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成16年度	H16.7.16	預金取扱金融機関	地域銀行等	<a href="#">九州親和ホールディングス</a>	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	16年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成16年度	H16.8.6	預金取扱金融機関	地域銀行等	<a href="#">愛媛銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.8.13	預金取扱金融機関	地域銀行等	<a href="#">西日本銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.8.13	預金取扱金融機関	地域銀行等	<a href="#">長崎銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.9.24	預金取扱金融機関	地域銀行等	<a href="#">紀陽銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.10.29	預金取扱金融機関	地域銀行等	北國銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.10.29	預金取扱金融機関	地域銀行等	広島銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.11.19	預金取扱金融機関	地域銀行等	<a href="#">静岡中央銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.12.17	預金取扱金融機関	地域銀行等	<a href="#">仙台銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H17.3.11	預金取扱金融機関	地域銀行等	<a href="#">第三銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.4.22	預金取扱金融機関	地域銀行等	<a href="#">南都銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.5.20	預金取扱金融機関	地域銀行等	<a href="#">みちのく銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な不祥事対応
平成17年度	H17.5.20	預金取扱金融機関	地域銀行等	<a href="#">山形しあわせ銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.6.10	預金取扱金融機関	地域銀行等	<a href="#">東和銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.6.10	預金取扱金融機関	地域銀行等	<a href="#">香川銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.6.17	預金取扱金融機関	地域銀行等	<a href="#">群馬銀行</a>	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.12.10	預金取扱金融機関	信用組合	<a href="#">愛知県中央信用組合</a>	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不祥事に関し一部事実と反する報告・届出
平成17年度	H17.6.17	預金取扱金融機関	信用組合	<a href="#">富士信用組合</a>	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不祥事件の再発防止等の法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分
平成17年度	H17.6.24	預金取扱金融機関	信用金庫	<a href="#">あおもり信用金庫</a>	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.6.24	預金取扱金融機関	信用金庫	<a href="#">瀬戸信用金庫</a>	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成16年度	H16.11.12	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">四国労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.4.15	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">近畿労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成17年度	H17.4.15	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">静岡県労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な経理処理等
平成17年度	H17.4.15	預金取扱金融機関	労働金庫	<a href="#">中国労働金庫</a>	労金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不祥事件未届等
平成16年度	H16.9.8	その他	前払式証券発行者	<a href="#">あさくま</a>	前払式証券規制法	業務改善命令	発行報告書の提出等	法令違反	発行報告書及び供託届出書未提出
平成16年度	H16.10.1	その他	前払式証券発行者	<a href="#">エヌシーぐんま</a>	前払式証券規制法	業務改善命令	法定額発行保証金の供託等	法令違反	発行報告書虚偽記載、発行保証金過少供託
平成16年度	H16.12.27	その他	前払式証券発行者	<a href="#">エヌシーぐんま</a>	前払式証券規制法	業務改善命令	法定額発行保証金の供託等	法令違反	発行保証金過少供託
平成17年度	H17.5.26	その他	前払式証券発行者	<a href="#">富士急百貨店</a>	前払式証券規制法	業務改善命令	基準日未使用残高の適正な把握、発行報告書の適正な作成・提出等	法令違反	発行報告書提出遅延
平成17年度	H17.4.17	その他	商品投資販売業者	<a href="#">グローバル</a>	商品ファンド法	業務改善命令	財務諸表の適切な作成・提出に必要な措置の実施	法令違反	虚偽の申請・報告

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成16年度	H16.7.7	証券会社等	証券会社	<a href="#">東海東京証券</a>	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	法人情報にかかる不正取引の防止、不十分な有価証券の売買に関する管理の状況
平成16年度	H16.7.13	証券会社等	証券会社	<a href="#">飯田証券</a>	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	法人情報にかかる不正取引の防止、不十分な有価証券の売買に関する管理の状況等
平成16年度	H16.7.23	証券会社等	証券会社	<a href="#">グेंट証券</a>	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	作為的相場形成、なりすまし疑いのある取引について本人確認不履行
平成16年度	H16.7.23	証券会社等	証券会社	<a href="#">丸三証券</a>	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	作為的相場形成
平成16年度	H16.9.17	証券会社等	証券会社	<a href="#">シティバンク、エヌ・エイ在日支店</a>	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	信用の供与の条件として、私募の取扱いをする行為
平成16年度	H16.9.17	証券会社等	証券会社	<a href="#">センターフィッツジェラルド証券東京支店</a>	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	呑み行為
平成16年度	H16.10.22	証券会社等	証券会社	<a href="#">土屋証券</a>	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	作為的相場形成
平成16年度	H16.11.30	証券会社等	証券会社	<a href="#">中央証券</a>	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	取引一任勘定取引、顧客対応
平成16年度	H16.12.28	証券会社等	証券会社	<a href="#">新潟証券</a>	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	虚偽又は誤解を生ぜしめるべき行為
平成16年度	H17.1.14	証券会社等	証券会社	<a href="#">ユーエフジェイつばき証券</a>	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	馴れ合い売買
平成16年度	H17.3.4	証券会社等	証券会社	<a href="#">飯塚中川証券</a>	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	取引一任勘定取引
平成16年度	H17.3.7	証券会社等	証券会社	<a href="#">藍澤証券</a>	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	作為的相場形成
平成17年度	H17.6.17	証券会社等	証券会社	<a href="#">いちよし証券</a>	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	投信乗換え重要事項説明しない状況
平成17年度	H17.6.17	証券会社等	証券会社	<a href="#">明和證券</a>	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	取引一任勘定取引
平成17年度	H17.6.24	証券会社等	証券会社	<a href="#">丸八証券</a>	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	取引一任勘定取引
平成17年度	H17.6.29	証券会社等	証券会社	<a href="#">ワールド日業フロンティア証券</a>	証券取引法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	投信乗換え重要事項説明しない状況
平成16年度	H16.7.16	証券会社等	投資顧問業者	<a href="#">ラボス</a>	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	投資顧問契約における証券取引行為の実施
平成16年度	H16.11.5	証券会社等	投資顧問業者	<a href="#">国際投信投資顧問</a>	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	顧客相互間の一任取引
平成16年度	H17.2.25	保険会社	生命保険会社	<a href="#">明治安田生命</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、内部管理態勢の不備	不適切な保険金支払い及び保険募集
平成17年度	H17.6.10	保険会社	生命保険会社	<a href="#">三井生命</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	金融庁検査
平成16年度	H16.8.20	保険会社	損害保険会社	<a href="#">日動火災海上</a>	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	威迫募集、特別利益の提供等